

れば、建議もありしならんか、されど傳らず、獨り式部大輔文章博士三善清行、上る所の意見封事は、本朝文粹にあり、左に抄述す。

臣某言、伏讀去二月十五日詔、遍令公卿大夫方伯牧宰、進讜議、盡謨謀、改百王之澆醜、極萬民之塗炭、中臣伏案舊記、我朝家、神明傳統、天險開疆、土壤膏腴、人民庶富、中上垂仁牧下、々盡誠以戴上、中自後風化漸薄、法令滋彰、賦斂年增、徭役代倍、戶口月減、田畝日荒、既而欽明天皇之代、佛法初傳、本朝、惟古天皇以後、此教盛行、上自群公卿士、下至諸國黎民、無建寺塔者、不列人數、故願盡資產、與造浮圖、競捨田園、以爲佛地、多買良人以爲寺奴、降及天平、彌以尊重、遂傾田園、多建大寺、其堂宇之崇、佛像之大、工巧之妙、莊嚴之奇、有如鬼神之製、似非人力之爲、又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國正稅、於是、天下之費十分而五、桓武天皇、遷都長岡、製作既畢、更營上都、再造大極度、新構豐樂院、又其宮殿樓閣、百官費服、親王公主之第宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、凡盡調庸之用、於是、天下之費五分而三、仁明天皇即位、尤好奢靡、彫文刻鏤、綉繡綺組、竭農事、害女功者、朝製夕改、日變月悞、後房內寢之傍、飲宴譟樂之儲、麗靡煥爛、冠絕古今、府帑由是空虛、賦斂爲之濫起、於是、天下之費、二分而一、貞觀中、應天門及大極殿、頻

有災火、僅依太政大臣昭宣公匪躬之誠、具膽之力、庶民子來、万邦麇至、修攸此宇、葺年而成、然而天下之費、亦失一分之半、然則當今之時、差非往世十分之一也、臣去寬平五年、任備中介、彼國下道郡、有邇磨鄉、爰見風土記、皇極天皇六年、大唐將軍蘇定方、率新羅軍、伐百濟、々々遣使乞救、天皇行幸筑紫、將出救兵時、天智天皇爲皇太子攝政、從行路宿下道郡、見一鄉戶邑甚盛、天下詔、試徵此鄉軍士、即得勝兵二万人、天皇大悅、名此鄉曰二万鄉、後改邇磨、其後天皇崩於筑紫行宮、終不遣此軍、然則二万兵士、彌可蕃息、而天下神護年中、右大臣吉備朝臣、以大臣兼本郡大領、試計此鄉戶口、纔有課丁千九百餘人、貞觀之初、故民部卿藤原保則朝臣、爲彼國介時、見舊記、此鄉有二万兵士之文、計大帳之次、閱其課丁、有七十餘人、某到任、又閱此鄉戶口、有老丁二人、正丁四人、中男三人、去延曆十一年、彼國介藤原公利、任滿歸都、清行問邇磨郡戶口、當今幾何、公利答曰、無有一人、謹計年紀、自皇極天皇六年庚申、至延喜十一年辛未、纔二百五十年、衰弊之速、亦既如此、以一鄉、而推之天下、虛耗指掌可知、中謹錄如左、伏待天裁、一應消水旱求豐穰事、上安民之道、足食之要、唯有水旱無殄、年穀有登也、故朝家每年二月四日、六月十一日、十二月十一日、於神祇官、三祈年月次之祭、嚴加齋肅、遍祈神祇、中每年

正月始自大極殿前、至于七道諸國、修吉祥悔過、又聖代、每年修仁王會、遍為百姓祈禱、豐年消伏疾疫略中、然猶所以水旱不休、災殄屢發者何也、僧徒修之者、多非其人也略中、持戒者少、違律者多、如此薰修者、三尊豈可感應乎、一請禁奢侈事略上、明王之御世也、崇節儉、禁奢盈略中、而今澆風漸扇、王化不行略中、衣服飲食之奢、賓客饗宴之費、日以侈靡、略中、略舉一端、稍陳事實、臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生筑紫絹、為夏汗衫、條繩為表袴、束繩為襪、染繩為履裏、而今諸司史生、皆以白練、為汗衫、白絹為表袴、白襪為襪、菟褐為履裏、其婦女則、下至侍婢、裝非齊紈、不服、衣非越綾、不裁、染紅袖者、費其万錢之價、擣練衣者、裂一砧之間、自餘奢靡、不能具陳略下、一請勅諸國、隨見口數、授口分田事、略上、伏見諸國大帳所載、百姓大半以上、此無身者也略中、牧宰、空懷無用之田藉、豪富、彌收並兼之地略中、今須令諸國、閱實見口、班給其口分田、(大學生食料加給五節、舞妓減員等、略上、は界す)一請停止依諸國小吏、並百姓告令、附訴差遣朝使事略上、比年任用之吏、或結私怨、以誣告官長、所部之民、或矯公事、以怨訴國宰、或陳犯用官物之狀、或訴政行違法之由、此等條類、千緒万端、於是朝家收其告狀、發遣使人、々々到國、未問事之虛實、不辨理之是非、依使式、每事准擬略中、以官長之貴、與小吏賤民、比肩連口、受其推鞠、若詳對之間、

織芥有違、則立加縲繼、便填牢檻、若亦雖告訴之事、皆不實、而威權已廢、政令不行、爰隣境百姓、轉相見、即各輕侮其官長、不肯服從其政教、傷化之源、無甚於是、諸國勘藉の事は略す、一請停以贖勞人、補任諸國、檢非違使及帑師事、檢非違使掌、糺境內之奸濫、禁民間之凶邪、然則國宰之爪牙、非庶之街策也、必須明習法律、兼詳決斷、而今任此職者、皆是當國百姓、舊贖勞料者也、徒費公俸、不堪差使、空帶其名、曾非其器、亦猶如畫餅不可食略中、諸國各至、帑師者、為防寇賊之來犯也略中、而今件帑師、皆充年給、許斥賣、唯論價直之高下、不問才伎之長短、故所充任者、未知軍器之有、况曉機弦之所用乎、一請禁諸國僧徒濫惡、及宿衛舍人凶暴事略上、去延曆元年、官符已禁權貴之規錮山川、勞家之侵奪田地略中、但猶凶暴邪惡者、惡僧與宿衛也、伏以諸寺年分、及臨時得度者、一年之內、或及二三百人也、就中、半分以上、皆是邪濫之輩也、又諸國百姓、逃課役、逋租調者、私自落髮、猥着法眼、如此之輩、積年漸多、天下人民、三分之一、皆是秃首者也、此是未蓄妻子、口喫腥膻、形似沙門、心如屠兒、况其尤甚者、聚為群盜、竊鑄錢貨略中、前年攻圍安藝、守藤原時善、劫略紀伊、守橘公廉者、皆是濫惡之僧、為其魁帥也、〇又六衛府舍人、皆須每月給番曉夕警備、當番陪侍兵欄、佗番休寧、京洛東四帶、是其所也、若有機急者、又須當番

佗番俱勤侍衛、而今件等舍人、皆散落諸國、或在千里郵驛之外、百日行程之境、豈得門
籍編名宿衛分番乎、魚住泊船の事は略す、延善十四年四月廿八日從四位上行式部
大輔臣三善朝臣清行

とありて、右を熟讀玩味せば、當時の世態、歴々として親しく視るが如し、斯く忌憚な
く陳上し、殊に佛法隆昌の時に在りて、能く其陋弊を指摘して、警醒に資せしが如き
六衛舍人は、當時概ね卿相に内附し、殆ど其家の子郎等の如くにてあれば、彼ら宿衛
を缺勤して、遠く郷里に遁れつるは、畢竟其頼る所の卿相らに、結托する所ありしを
明白に紆き立しなど、當時に在りては、決して尋常人の、口外する能はざる所ならん
蓋し、此封事は、清行滿腔の熱血を吐露せしが如きも、猶幾分か扣へめにせしも、知る
べからず、但し折角の建議も、實際に採用施行せられざりしと見えて、清行いふ所の
弊害は、一も匡正する所なきのみならず、反りて層一層と、甚敷なり行しは惜むべし、
想ふに幾程なく、天皇崩御あらせ給ひし故なるべし、實に天皇治圖に御精勵あらせ
給ひしをもて、左の如き物語も傳はれり、今昔物語に

延喜帝ある夜、清涼殿夜の殿におはしけるが、俄かに藏人を召て、是より辰巳の方

に、女のなく聲あり、尋て參れと仰ければ、藏人則ち陣の吉祥雜仕に、火をとぼさせ
て、内裏のうちを求るに、泣女なければ、八省の内にて、清涼殿の辰巳にあたる、官
々のうちを尋るに、音する者なし、かくと奏するに、八省の外を尋よと、仰ありしか
ば、藏人馬司の御馬をたまはり（借る）それに乘て、吉祥に火をとぼさせ、さきに立中
略内裏の辰巳にあたる、京中をゆきて、おまねく聞に、九條堀川の邊の小家に、女の
啼聲あり、藏人其家の前に立て、吉祥をはしらしめて、かくと奏しけるに、程なく吉
祥かへりて、其女をからめて參るべし、かれが心に、謀をもつて泣なりとの宣旨に
て侍るといふ、藏人其家に入て、女を搦めしむるに、女がいはく、我家に今宵盗人入
來て、我夫を殺して去ぬと、聲をあけて、泣さけぶ事限りなし、然共宣旨にまかせて、
女を搦めて、内に引參りて、此由を奏するに、帝のたまはく、此女大なる罪ありて、内
の心かくして、外にいつはり泣なりとて、檢非違使を召て、女をたびて、法に任せ
て、勘問すべしと有ければ、檢非違使中勘問するに、女おぢて申けるは、密夫と心
を合せて、眞の夫をころさせて、これを歎き悲しむと、人にきかせんとて、泣ける由
を述けり、檢非違使内に參りて、かくと奏しければ、天皇きこしめして、さればこそ、

其女の泣つる聲は、内の心に、たがひたりしなり、その密夫を尋ねからめよと仰略中
 天皇はたゞ人に、ましまさざりけりと、世の人たつとび申ける略下
 此話、元より確説として、信ぜざるも、天皇御聰明に、且政務に叡念を勞させ給ふ、一斑
 の參考に資するに足る、又三善清行に付ては、同書に、

延喜の御時に、參議三善清行といふ人あり、其時に、紀長谷雄中納言、秀才にてあり
 けるに、清行宰相と口論有けり、清行、長谷雄に向ひて曰く、無才の博士は、古へより
 今にいたるまで、世になし、但し和主のときは、はじまるなりと、長谷雄之を聞と雖
 も、ことほりと思ひけるにや、更にこたふる事なかりけり、これを聞人ごとに、しか
 ばかり、やんごとなき學生の長谷雄を、かくいひける、清行宰相は、事の外の者にこ
 そ有けれと、ほめ感じける、其時に、惟宗孝言といふ大外記あり、是も他にこえたる
 學生なりしが、かの口論の事を聞て、龍の喰合は、喰伏られても、苦しからず、他の獸
 は、寄付ざる事なりと、いひける、是は長谷雄が、清行にこそかくいはれたれ、他の學
 生は、思ひもよらずと、いふ心なるべし、長谷雄まことにやんごとなき博士なれ共、
 猶清行には及ばざりけり

とあり、之に據れば、清行當時隨一の學匠を以て、自らも居り、他も許せしと見えたり、
 されば、此自信あるより、隨分思切て放言せるなるべく、彼の道真への勸告も、右の意
 見封事も、亦自信の餘勢、忌憚を顧みず、十分に建議せしなるべくも、之を實際に採用
 されざりしも、亦時勢止むを得ざるなり。

第四十三節 古今集の勅撰と文學の一改新

右の如く、天皇萬機に御勵精は、延て文學の上にも及び、延喜の初め、御書所預紀貫之
 らに勅して、古今の秀歌を撰集せしめらる、依て四人の撰者、日々内裏承香殿の、東の
 曹司に會して、之を撰し、延喜五年四月十八日、稿成りて之を奏覽す、即ち古今和歌集
 なり、之を勅撰二十一代集の首めとなす、此書初め續萬葉集と題せしに、奏覽の後ち
 古今和歌集と改めらる、序文は貫之の撰する所、世に之を假名序といふ、即ち國文な
 り、蓋し本朝に漢學行はれて以來、記錄文書等總て、漢文に模擬し來り、漸く一種の文
 體を、形成せるに、茲に至り全く之に據らず、當時普通の言詞を以て、綴り成したり、是
 ぞ、國文體の最初にて、即ち文體の一革新なり、別に紀淑望撰ずる所の、漢文體の序文

あり、之を世に真名序といふ、或はいふ、淑望は、貫之の假名序を漢文體(真名)に譯せりと、又は貫之が、淑望の真名序を、假名に譯したりともいふ、兩説古來より、何れと定る所なし、又奏覽本には真名序なく、嘉祿本亦之に同く、されど其以前の貞應本には、真名序を奥に書きたり、宗祇法師の古今相傳書には、真名序は當流には用ゐずとあり、此淑望は、即ち紀長谷雄の子にて、當時の人なるに、文體こそ異なるも、其趣意は同一なれば、必ず撰序も、同時の事に相違なし、今左に兩序の一節を抄して、研究に資せんやまと歌は、人の心を種として、萬の言の葉とぞなれりける、世の中にある人、ことわざしげきものなれば、心にもふ事を、見るもの聞くものにつけて、いひいだせるなり假名序

夫和歌者、託其根於心地、發其花於詞林者也、人之在世、不能無爲、思慮易遷、哀樂相變、感生於志、詠形於言真名序

力をもいれずして、天地を動かし、目に見えぬ、鬼神をもあはれとおもはせ、をとこをみな、のなかをもやはらげ、たけきものゝふの、心をもなくさむるは歌なり中略是以逸者其聲樂、怨者其吟悲、可以述懷、可以發憤、動天地、感鬼神、化人倫、和夫婦、莫宜

於和歌

いにしへの、世々のみかど、春の花のあした、秋の月の夜毎に、侍らふ人々を召して、事につけつゝ、歌を奉らしめ給ふ、あるは花をそふとて、そふは戀ふの誤寫ならんと古人の説あり、たよりなきところに迷ひ、あるは月を思ふとて、しるべき關にたどれる、心々を見たまひて、さかし、ちろかなりと、しろしめしけむ、しかあるのみならず、さいれ石にたとへ、筑波山にかけて、君をねがひ、よろこび身に過ぎ、たのしみ心にあまひ、富士の烟によそへて人を戀ひ、松虫の音に友をしのび下略古之天子、每良辰美景、詔侍臣、預宴筵者、獻和歌、君臣之情、由斯可見、賢愚之性、於是相分、所以隨民之欲、擇士之才也中略及彼時變、澆漓、人貴奢淫、浮詞雲起、艶流泉涌、其實皆落、其花獨榮、至有好色之家、以此爲花鳥之使、乞食之客、以此爲活計之媒、故半出婦人之右、難進丈夫之前

とあり、蓋し貫之は、當時和歌の叙情は、専ら男女の戀愛に流れつるを、覺らざるにあらざるも、それを婉曲に、諷刺的に書なせるに、淑望のは、最も露骨に、憤慨的に書なせるは、當時の弊風を喝破したるにて、流石に長谷雄の家學を繼承せる、識見なるも、これ

ぞ、實に此集に適せざる所にて、奏覽本には、載ずなりしならん、そは此集、卷の十一より十五まで、戀歌なるにても知るべし、倭天皇此勅撰の御旨趣は、序文に、萬葉集を撰ばれしより、既に百年に及び、古の事をも、歌をも、知れる人、讀人多からず、依て絶たるを繼ぎ、廢れたるを興し給ひ、今の詞をもて、後世に傳へん爲めに、大内記紀友則、御書所預紀貫之、甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑に勅して、萬葉集にもれたる古歌を始め、各々の家集詠草をも徴して、其中より秀逸を拔萃撰集せしめ給ふ、故に友則、貫之らを始め、撰者の歌各々十餘首以上、二十餘首も入りたり、其他萬葉以後の天皇公卿僧祝女流までも入れられたり、されど萬葉集に載たる歌も、數首入りたるは、殊に秀逸なるの故なるべし、即ち春夏秋冬戀賀離別哀傷等、凡て二十卷、歌數千百十一首なり、されば序文に、歌道の廢れたるを云々すれど、決して廢れたるにあらずして、其風體の衰頹、即ち叙情の戀愛に流れたるを、慨けるなり、倭萬葉集は、其全體よりいへば、村翁野夫の謳歌までも、弘く採集し、所謂社會的の觀あるか、古今集に至りては、其採集する所の局面、やゝ狭く、所謂貴族的の觀あるは、下級の謳歌に、採るべきものゝ多からざりしと、其風體の上に於て、文野の差ありしとに依るなるべし、亦以

て詞藻の發展、即ち上下の文學に、著く懸隔ありしを知るべし、されば此集を熟讀玩味して、當時の世態風俗の、一斑を察するを得、且此集に入る所の歌に、寛平の御時何々と、詞書ある歌の、數多あるに付ても、御代々の御中に、別て宇多上皇の、斯道に御心を傾け給ひ、天皇の御時に、益々發展したるを見るべし、宜なり、後世貫之を以て、柿本人丸と並稱し、諸先輩が、我國の和歌は、古今集に依て、其體例全く定まれりと論定せしとや、さはいへ貫之のみならず、躬恒も亦斯道に堪能なるは、大和物語等に、

延喜の御時に、古今撰ぜられしをり、貫之は、さらなり、忠岑や躬恒などは、御書所にめされて、候ひける程に、四月二日なりしかば、まだしのびねの(時鳥ころにて、いみじう、興じおはします、貫之めしいて、歌つかうまつらしめ給へり、こと夏はいかゝなきけん時鳥このよひばかりあやしきぞなき、それをだに、けやけき(優勝事に思ひ給へしに、おなじ御時に、御遊ありし夜、御まへの御階のもとに、躬恒をめて、月を弓張といふ意は、なにのこゝろぞ、これがよし、つかうまつれと、おほせごとありしかば、てる月を弓張としもいふ事は、山の端さしていればなりけり」と申たるを、いみじう感ぜさせ給ひて、大うちき(弑)たまはりて、肩にうちかくるまゝに、白雲

のこのかたにしもありぬるは天津風こそ吹てきぬらしいみじかりしものかな
 さばかりのもの(官位高からぬをいふ)を近くめしよせて、勅祿たまはずべき事な
 らねと、そしりし人のなきも、君のおもくおはします、又躬恒が和歌の道にゆるさ
 れたるところ

とあり、殊に延長四年に、天皇大堰河行幸の時、題を九つ下されて、貫之以下六人の歌
 人に、和歌を徴されしに、貫之始め、皆一題に一首の詠出なりしに、躬恒は鶴立江とい
 ふ題の外は、一題に二首つゝ上りしかば、當日の第一と敬感ありたりと、されば後世
 白河天皇の御時に、時の歌仙たる藤原基俊が、貫之、躬恒優劣の勅問に對して、貫之は
 躬恒が上に立ん事難しと、勅答せり、又壬生忠岑は、後世後鳥羽天皇の御時に、時の歌
 仙たる藤原定家、同家隆に、古今集の中の秀歌は、何ぞと勅答ありしに、兩人共、忠岑の
 「有明のつれなく見えし別れより曉ばかりうきものはなし」の歌を以て第一たるか
 と奏したり、但し忠岑が選の和歌十體の中に、貫之を、先師土州刺史(土佐守をいふ)と
 書れたれば、門人と見えたり、又紀友則は、選集の成らざる前に、二月に六十歳にて歿
 したり、貫之之を悼める歌、あすしらぬ我身と思へどくれぬまの今日は人こそかな

しかりけれの一首は、古今集哀傷部に入られたり、又當時女流に於ても、伊勢御息所
 の如き秀才出たり、此人の和歌に堪能なりしは、今昔物語等にも、

延喜天皇御子の宮の御着袴の料に、御屏風をつくらせ給ふ、其色紙形に、可書歌を、
 歌讀どもに、讀て奉れと仰ければ、皆讀て奉りたりけるを、小野道風といふ手書は、
 かゝしめ給ひけるに、春の帖に、櫻の花のさけるに、女車の山路をゆく色紙形あり、
 それを思し忘れて、歌讀どもに、給はらざりければ、道風書もてゆきて、此所の歌な
 しと申、天皇これはいかにせん、今日になり、俄に誰にか讀すべきと、暫し思召廻ら
 して、藤原伊衡といふ殿上人中略を召て、中略唯今伊勢御息所(伊勢守藤原維繼の女の
 許に行て、かゝる事なん侍る、此歌讀て被遣なんやといふべしとなり中略此御息所
 は、さはめて物の上手にて有ける中略亭子院天皇の御時に中略御息所になされたる
 なり(御所生は行明親王)かたち、こゝろばせよりはじめ中略和歌を讀ことは、その時
 の躬恒、貫之にもおとらざりけり、然るに亭子院の法師にならせ給ひて、大内山と
 いふ所に、ふかく入て、行はれ給ければ、此御息所も、世の中すさまじく(冷凄)おぼえ
 て、家に籠りて居るなり中略伊衡、御息所の家に入てみるに、五條渡りなる所なり中略

三月ばかりの事なれば、前の櫻うるはしくさきたり、寢殿の南もてに、帽額かぶかちの簾所々やぶれて、神さびたり、伊衡中門の脇の廊に立て、人をもつて、内の御使に、伊衡と申ものなん、参りたりといはせ略中簾のもとに近くよりて、内の仰事に候、若宮の御着袴に、屏風して奉るに、色紙形に書ん料に、歌よみどもに、讀せられつるに、しかくの所を、思落して、その所の色紙形に書べき歌なし、其歌よむべき躬恒、貫之を召さするに、各々ものに行たり、今日にはなりたり、又こと人には、いふべきやうなければ、此歌、唯今よみてやられなんやと、仰候つるといへば、御息所驚きて、兼て仰ありてよむとも、躬恒、貫之がよみたらんやうに、なでうかあらん、まして俄に、いかで讀侍らんや、いとわりなき仰ことなり、思かくべき事にもあらず、といふ聲、朗らかに聞ゆ略中久しくなりて後、紫の薄様に歌を書て、むすびて、同じ色のうすやうに、つつみて女の装束を具して、押出したり略中かくて内には、少將は参らぬや々々と、入して見せさせ給ふに略中参りたりと申せば、疾々と仰らる、道風は筆をぬらし、まうけて、御前に候す、然る所に伊衡略中殿上の戸のものにと、被物かづきものをば置て、文を持來りて奉る、天皇これをひらき御覽するに、いみじう、うるはしく書て、道風か書た

るにも、劣らず見ゆ、御息所の歌に、散ちらすきかまほしきをふるさとの花見てかへる人もあはなん、天皇これを御覽じて、目出たがらせ給ふ、御前に候上達部かえたち、殿上人等に、これを見よとて、たまはせられたれば略中詠するに、いみじく聞ゆること、かぎりなし、度々詠じて後になん、道風書ける、しかれば御息所は、いみじき歌讀なり

とあり、是より女流にも、秀才輩出するに至れり、又貫之、古今集序文の後に、延長四年大堰河行幸の和歌の序も、亦假名文にて記されたり、之を第二度目とす、尋て八年土佐守となりて、彼國に下り、承平五年十二月、任滿て歸京するに當り、行程の日記を、婦人に擬して、假名文を以て記せり、之を土佐日記といふ、其卷首に、をとこも、すといふ、日記といふものを、女もしてみんとて、するなりとありて、是ぞ本邦假名文日記の最初にて、是より假名文大に行はれ、本邦文章上に、一革新を來し、遂に伊勢物語、源氏物語を始め、名媛の筆に成る書ども、續々出來て、今に傳はれり、されば今も國文、即ち假名文を學ぶには、古今集及び大堰河行幸和歌の序と、土佐日記を以て模範とす、是併し乍ら、宇多醍醐兩帝の賜ものといふべし、天皇好文の一斑は右の如きも、猶其他に圍碁管絃等の如きも、御堪能なりし、其圍碁に付ては、故事談等に、

延喜聖主、召基聖法師(本名勸蓮)金の御枕を御賭物にて、令決圍碁給ふにしばらく御勝負なし、或日基聖勝奉りて、御枕を賜りて、退出之間、藏人を以て、召返さるゝ所に、申て曰く、年來一堂を建立の宿願候、之を思ひて、日を渉る、早く此御賭物をもつて、本意を達せん、歸參しては、若うちかへされ、參らせもぞ、するるとて、やがて退出す、翌日一字の堂を建立す、仁和寺の北の彌勒堂といふはこれなり、又一條攝政(忠平)藏人頭の頃、帶を御賭物に遊されけるに、奉負て、御數多く成ければ、詠一首和歌
白浪のうちやかへすと思ふまに濱の真砂の數ぞつもれる

とあり、又放鷹等も好ませ給ひ、大鏡に、

公忠の辨をば、大方の事にとりても、やん事なきものに、思召たりし、中にも鷹のかたさまには、いみじう興ぜさせ給ひ、略中日々に政事をつとめ給ひて、馬をいづこにぞや、たて給ひて、事はつるまゝにぞ、中山へは、いませし、が官のつかさの辨の曹司の壁には、その殿の鷹のものは、未だつきて侍らん、略中かゝりければ、ひたぶるの鷹かひにて候もの、殿上にさふらふこそ、見ぐるしけれと、延喜に奏し申人のおはしければ、公事をあろそかにして、狩をのみせばこそ、罪はあらめ、一度も政事をば

かゝて、公事を萬づ勤めて後に、ともかくもあらんは、なてう事かあらんところを、仰られけれ

とあり、以上にて聖徳の御一班を拜察すべし。

第四十四節 攝政再置

延長八年六月より、天皇御惱に罹らせられ、紀略等に藤原清貫平希世等震死の日よりとあり、七月二日清涼殿を避けて、常寧殿に移らせ給ふ、紀略等に、七月十五日皇上御咳病發給、廿一日請天台阿闍梨五人於常寧殿、調備五壇法とあれば、全くの御惱は七月十五日よりにて、其以前に、常寧殿に移御は、清涼殿は、諸臣震死したるをもて、其不祥を避け給ひしを、御惱を誤りしに似たり、偕八月十九日に、御息災の御祈のため、度者千人を給せられ、尋て廿九日、右大臣藤原定方、比叡山に於て、金剛般若經一百卷を讀しめて、御平愈を祈る、九月に至り、遂に御讓位あらせらる、紀略に、

廿二日壬午、天皇逃讓於皇太子寬明親王、詔曰、左大臣藤原朝臣(忠平)保輔幼主攝行政事、内侍執劍、參宜耀殿、皇太子の御殿、先帝(醍醐)御春秋四十六、今上八 廿六日丙戌、新皇拜觀先帝御所 廿七日丁亥、先帝欲遷座朱雀之間、御病甚重、移座右近衛

府大將曹司 廿八日戊子、今日依太上皇不豫、大赦天下、中未一刻太上皇崩、給或云落御髮尊意(天台座主)爲戒師、略中天下諒陰、法名寶金剛、十月十日庚子、奉葬大行皇帝於山城國宇治郡山科陵、醍醐寺北笠取山西小野寺、依て醍醐天皇と諡を上の下、依遺詔、從儉約

朱雀院、諱寬明、醍醐天皇第十一之皇子也、母皇后藤原穩子、太政大臣昭宣公之女也、天皇延長元年七月廿四日丙寅、曉生于右大臣藤原朝臣(忠平)五條、十一月十八日戊午爲親王、三年十月廿一日庚辰爲皇太子、三(中)年八年十一月廿一日天皇即位、大極殿(扶桑略紀)に醍醐天皇御遺戒を載せられたれど、先輩の疑問もあれば探らず、とあり、天祚禮記職掌録に、

朱雀天皇 延長八年十一月廿一日即位、大極殿奉行官方左中辨紀淑光、藏人方頭右中將藤原實賴、臣内辨右大臣右近大將藤原朝臣(定方公) 外辨三品貞真親王 中納言右衛門督藤原恒佐卿 參議彈正大弼橋公賴朝臣 治部卿藤原當幹朝臣 右大辨平時望朝臣 左侍從四品元平親王右京大夫從四位下源庶明少納言從五位上良峰遠視 右侍從品四元長親王前攝津守從四位下藤原忠文少納言代右馬助

藤原近光 典儀少納言從五位下源興平 大將代(名缺)褰帳左研子女王 故兵部

女 右明子女王 兵部元真親王女

とあり大鏡には、

朱雀天皇中御母は皇太后穩子と申しき、太政大臣基經のおどりの第四の御女なり、中承平七年正月四日御元服御とし十五中この帝生れさせ給ひては、御格子もまゐらず、開かず、夜晝火をともし、御帳の内にて、三つまであふしたて、育立奉らせ給ひき、北野におぢ、雷鳴を怖れ給ふなり、清貫震、死の事ありしより、道眞の祟りとして、火雷天神と神號を授けたるより、雷を北野即ち道眞の怨魂とせり、申させ給ひて、かくありしぞかし、この帝、うまれおはしまさずば、藤氏の榮え、いとかう(斯)しも、おはしまさざらまし、いみじきをりふり、生れさせ給へり

とある、この帝、うまれ云々とは、延長元年、皇太子保明親王薨去ありしかば、皇孫慶頼親王を立太子となされしは、嫡統を重んじ給ひしは、勿論なるも、此時女御穩子に、御所生の皇子なかりしも、亦一因なるべし、然るに此年天皇降誕ありしをもて、同三年皇太子薨去ありしかば、續て天皇立太子とならせられたるをいふなり、此事を大鏡

に、
御母后延喜三年癸亥前坊前の春宮の意にて保明親王をいとを生み奉らせ給ふ御とし十九同し廿年庚辰女御宣旨くだり給ふ御とし三十六同し廿三年癸未延長元年朱雀院生れさせ給ふ閏四月廿五日後の宣旨かうふらせ給ふ御とし卅九略四十二にて村上は生れさせ給ひけり后に立せ給ふ日は前坊の御事を宮のうちゆゑしがり（忌み嫌ふ）て申出る人もなかりけるにかの御めのと子に大輔の君といひける女房のかくよみていだしけるわびぬれば今はたものを思へども心にぬは涙なりけり又御法事はて人々まかりいづる日もかくこそはよまれたりけれ今はとてみ山をいづる郭公いづれの里になかんとすらん（中さきの略）東宮におくれ奉りて限りなくなげかせ給ふ同じ年朱雀院生れさせ給ひわれ后に立せ給ひけんこそさまく御歎き御よろこびかきませたるこちつかふまつれ世に太后とこれを申

とあるにて知るべし、備醍醐天皇は攝政關白を置せられざるに御大漸に及ばせ給ひて御讓位あらせ給ひしに、主上は僅に八歳にましますを以て、忠平を攝政になし給ひやがて崩御あらせられ、明年又宇多法皇も崩御あらせられしかば、政局は忠平の一人舞臺となり、萬機心の儘に取捌きしより、遂に藤氏の全盛を極めて、後代專横の端を啓きたり、されば故事談にも、延喜の御時、人相を相するもの参りしに、天皇籬中に御座ある、御聲を聞て、此人國主たるか、御聲國體に叶へりと申、依て東宮保明親王左大臣時平、右大臣道眞の三人を、相せしめられしに、東宮を以て、御容貌國に過なりと、時平を見て思慮國に過ぎたりと、道眞をば才能國に過ぎたりとして、各々此國に適せず、久しからずと申、時に忠平淺官なれば、遙か末座に在しを、相者之を見て、彼所に候人こそ、才能心操形容共に國に適せり、實に久敷奉公あるべきなりと、歎美せり、寛平法皇此事を聞し召て、三人の事はともかくも、忠平に於ては、朕亦見る所ありと仰られて、忠平が大辨參議なりしをも、厭はせ給はず、第一皇女均子内親王を配し、特に朱雀院の西の對に於て、婚儀を行はれたりとあり、大鏡には基經が、高麗人にて人相を見る者あるを召て、三人の子息を相せしめしに、時平をば、かたちすぐれ、心だましひすぐれ、かしくくて、日本のかためと用ゐんにあまれりと申、仲平をば、餘りに心うるはしく、すなほにて、小國には應せずと申、忠平を見るに及びて、天晴日本國の

かためや、世を繼門をひらく事、唯此殿なりと申たりとあり、二説共に大同小異なる上に、相者の話等は、確信するにあらざるも、之に依て忠平の、夙に上下の囑望せる人格を察せらる、又同書に、

この殿(忠平)いづれの御時とは、おぼえ侍らず中宜旨うけたまはらせ給ひて、おこなひ(執務)に陣の座さまには、おはしますみちに、南殿の御帳のうしろの程、とほらせ給ふにもの、けはひて、御太刀のいしづきを、とらへたりければ、いとあやしくて、さぐらせ給ふに、毛はむらくと生ひたる手の、爪長く刀のはのやうなるに、鬼なりけりと、いとあそろしく、思しけれど、臆したる様みえじと中公けの勅宣奉りて、定めに参る人、とらふるは何ものぞ、ゆるさじば、あしかりなんとて、御太刀ひきぬきて、彼が手をとらへさせ、給へりければ、まどひて、うちはなちてこそ丑寅のすみざまに、まかりにけれ

此鬼の話も、今より考れば、可笑の至なれど、當時柔弱少女の如き、華胄公子の中に於て、遙かに一頭地を出せる、英邁の氣象ありしを、察せらる、又同書に、

深草(仁明天皇)の御ほどにや中芥川の行幸中に昭宣公、わらは殿上にて、つかうま

つらせ給へりけるに、帝琴をあそばしける、この琴ひく人は、別の爪つくりて、指にさし入てぞひく中さてもたせ給へりけるを、おとし中又つくらせ給ふべきやうも、なかりければ中幼なくおはします君に中もとめて参れと、おぼせられければ、御馬をうちかへして中求めいてたらん所には、一伽藍をたてんと、願じ思して、求め給ひけるに、いできたる所ぞかし、極樂寺は中偕やんごとなくならせ給ひて、御堂たてさせに、おはします、御車に真信公忠平は、いとちひさくて、ぐし奉り給へりけるに、法性寺の前をわたり給ふとて、て、御に、こゝぞよき堂所なめれ、こゝにたて給へかしと、聞えさせ給ひけるに、いかに見て、かくはいふらんと、思して、さしいて、御覽すれば、まことにいとよく見えければ中げにいとよき所なめり、ましが(汝堂)をたてよ、われはしか、の事のありしかば、そこにたてんずるぞと申させ中さて法性寺たて(忠平)させ給ひし

とあれば、其幼より非凡の質なりしを知るべし、されば攝政としても亦尋常人の如くならず、上皇も御座なく、主上は御幼少なるにも係はらず、承平六年には太政大臣に陞り、尋て三宮に准ぜらるゝ等、基經以來の先蹤を、繼承ありしにても察せらる。

第四十五節 將門と純友の亂

主上御幼冲にて、上皇もおはしまさず、萬機は忠平の隨意に決行する所なれば、人情として、自然に上を侮る事となれるより、京畿に盜賊横行し、中にも承平二年正月廿日に、左大史坂上經行が、皇嘉門の前に於て、群盜のために衣裳を剝奪はれ、僅に單衣一領にて、身を逃れたるより、左右衛門兵衛馬寮に仰せて、誥番を以て、毎夜京中を巡檢せしむ、然るに廿三日夜、近衛々士大澤有春、同小槻滋連と、陽明門内に鬭争して、有春重傷を被ふる、斯る有様なれば、惡漢逮捕の事は、其功なかりしを知らる、京師既に右の如くなれば、ずや邊陲をや、聽て伊豫大椽藤原純友、任滿るも歸京せず、同國日振嶋に據りて、海賊の首魁となりて、沿海を劫掠す、依て承平四年五月、山陽南海二道の諸神に、奉幣使を派して、海賊平定を祈り、兵庫允在原相安を遣し、之を追捕せしむるも、其功を見ず、依て六年三月、小栗栖の泰舜法師を召して、豐樂院に於て大元法を修せしめ、尋て治部省に於ても亦此事あり、共に海賊平定の御立願なり、且從四位下紀淑人を伊豫守、扶桑略紀には大椽とありとなして、海賊を追捕せしむ、淑人任に就くに及び、賊徒其寛仁を慕ひ、小野氏彦、紀秋茂、津時成等三十餘人、手を束ねて、飯降し、其

徒二千五百人の名簿を呈し、是に於て、淑人、彼らに衣食田島を給し、以て之を綏撫す、偕是等變亂の故を以て、明年天慶と改元せしに、同二年、出羽國より驛使を馳せて、俘囚反亂の由を申告する事再三、尋て常陸國より、平將門、興世王らと、官私の雜物を掠略せる由を告ぐ、續て信濃國より、下總國豐田郡の武夫、將門、興世らを奉じて、東國を劫掠し、上野介藤原尙範、下野守藤原弘雅、同國前守大中臣定行らを追上せたりと急報し、時に備前介藤原たけ高たか今昔物語には、干高藤原純友が南海山陽の諸國を劫掠の狀を奏せん爲め、妻子を具して上京する、途次攝津國菟原郡須岐驛に於て、純友の爲めに鬭まれ防戦すと雖も、衆寡敵せず、子の太郎良等文元以下討死し、子高は虜となり、又播磨介島田惟幹も賊の爲め虜となる由を急報ありしかば、久敷昇平に馴れ安佚に流れ優遊を是事とせる大宮人が、斯く東西一時に變亂の警報あるに於て、其驚愕の狀況は察するに餘りあり、依て即日勅符を信濃國に下し、軍兵を徵集して、嚴に國境を守らしめ、東山東海の諸國にも各々其要害を守らしめ、十二月廿九日武藏守貞連ら、逃れて上京せるを以て、召て東國の情況を尋ねらる。

偕將門叛亂の事に付ては、諸書に、嘗て純友と比叡山に上り、遙かに皇宮を望見て、茲

に野心を起し、我は皇孫なれば天子となるべく、卿は藤原氏なれば、關白たるべしと相約して叛を謀り、東西呼應せりとあり、此説甚疑はし、何となれば、將門が亂を起しも、初めより大逆非望の企にあらざるは、下に述べる如くなるに、純友もいかに頑愚なりとて、皇統とは申せ、させる威望もなき、東國の一武夫が斯る大言を吐しとて、眞實に聽從すべきや、想ふに此時偶然にも、東西の警報一時に来れるより、後人の捏造したる説ならん故に、是らの説を除きて、今將門記(群書類從にあり)今昔物語等に據て述んに、初め桓武天皇の孫、高望王の子六人、各々常陸二總の間に顯はる、即ち長男良望、後ち國香と改め常陸大椽たり、後世阪東平氏の中の大椽氏は此裔なり、次を良將といふ、鎮守府將軍たり、即ち將門の父なり、次を良兼といふ、上總介たり、次を良絲といふ、鎮守府將軍たり、次を村岡五郎良文、其次を有子六郎良持と云、將門弱冠より上京して、藤原忠平の許に従仕し、其蔭に頼て檢非違使たらんを求む、されど志を果さず、僅に瀧口に候す、既にして郷に還るに及び、叔父良兼と庄園の境界を争ひて相闘ふ、尋て將門、又一婦人の故を以て、伯父國香と相闘ふ、既にして朝譴を恐れ、上京して、自訴ふ、朝議其私闘なるを以て、免して歸郷せしむ、時に國香の子貞盛、京師に在番し、

王公の門に出入す、將門之に依て、國香子、父己れを讒し、其庄園を奪はん野心ありとなし、貞盛の歸郷を待て、之に報ぜんとなして、天慶二年十二月、弟御厨三郎將頼、大葦原四郎將平、五郎將爲、六郎將武以下一族良等を催し、常陸國府に討入る、國香防戦利あらず、遂に之に死す、貞盛身を以て免かる、將門乃ち國香の領邑(庄園)を并領し、且貞盛若し上京して奏上なさば、我輩免るべからずと、四方に人を派して之を索るも、遂に得ず、時興世王從四位下村田の子、將門に説て、一國を掠るも、阪東を奪ふも、其罪同じかるべしといふ、將門尤も同心して、夫より上野下野に討入、國司を追出して、印鑑を奪ひ取る、興世は武藏權守として、押て入部し、國司を追出せり、是に於て近國争うて變を京師に報ず、且是より先き、武藏介源經基、京師に上り、將門叛逆の由を奏す、朝廷右衛門權佐源俊、左衛門尉高階良臣、勘解由主典阿蘇廣遠を、東國推問使として、下向を命ぜしに、三人事を左右に托して、敢て發せず、蓋し臆したるなり、然るに東國の變亂、右の如くなるをもて、天慶三年正月、右三人の官位を解却し、東山東海山陽三道の追捕使を撰任あり、東海道は從四位藤原忠舒、東山道は從五位下小野維幹、山陽道は正五位下小野好古なり、依て使を神宮に派して、東國平定を祈らせらる、神宮雜事記

に、天慶三年二月九日、被進於二所太神宮種々神寶物等、是東賊平將門西賊藤原純友可被追討之由、依祈願也、使參議從三位大中臣祭主賴基等也、とある即ち是なり、同く十一日東海東山諸國に左の官符を下さる。

太政官符 東海東山諸國司應拔有殊功輩加不次賞事

右平將門、積惡彌長、宿暴暗成、猥招烏合之群、只宗狼戾之事、窺國宰而奪印鑑、領縣邑而事抄掠、輕俠之黨、愚恣之徒、或欲免一朝之辱、自赴勸誘之屬、或擬延片時之命、多入劫掠之中、將門不顧微分、還忘朝憲、遂恣逆亂之意、更挾窺窬之謀、縱有帶甲之千萬、何犯畫象之化、縱有驍勇之數百、何越紆帶之城、獨知井底之廣、空忘海外之守、開闢以來、本朝之間、叛逆之甚、未有此比、適懷異心之志、空遇殄滅之誅、皇天自可施天誅、神明何有秘神兵、抑一天之下、寧非王土、九州之内、誰非公民、官軍黠虜之間、豈無憂國之士乎、田夫野叟之中、豈無忘身之民乎、者左大臣宣奉勅、宜仰國宰、若殺魁帥者、墓以朱紫之品、賜以田地之賞、永及子孫、傳之不朽、又斬次將者、隨其勳功、賜官爵者、諸國承知、依宣行之、普告遐邇、知此由、符到奉行

天慶三年正月十一日

右少辨正五位下兼内藏頭源朝臣相職 員外從五位下左大史尾張宿禰言鑑率然るに、遠江伊豆等の國司連署して、官符使卜部松尾、駿河國に於て、賊のため官符を奪取られ、又駿河國岫崎關は、亂民のために打破られ、且亂民、國分寺を圍みて、雜物を奪取り、人民を殺害せる由を急報す、依て重ねて參議修理大夫藤原忠文を、右衛門となし、征夷大將軍に補し、二月八日、天皇南殿に御し、忠文を召て節刀を賜ふ、此日忠文食事中に、追討の宣旨下ると聞き、箸を投じて、急ぎ參内し、節刀を賜るに及び、其まゝ私第に還らず、出發したりと、故事談等により、且其弟刑部大輔忠舒、從五位源經基を以て副將軍となし、其他右京亮藤原國幹、大監物平清基、散位源就國等を相副らる、又海賊追捕として、太宰大貳小野好古に、藤原慶幸大藏春實等を相副へ、兵船二百餘艘を率ゐて、伊豆國へ發向せしむ、好古發するに臨み、命婦清子の許に、年をへてあひみる人の別れ路は、おしきものこそ命なりけれと一首の歌を贈る、又正月廿二日には、淨藏貴所(三善清行の子僧となる)に勅して、比叡山慢嚴院に於て、三七日を期して、大威徳の法を修し、賊徒平定を祈らしむ、其頃下野押領使に、倭藤太秀郷といふもの、左大臣魚名の裔村雄の子にて、延喜十六年、罪ありて同族兼有等と十八人、配流に處せ

られ、後ち赦に遇ふて郷に歸る、今や將門隣國を掠取するを聞き、先づ彼か材を試んと、一日將門を訪ふて、其將の器に非るを見、心を翻して之に抗せんとす、會々平貞盛下野國に潛み、官符に従ひ、且は父仇を報ぜんため、將門を討んと兵を聚ると聞き、直ちに之に合體し、下野陸奥の兵士を驅催し、一萬九千餘の勢を以て、二月朔日打立しに、日黄昏になりしかば、明日將門が陣を襲ふべしと、其夜休息せしに、將門にかくと告るものありしかば、將門諸所に伏兵を置き、自ら二千餘の兵を以て、貞盛秀郷が陣に夜討し、火を放ちて射立せしかば、兩將の兵周章狼狽して、散々に逃れたり、兩將堅く防ぎ戦ふと雖も、所々の伏兵一時に競かゝりしかば、遂に敗軍となりしに、貞盛の妻及源護扶が妻は虜となれり、將門之を恤れみ、衣服等與へて、左の歌よるにても風の便にわれぞとふ枝はなれたる花の宿りをの一首を添へ、ゆるして還らしめたり、夫より將門は、夜討に利を得たるも、敵は左まで討れざれば、急き下總の要害に引入るべしとありしも、衆勝に忤れて、取て從はず、殊に先陣たる多治經明、藤原玄茂等、大に敵を侮り、毫も備を設けず、貞盛、秀郷は、明日此由を探知し、各々路を分けて、密かに寄せ來り、難なく經明、玄茂の陣を破り、續て將門が陣に討かゝる、將門の弟將平、將頼

已下、能く防戦すと雖も、敗餘の殘兵なれば、遂に敗れ夜に乘じ、僅かに七百餘騎と共に、下總に入り、島廣山の要害に楯籠る、二月十三日、貞盛、秀郷も下總に入り、島廣山を圍み、貞盛が手より要害の風上に火を放ち、將門が從類の家を燒立たり、將門之を見て自ら切て出て相戦ふ、時に追討として大將軍藤原忠文、副將軍藤原忠舒、源經基以下の官軍數萬騎、既に駿河國にて着到の由、聞えければ、兼て一時の危急を免れん爲め、與同せる輩、或は落失せ或は降參して、さらでだに敗餘の賊勢、今は千人に足らず、されど將門自ら陣頭に進みて、敵を射る、其矢百發百中にして、寄手容易に進み得ず、將門此體を見て、自ら敵陣に切て入る、秀郷が良等太田資方以下百餘人、之に當り、將門既に危ふかりしを、弟將平將武ら五十餘人、之を援けて追退けしに、貞盛五百餘人にて横合より攻蒐り、秀郷三百餘人にて後ろを遮ぎる、此時貞盛が放ちし矢、將門が弓手の眼を射貫きければ、流石勇猛の將門も、馬より落けるを、秀郷走り寄て其首を取る、殘兵之を見て忽ち四方に散亂し、其場にて討る、者百九十七人、將門の弟將頼、藤原玄茂は相模國にて、興世王は上總國にて、阪上玄明は常陸國にて誅せられ、其他所々に於て誅せられ、東國全く平定せり、此日を、今昔物語等に二月十四日とあるも、

紀略二月廿五日條に、今日信濃國馳驛來奏云、凶賊平將門、今月十三日、於下總國幸島さしせ（猿島）合戰之間、爲下野陸奥軍士平貞盛、藤原秀郷等、被討取之由とあれば、十三日を是とすべし、又同書に、三月五日辛未、藤原秀郷、飛驒、言上殺害平將門之由、九日乙亥、以下野椽藤原秀郷、叙從四位下、以常陸椽平貞盛、叙從五位下、已依討平將門之功也、十八日甲申、征東大將軍解狀云、興世王、爲藤原公雅被殺了、四月廿五日、藤原秀郷、差使ついで□平將門首とありて、平定の報告にも、秀郷の名を以し、且恩賞も貞盛の上にあれば、此戰の首功は、蓋し秀郷なり、且將門の首も、秀郷の使を以て上せしなれば、一書に秀郷、將門を射殺し、首は貞盛之を取る、とあるは、誤なり、右の如く東國全く平定せるを以て、五月十五日、藤原忠文等、悉く京に歸り、節刀を返上せり、然るに南海の海賊は、未だ平定せざるを以て、此年八月廿二日、勅符を近江國に下し、兵士百人を徴して、阿波國に遣せしに、廿六日、讃岐國より、驛使を馳せて急報あり、同日に阿波國よりも、同く賊の爲めに劫掠され、備後國の船賊の爲めに焼れたる由、急報ありしかば、廿七日、勅符を國々に下して、兵を徴し、又諸社に賊徒平定を祈り、所々の警固使を定め、明日神宮を始め奉幣使を派し、且石清水八幡宮に、封戸廿五烟を寄て平定を祈る、此頃純友

は四國の沿海に出沒せるに、阿波介藤原國風之と戰ひ、遂に敗れて淡路に逃る、純友阿波國府に入て、賊物を掠奪し、轉じて近隣の國府を襲ひ、更に安藝周防に及び、追捕使在原相安等を破り、周防國鑄錢司を掠奪す、依て朝廷更に源經基を追討、次官として發向せしむ、經基、小野好古と二手に分れ、各二百餘艘の兵船に乗て、伊豫に向ふ、是より先、藤原國風讃岐に入り、官軍の着到を待つ、既にして官軍來討の由聞えしかば、純友が語人に藤原恒利といふもの、誅死を恐れ、密に國風の許に來降り、賊の名簿據所等を委細に訴ふ、國風之を嚮導として、賊の據所を襲ふて、利を得たり、賊更に轉じて太宰府に入り、火を放ち、賊物を掠奪す、此報京師に聞ゆるや、朝廷重ねて藤原忠文を以て征西大將軍となす、是天慶四年五月なり、時に追討使小野好古は、純友九州に逃れたるを以て、其身は陸路を取り、判官藤原慶幸主典大藏春實は、海路を取り、兩道より太宰府に向ひ、筑前博多の津に於て、賊と會し、大に戰ひ、遂に之を破る、純友敗兵を集め、船に乗じて逃るゝを、官軍短兵を以て之に逼り、火を放ちて之を焼く、賊遂に大敗して、死者算なく、或は逃れ、或は降り、純友父子僅かに小舟に乗り、伊豫に逃れしに、當國の警固使橘遠保、之を探知し、直ちに馳向ひ、純友及び子重太丸を誅して、首を

京師に進む、七月七日、純友父子の首京着せしかば、右近の馬場に置いて、其由を奏せしに京中の上下男女、來り見るもの堵の如し、明日朝廷、左衛門府生掃部在上といふ、畫工を遣して、二人の首を寫圖せしむ、こは天皇の歡覽あるべき爲めなり、畢りて將門の例に准じ、檢非違使左衛門府生若江善邦をして、之を受取らしめ、左の獄門にかけられたり、八月七日、征討使小野好古等歸京し、山陽南海諸國、全く平定せしを以て、聽て其賞を行はるゝに、藤原忠文は、命を受るも、事に與つからず、といふを以て、一人泄れたり、衆議之を不可として、忠文を加んといふに、參議藤原實賴、忠平の長男、事の疑はしきは行ふべからずと、之を肯んぜず、蓋し忠平の意なり、其弟參議師輔之を争ふて、忠文既に征西の命を拜し、未だ到らざるに、平定すと雖も、亦其勞なきにあらず、宜く群議に従ひ、賞を行ふべしと論ぜしも、實賴固く前説を執りて譲らず、事遂に熄む、十二月、天下安寧、海内清平を以て、神祇官の神、左右京職、宮内省等の諸神に階を奉りて、天下に大赦し、五年四月、神宮に奉幣使を派し、東國南海賊徒伏誅を報賽し、禰宜に爵一級を賜ふ、神宮雜事記に、二所宮禰宜賜各一階、是則依將門追討之御祈禱也、又七道諸國神社、奉增神階とあり、又宇佐八幡宮、香椎廟、石清水八幡宮等にも、奉幣使を派

して、東西賊徒平定を報賽あり、殊に八幡宮には臨時祭を行はせらる、江次第に、八幡臨時祭、平將門亂逆の報賽也、とあり、故事談等は、

八幡の臨時の祭を奉られけるは、天慶五年四月廿七日也、其時の使は播磨守高元朝臣なり、舞人歌人各々十人なり、紀貫之が讀る歌に、松もあひまたも苦むす石清水行末遠くつかへまつらん

とあり、又此月廿九日には、天皇賀茂社へ行幸あり、神寶幣帛走馬等を奉りて、賊徒平定の報賽あり、且禰宜等各々爵一級を加へ賜り、六月廿一日には、同く、祇園社に走馬十列、及び東遊び等を奏せしめたり、是等に付て考るも、いかに京師の上下を震愕せしめしやは、察するに餘あり、偕此の亂に付て、概括して述べれば、將門初め、叔父良兼と庄園の境界を争ひしは、起りにて當時の弊習に、往々一族中に於て、幼者若くは婦女など相續する場合には、比較的有力なる親族が、自由勝手に、是ら無勢力者の資産を、押領するは、尋常茶飯の事にて、此惡風は、南北朝以後までも行はれたり、此時將門は父を喪ひ、一族中に於て比較的無勢力なる上に、今昔物語等にも、貞盛一日式部卿敦實親王の第に詣る、途に將門に逢ふに、多くの武士を従へたり、貞盛入て官に申け

るは今日途にて、將門に行逢しに、彼か様體を見るに、後日必ず國害をなすべきものと見たれば、打果さんと思ひしかど、我は從者少く、彼は多くの武士を従へたれば、口惜くも思ひ止まりたりと、申せしとあれば、平素一族中に於て、彼が強悍を惡みて、不和なりしを察せらる、斯る情況なれば、國香といひ、良兼といひ、折もあらば、彼れを殲さんと思ひしならん、されば將門も之を察して、互に相反目しつゝありしなるべく、是ら積り、く、て庄園婦女等の事より、争端を啓き、遂に伯父國香を襲殺して、其庄園を並有せしも、元より一族中の資産なれば、尋常一般の事と思ひしならん、其常陸國衙を掠奪せしに付ても、當時の弊風として、戒行を専らとし、衆生濟度の任たる、僧徒すらも、時に兵力を以て、國衙を劫す者まゝある、前節の三善清行意見封事を參看せよ、事なれば將門に於て、是も亦させる惡事とも、思はざりしならん、然るに興世の一言にて、誅死の免れざるを覺りしより、俗諺の毒喰ば皿までの、自暴に出て、延て近隣國衙を掠奪したるにて、彼の下總に偽内裏を立て、大臣百官を置き所謂東百官名なるものは、將門の創作なりなどいふは、後世好事者の捏造なるべし、但し百官を置たりといふは、此時同臭味の徒が上野上總安房等の國衙を略奪し、國司と自稱して、押

て入部し、自儘に管内を搔廻したるは、將門が任命したるも同様なるより、出たる説なるべく、又此徒が、自然制を將門に仰きしより、偽内裏の説も出たるならん、又平親王と稱せしといふも、此徒が推崇に出たるにて、蓋し當時攝政忠平が、太政大臣とされるも、天皇御幼冲なれば、宸斷に出ざるは勿論にて、唯其一族たる皇太后の裁可、同き大臣らの推崇に出たるを見て、朝廷の名器も他人の推崇に依ては、自稱し得ると誤認せるより、身は皇統なれば、親王を稱せしなるべし、但し將門が親王と自稱せるは、詳かならざれど、殊に純友に至りては、古來より西南海に出沒して官民を害せる海賊船なるもの、やゝ優勢なるものなるべきも、久しく昇平に馴れ、佚樂にのみ耽りたる、平安朝公子輩には、國家を瞰ふ大亂賊の如く思ひ、又之に赴く征討諸將士も、世に怖ろしきものに思ひしより、輪に輪をかけて、後世まで語り傳へしものならん。

第四十六節 御讓禪と忠平父子

天皇漸く長ぜさせ給ふを以て、天慶四年十一月、忠平攝政を罷め、依て詔して、万機巨細、百官已れを總て、皆太政大臣に關り白す、然る後奏下する事、仁和の故事の如くせ

よとあり、尋て七年四月、皇弟三品太宰帥成明親王を立て、皇太子となす、皇太弟と稱せず、蓋し天皇、皇子御降誕なきを以て、忠平の決行せる所なるべし、同九年御讓位あり、紀略に、四月十九日己卯、於宜陽殿、行固三關並警固事、依明日有天皇御讓位也」と、斯く突然とありて、前章に御惱とか、又は御讓位の内旨など、見ゆる條なきは、頗る御代々の御例に對照しては、異例なり、蓋し天皇御登極以來、諸國凶歉疫癘、京師大風などの、天變地妖頻々たるに、東西の兵亂等あり、其平定後と雖も、猶天變等ありしかば、御遜讓の聖慮に出てたるならんも、大鏡には、

朱雀院も優におはしますところは、いはれさせ給ひしかども、將門が亂などいきて、おそれすぐさせ、おはしまし、程に、やがて、かはらせ、御讓位給ひにしぞかし、その程のことこそ、いとあやし、侍りけれ、母后の御もとに、行幸させ給へりし、かゝる御ありさまの御在位思ふやうに、めて度、うれしき事など、奏させ給ひて、今は、東宮ぞ、かくて御在位の御様子見き、こえまほしきと申させ給ひけるを、心もとなく、急ぎ思召事にこそ、ありけれとて、程もなく、ゆづりきこえさせ給ひけるに、后(母后)の宮は、さも思ひても、申さざりしことを、唯々末の事をこそ、思ひしかとて、い

みじく歎かせ給ひけり、さてありさせ給ひて、後、人々のなげきけるを、御覽じて、院(朱雀上皇)より、后の宮に、きこえさせ給へりし、國ゆづりの日、日の光いて、そふ今日のしぐるゝは、いつれの方の山邊なるらん。后の宮の御返し、白雲のありあるかたやしぐるらんおなじみ山のひかりなからに、なごきこえ侍りし、院は、數月綾綺殿にこそは、おはしまし、が、後はすこし悔いおぼしめす、ことありて、位にかへらせ給ふ、御祈りなど、せさせ給ひけりとあるは、まことにや

とあり、蓋し天皇御多病の御質にて、ましませば、忠平攝政を罷めて、關白となりしと雖も、こは表面儀式的の事にて、万機は總て、忠平の決行する所なるに、攝政以來、頻年天災人厄など、打續きたる上に、東西の兵亂など起り、中にも將門は、先きに忠平に従仕したる者にて、其蔭を頼みて、檢非違使たらんを求めしに、忠平之を却けしより、去て東國に還り、變亂を企てたるなれば、國家の災厄は、宰臣の不器に出つといふ、漢土の古傳を、信仰しつゝある世態なれば、必ず或一部には、即ち皇統源氏の方々などに、窃かに忠平を云々する輩も、ありしなるべく、或は又兵亂平く上は、忠平自ら咎を引て、退老せんと期待せる、輩もありしならん、然るに忠平は、毫もさる事なく、利へ子の

實頼をも、右大臣に陞せ、父子時めくを見ては、彌々不快の念を増して、天皇の御多病に乗じて、威福を私すといふ如き、怨憎の聲は、漸く口外に泄らしたる、輩もありしならん、されば之を察したる、忠平父子に於ては、倍は何人か、必ず天皇廢立の擧を企んも圖られず、縱へ此事成功せすとも、斯る事出来しては、變亂の上に、又も變亂の發して、容易ならざる事態となるも、圖られずと、然ば其萌しなき以前に、我より望む所を立て、此禍害を斷つに如かずと、俄かに御母弟成明親王の、太宰帥たるを、皇太子に進めしなるべし、然れ共猶未だ安心ならざるは、此時天皇漸く御年四五を、過させ給へる程なれば、聽て皇子御降誕も、あらせ給はゞ、益々事面倒なりと思ひ、されど畏き譬言なれど、陽成天皇の如き、御缺徳もましまさゞれば、自ら御遜讓を勧め奉る事も、成り難く、又爲し難きにあらざるも、然る時は、忽ち他より異議非難等出来て、事態穩かならざるを思慮し、幸ひ皇太后は忠平御同胞の御中なる上に、太后に取ては、天皇、皇太子共に御所生にて、畏こけれど、御在位危き天皇よりも、皇太子を、御登極申させ奉るは、天位も藤原氏も、共に安全なりとの意を以て、太后に内奏したるなるべし、是ぞ藤氏の時に行ふ權略なり、されば太后も、實尤と思されしより、天皇の、世上變亂も鎮

つり、御在位も思召まゝに、目出度と、御自慶の御一言を、承ると、今は皇太子をぞ、御位に即けて見度と、反對の御返答は、即ち忠平父子の進言を取出して、御遜讓を諷し奉りしにて、此一言を、母后の御口より、親しく聞召たる、天皇の其時の御感情は、いかなりしならん、推し奉るも、恐多き御事ならずや、倍こそ御惱にもあらず、御歷代に異りて、匆々に御讓位ありしにて、斯と太后に告申せしに、太后は、急に御讓位あれとて、申せしにあらず云々と、仰られしは、能こそ御讓りありたりとも、仰られ難きまゝに、一時を塗糊せる、御返答なり、斯く突然に御讓位ありしなれば、御左右に奉仕の人々、周章驚愕は、人々のなげきけるとあるにて、察せらる、されば上皇も、御自らの御感懐と、右の御情況を述て、一首の御製を、太后に贈り給へしに、白雲の下り居る方、即ち御位を去りたるを、下り居の君と申奉るを以て、之を雲の下り居るに譬へて、其方や時雨、即ち歎くべくも、他は然らずと、御返歌ありて、實情を申させ給へしなり、倍紀略に

廿日庚辰、天皇讓位於皇太弟、こゝに至りて皇太弟とあり、成明親王、詔止太上天皇號、遷綾綺殿、今上廿一新帝上表、再謝推讓、勅不許、廿六日丙戌、詔上太上天皇尊號、又皇太后爲太皇太后

とあり、偕天曆六年三月、御惱に罹らせられ、廿六日御落筋、御法名佛陀壽、同年八月十五日崩御、御寶算三十(大鏡に三十七とあるは誤)山城國來定寺北野陵に葬り奉る、上皇、皇子なく、皇女昌子内親王御一方のみ、此時の事を大鏡に、

御こゝち、おもくならせ給ひて、太皇太后宮冷泉天皇の后昌子内親王の、幼くおはしますを見奉らせ給ひて、いみじく、ほたれさせ給ひて、くれ竹のわが世はことになりぬともねはたえせずぞなほなかるべきまことにこそかなしく、あはれにうけたまはりし

とあり、偕村上天皇は、紀略に、

諱成明(六十二代醍醐天皇第十四之子也、母同朱雀院、延長四年六月二日丁亥降誕、生於桂芳坊、十一月廿二日爲親王、御年一歲承平二年二月廿二日甲戌初讀書、天慶三年二月十五日辛亥加元服、御年十五三年十二月十三日任上野太守、六年十二月八日任太宰帥、以下前に述たり、又同書大鏡皇代記皇年代略記等何れも御受禪を四月十三日となすは誤なれば採らず、踐祚部類抄に、村上天皇、天慶九年四月廿日庚辰受禪、新主承香殿南殿節會畢有拜表事、上卿右大臣左大將藤原朝臣(實賴公)宣命

使中納言藤原元方卿又天祚禮記職掌錄には、

天慶九年四月廿八日即位、大極殿奉行官方左中辨大江朝臣内辨右大臣左近大將藤原朝臣實賴公、外辨中納言藤原元方卿宣命、參議藤原師氏朝臣藤原師尹朝臣、左侍從三品中務卿重明親王刑部卿從四位上源清遠少納言從五位下橘實利、右侍從四品行明親王右京大夫從四位下源寬信少納言代從五位下藤原村蔭典儀少納言從五位上源泉、大將代左大和守忠幹朝臣右内膳正有融、略下

忠平關白故の如く、時に會ま病むを以て、御代始の政始は、子の實賴、右大臣を以て之を行ひ、明年四月天曆と改元す、是月實賴は左大臣に遷り、其弟師輔右大臣に進み、且左右大將は、此二人にて兼ぬ、是に於て、政局は全く、忠平父子の左右する所となれり、大鏡に、我が御位太政大臣にて、御太郎は左大臣にて、實賴のおと、これ小野の宮殿と申き、次郎右大臣師輔のおと、これを九條殿と申き、四郎師氏大納言、略中五郎まだ、略中此四人の君たち、左右の大臣、大納言などにて、さしつゞきおはしまし、いみじかりし、御榮花ぞかしとあるにて、其勢力の一斑は察せらる。

第四十七節 天曆の治

前述の如く、政局は忠平父子の專當する所、天皇は唯垂拱して、所謂無爲の治を御覽するなれば、况や其他の公卿雲客に於てをや、殊に朱雀上皇の御脱屣は、前述の御事情なればにや、是より上皇は、優遊を是事とし給ふといふ、御有様にて、こは御位に懸戀すとの嫌を避けさせらるゝ爲めならんも、一は御不滿の鬱悶を、散ぜさせらるゝに、出たるならん、そは御脱屣間もなく、宇治院に幸して、御遊獵あらせられしにても、察せらる、されば禁中とて、御無爲の餘り、いつしか院中の優遊に感染し、既に御即位始めの内宴には、親王大臣を始め、悉く參集して、詩歌管絃等の御遊あり、元來内宴は君臣和樂の爲め、且は群臣中より、人材を御鑒識あるべき、御趣意なるも、時として省略する所あり、殊に是日は、御哀日なるにも係はらず、盛んに行はせ給ひしは、御趣意はとにかく、御優遊に出しにて、其後は天皇、亦上皇と同く、詩歌管絃等を以て、御消閑の具となされれば、例年の花の宴、藤花の宴等、定まれる御宴の外に、時々御遊宴は頻繁として、詩人歌人、若くは男女の歌人を、左右に分けて、其吟詠を合評して、勝敗

を定め、敗者より賭物を上る等の、御遊戯も盛んに行はれたり、但し此歌合は、寛平法皇の御時、一時行はれしも、そは多く皇后の宮、若くは院中、親王第等に、時に催されしも、禁中内殿にて御催しは、此御代に始るといふ、されば詩文には左大辨大江朝綱、式部大輔大江維時、大内記菅原文時、道眞の孫後ち三位に叙して世に菅三品と稱へらる、文章博士橘直幹等あり、天曆年間、江談抄には十年枕草紙等には十一年とあり、大江朝綱に勅し、坤元錄、宋史藝文志に魏王泰、坤元錄十卷あり、又藤原佐世、現在書目に坤元錄百卷とあり、蓋し後者か、より、諸題二十首を撰出せしめ、采女正巨勢公忠、金岡の孫に、其意を屏風八帖に圖せしめて、朝綱橘直幹菅原文時、大江維時に詩を徴し、右衛門佐小野道風に、之を書せしめらる、時に左衛門尉藤原能盛、及び衛府の輩二人も、詩人の撰に當れるも、六位の輩は、先例なきを以て止めたりと、是にても、いかに文運の隆昌なりしかは察せらる、又是より先き、天慶五年十月、和歌所を置れ、藏人左少將藤原伊尹、師輔の一男を別當に、源順、大中臣能宣、清原元輔、紀時文、坂上望城らを寄人となして、万葉集を訓點せしめられ、尋て禁中梨壺の曹司、昭陽舍なりに、此五人を會して、古今の秀歌を撰集せしむ、依て世人之を梨壺の五歌仙と稱せり、後ち稿成りて

上る、即ち後撰和歌集なり、されば故事談等に、小野宮左府實頼、一日朝參せしに南殿の前の櫻樹、今を盛りと見ゆるが、風の吹毎に、吹立られて散りつもの景色の、いかにもうるはしく見えければ、暫しながめ入て在しに、折節土御門中納言經通の、今昔物語に敦忠とあるは非なり、參られければ、此景色を、いかに見給ふと、實頼の申に、經通思ふ様は、此大臣は、當時和歌に於て、名ある人なればと、暫く打案じて、とのもりの伴の宮つこ心あらば、此春ばかり朝さよめすな、とよみ出たれば、實頼深く感じ入りたりと、又天徳の歌合に、左方は平兼盛、右方は壬生忠見にて、初戀といふ題にて、合せられしに、兼盛は、しのぶれど色に出にけりの歌、忠見は、戀してふ我名はまたきの歌にて、共に秀逸なれば、判者藤原實頼も、其優劣を決し兼て、遙に叡慮を伺ひしに、御簾の内にて、主上御低聲に、しのぶれどと御吟じありしより、偕は叡慮左にありと思ひ、兼盛を勝となせしに、忠見大に落膽して、病に臥したり、蓋し畏くも、當時の九重は殆ど人間以外の極樂界たる觀ありしにて、かの、百敷の大宮人はいとまあれや櫻かざして、今日もくらしつ、の和歌は、實に此時代を形容して餘りあり、されば其餘波は、忽ち僧徒の上に及ぼして、諸寺の法會は、各々競ふて花廳を専らとし、唯人目の眩惑に勉

め、遂には、法會にあらぬ、仁和寺花の會など、年々行はるゝに至れり、是ぞ後世まで、天曆の聖代と欽慕せらるゝ概況なり、されば此時は、國家に凶災なく、眞に昭代なりしやといふに、決して然らず、其略は、天曆元年二月に、伯耆國に於て藤原是助、其黨四百餘人を率ゐて、百姓物部高茂、同忠明らの居を襲ふ由を奏す、依て伯因雲作等の諸國に仰て、之を鎮めしむ、尋て鎮守府將軍平貞盛より、秋坂丸等軍士を徵發し、兵糧を集る由を奏す、依て之を勘糺せしめられ、且三月には、延曆寺に千僧供養を修して、東西の凶亂平定を祈せらるゝに、京師には盜賊横行して、四月兵庫寮に入て器仗を奪へ、翌年又右近府曹司に入りて、物品を奪ふ、依て三月廿九日、左大臣實頼、外記に仰て、強盜京中を横行す、人物を奪取る、宜しく四府馬寮に仰て、夜行を勤めしむべしとあり、重て四月三日に、強盜に依て陣直マんのちのを勤むべしと、諸衛に仰すと、紀略等にあれば、以て其情況は察せらる、然るに五月十三日に、白晝強盜西河邊の人家を掠奪し、尋て勸學院に入る、依て諸衛の官人を京中に分派して、嚴に搜捕せしむ、されど紀略此年十二月四日條に、今夜盜人、取直忠朝臣衣、走出殿上、總殿上盜人、及五ヶ度云々、十日條には、今夜群盜、入左少辨好古曹司、掠取雜物、仍自今夜、仰諸衛、令夜行とあれば、猶悉く搜捕

し得ざりしを知らる、斯る中に同三年六月に、院の下人ら、諸衛の舍人と争ひ、遂に其屋を襲ひしより、舍人ら數百人黨をなして、院の御厨預、中務丞佐忠が宅を襲ひて、悉く破毀したり、又天徳元年十一月に、盜大藏省の長殿に入りて、物を奪ひ去り、明年四月には、強盜右の獄舎を打破りて、囚人を奪ひ去る、其九人の中、一人は守衛の爲めに殺されしも、其餘は逃去れるをもて、六衛及び兵庫等の官人をして、之を追捕せしめたる等、其一斑なり、又凶災には、天暦元年六月に、大雨數旬に涉り、尋て痘瘡行はれ、紀略八月條に、去六月間年卅以下男女煩小瘡、今月以後尤熾盛、其瘡爲體、或如粟、或如豆、去延喜十五年有此瘡、世俗號曰胞瘡云々、同十七日條に、可攘除胞瘡、諸社奉幣讀經官符、給五畿七道諸國也、天皇上皇共惱胞瘡、給十九日條に、賑給米各百斛、鹽卅籠於東西京、是依胞瘡及赤痢事也、十月五日條に、女御藤原述子卒、東三條第^五、依胞瘡之間産生也、號弘徽殿女御、左大臣實賴之女也、とあるにても、其慘況は察せらる、殊に水旱大風等は、殆ど年々といふ如く、諸國不堪、田多く出來る等にて、遂に天暦十一年十一月二十七日、天徳と改元あり、且紀略に今年穀直甚貴とあれば、民間の慘況は察せらる、されば是らの凶災毎に、例の御祈御修法等は、頻々と行はれ、從て僧侶のみは、富に富

を重ねるといふ狀況なるより、彌々花香風流をのみ事とし、遂には寺院の法會は、殆ど演戲的と化し、寺院亦、男女共遊の俱樂部の態となれり、されば利の在る所は、即ち争の地てふ、諺の如く、天暦三年正月、東大寺の僧ら、其別當寛救の所爲に不満を懷き、五十人京師に入り、争訟を企てしに、其黨十人許、式部少錄賀陽眞正の許に宿せしに、忽ち争鬪して、互に殺傷ありたる、醜態をさへ演じたり、斯る徒の祈禳なれば、朝廷いかに勅願の切々なるも、些の驗なきより、此徒の建議にや出てけん、御祈の度毎に、赦令を出されて、京師は前述の如き、盜賊横行にも係はらず、囚人を放免する事亦頻々たり、されど當時、迷信の世態なれば、是らを、以て大仁政となして、天暦の聖代と謳歌せるにて、蓋し天皇是らを知し召れしも、忠平父子の爲め、亦如何とも成され難かりしを、或一部には、之を慷慨せしと見えて、大鏡に、

村上の帝は、^中略なまめきたる方は、延喜にもまさり申させ給へり、^中我をば、人はいかゞいふなると、人にとはせ給ひけるに、ゆゑに(優柔)おはしますと、世には申と、奏しければ、さてはほむるなんなり、王のきびしくなりなば、世の人いかゞ堪ん、とこそ仰られけれ

とあり、又皇后宮の御事を、同書に、

右大臣師輔中第一の御むすめ安子は、村上の中女御、多くの女御御息所の中に、すぐれてめて度、おはしましき、天徳二年十二月二十六日、后にたゞせ給ふ中、帝も此女御殿には、いみじうおち申させ給ひき、ありがたき稀有御事をも、奏させ給ふ事をば、いなびさせ給ふべくもあらざりけり、況や自餘の事をば、申べきならず、すこし、御心さがなく、御物うらみなども、せさせ給ふやうにぞ、世の人に、いはれおはしまし、帝をも、常にふずへ申させ給ひて中、帝万づのまつりごとをば聞えさせ合せて、せさせ給ひける

とあり、内に皇后宮の斯くましますに、外に忠平父子あり、以て其政局を察せらる、されば天曆三年、忠平病むに當り、朝廷度者五十人を賜ひ、十五大寺に其平癒を祈らせ、尋て十六寺に祈らせ、度者三十人を賜ひ、天下に大赦す、其薨するに及び、正一位を贈り、信濃公に封じ、貞信公と諡を賜ふ、乃ち子の實頼、關白となりて、威權父に劣らざりし、殊に師輔の弟師尹の女も、亦女御として奉仕せり、其事を同書に、

左大臣師尹、此の大臣は、忠平の大臣の五郎中御むすめ(芳子)村上の御時の宣耀殿

の女御、かたちをかしげに、うつくしうおはしけり、内へ參り給ふとて、御車にたてまへり給ひければ、我御身はのり給ひけれど、御髪はすそは、母屋の柱のもとにぞおはしける中、帝いとかしこく、ときめかさせ給ひて、かく仰られけるとか、いきての世死ての後ののちの世も羽根をかはせ鳥となりなん。御返し女郎、秋になる言の葉だにもかはらずばわれもかはせる枝となりなん。

とあり、然るに康保元年(應和四年甲子)を以て改元、四月、皇后安子崩御ありしかば、更に其妹登子中を入内せしむ、此事を大鏡に、

后の宮(安子)の御弟の中の君(登子)は、重明式部卿の宮(皇兄)の北の方にて、おはせし中、略后の宮もうせおはしまし、後に式部卿の宮もうせ給ひて、帝わりなく戀しとおぼしければ、めしとりて、いみじく時めかさせ給ひて、貞觀殿の内侍のかみとぞ申しかし、世になく、おぼえおはして、こと女御御息所そねみ給ひしかど、かひなかりけり

とあり、此事に付て、一書に、帝これより漸く政に倦み給ひ、治績遂に頼るなどあるは、實は真相の評にあらず、そは以上の述たる所にて、推知すべし、されば天徳元年に、菅

原文時が意見封事を上る、其議三ヶ條にして、概ね三善清行と相同じ、其一は奢侈を禁ず、其二是官職其人を撰任すべし、其三は大に文學を起すにあり、されど之を採用して實際に施行したるに、あらず、唯名文章として、今に傳はれる（本朝文粹にあり）のみ、蓋し天皇昌言を求めて、万機に御精勵あらんか、忽ち煩苛の誤りを來しを以て止む、なく、宰臣に委任し、垂拱して其成るを御覽あるより、寛仁の聖徳を謳歌せるにて、皇政の衰頽は實に此時に胚胎せり。

第七章 平安京の衰兆

第四十八節 内裏炎上と御受禪

紀略天德四年九月廿三日條に、

今多亥三剋、内裏燒亡、火出自宣陽門内方北掖陣、不出中隔外、天皇先御中院、次御朝所、頃之御職曹司中累代珍寶多以燒失、中丑剋火止、廿四日辛酉、廢務三ヶ日、又昨夜鏡三和名古呂并太刀契、不能取出、今日依勅、令搜求餘燼之上、已得其實、但調度燒

損、其眞猶存、形質不變、甚爲神異、即大藏省韓樞令奉納之、十月三日己巳、縫殿太允藤原文紀參申云、去月廿四日、依宣旨、御坐内裏賢所三所、奉遷縫殿寮之間、内記奉納かしこ威所三所、一所鏡、件鏡雖在猛火上、而不涌損、即云伊勢御神云々、一所眞形無破損、長六寸許、一所鏡已涌亂破損、紀伊國御神云々、太刀冊八柄之中、四柄自清涼殿、求出之、冊四柄、自溫明殿、求出之、其中有節刀契七十四枚、皆魚形也、自背巾、別兩、各有銘、併全不損、長各二寸餘許、八枚金、十四枚銀、五十枚銀塗物、又有金銀涌亂一斗餘許也、左近少將源伊陟、將監藤原佐理、左近少將藤原助信、將監源時中、藏人主殿助藤原爲光、出納雀部有方、女官等同以祇候云々、八日甲戌、外記史等、見宮中灰燼之上、有木印一面、其文有天下大平四字、參議小野好古云、此蕃客來時所用也、十一月一日丁酉、天皇自職曹司、幸八省院、發遣伊勢以下諸社奉幣使中被申去九月廿三日内裏燒亡累代寶物燒損之由、二日庚子、天皇自職曹司、遷御冷泉院下

とあり、延暦十三年より、茲に百六十餘年にして、此災あり、殊に累代の御寶物、悉く燒損すとは、實に惜みても餘りあり、されど御鏡の御無異なりしこそ、實に畏こけれ、されば神皇正統記に、此事を、天德年中にや、はじめて内裏に炎上ありて、内侍所もやけ

にしが神鏡は灰の中より出し奉る圓規損ずる事なくして、分明にあらはれ出給へり、見奉りし人驚感せずといふ事なしとぞ、御記に見え侍る、此時に、神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野の宮實頼の大臣、袖にうけられたりと申事あれど、僻事をなん云傳へ侍る也とありて、全く灰中より取納めたるにて、或は内侍が袖にてうけたるといふも、誤傳なり、又是より先き天曆四年十一月冷泉院災し、尋て神祇官廳大舍人寮等、小災は頻々たりしに、是月廿九日に、勸學院廳、十月五日に大學寮南堂東曹司算堂等焼亡ありし、是らは彼の盜賊らの所爲ならんも、亦有司の懈怠に出たるは、いふまでもなし、偕十月七日造内裏行幸所始あり、大納言藤原在衛上卿たり、十一月廿八日内裏木作始、明年二月十六日立柱、是日皇宮火災、辛酉革命御愼等の故を以て、應和と改元ありて、天下大赦を行はれ、五月造内裏の勞に依て、諸國今年田租の半を免ぜらる、十一月二十日、天皇冷泉院より新造内裏に遷御、十二月十七日、中宮東宮新造内裏に遷御あらせられたり、斯て康保四年五月、天皇御惱に罹らせ給ふ、依て廿日五畿内及び伊賀伊勢等、二十六ヶ國に勅して、各六千基の卒塔婆、高七尺徑八寸なるを造立して、御惱平癒を祈らせ、尋て大赦を行はる、廿五日遂に崩御、寶算四十二、御

在位廿一年、乃ち諸國に勅して、素服舉哀等を停め、御葬儀儉素を用る等、皆遺詔に依てなり、六月四日、山城國葛野郡田邑郷北中尾村上山陵に葬り奉る、即ち皇太子御踐祚、紀畧に、

冷泉院諱憲平、村上天皇第二之子也、母故皇后藤原安子、故右大臣師輔朝臣之女也、天曆四年五月廿四日辛酉、誕生于丹後守藤原遠規宅、中略七月十五日庚辰爲親王、廿三日戊子、於外祖右大臣第、立爲皇太子、中略應和三年二月廿八日辛亥、於紫宸殿、加元服、四年十(中)昇康保四年五月廿五日癸丑、天皇崩、中略子尅、奉靈劍於皇太子直曹襲芳舍、或云

依て左大臣實頼を關白となし、尋て朱雀院の皇女昌子内親王を立て、皇后となす、十月十一日紫宸殿に御即位あり、内辨右大臣源高明、外辨中納言左衛門督藤原師氏、參議橘好古、同左近中將源延光、右大辨藤原文範なり、紫宸殿に於て、御即位の御大禮を擧げさせ給ふは、之を始めとす、故事談に、冷泉院御即位は大内紫宸殿に於て行はせらる、神妙の儀なり、主上頗る例さ_ま異常にも、御坐しまさねば大極殿に於て、此事を行はれなば、定めて見苦きかと、小野宮殿實頼高名此事也とありて、其御異常とは、大鏡

等に御物のけ(祟りもの)とあるも、紀畧、康保四年二月十七日條に、皇太子始惱心、非尋常、自今日及四月とあれば、蓋し御心疾なり、されば父帝今暫く御在位ならんには、其御病狀の如何に依て、廢太子の御事もありしならん、そは次に述ぶ。

第四十九節 立太弟と源高明の左遷附

清和源氏と藤原氏

右の如く、天皇御病軀を以て、御踐祚あらせ給ひたれば、康保四年九月一日、皇弟守平親王を立て皇太子となす、即ち天皇御即位以前に、儲皇を立てるは、是を始めとなす、こは天皇の御病軀、とても天位に、堪させ給はざるを以てなり、然るに村上の皇后、藤原安子の御所生は、天皇及び爲平、守平の兩親王御座して、殊に爲平親王は、父帝の最も御鍾愛あられしなれば、當然皇太弟に立べき、御順序なるに、御弟の守平親王を立てるは、即ち實頼らの擅斷に出たるにて、此爲平親王の妃は、左大臣源高明(醍醐天皇の皇子)の女なれば、之を皇太弟として、やがて踐祚あらんには、藤原氏數代襲用なる、御外戚の親と、之に隨伴せる威權とを、并せ失ふを以て、弟宮をして、兄宮に超越せしめ

たるなり、此事を大鏡に、世の中にも、宮の中にも、殿原の思しかまへけるを略中、次第のまゝにこそはと、式部卿の宮(爲平)の御事を思ひ申たりしに、俄に若宮(圓融院)御ぐし、かいけづり給へなど、御めのとだちに仰られて、大入道殿師輔の三男兼家御車にうちのせ奉りて、北の陣よりなん、おはしける略中、其頃西の宮殿(高明)などの、御心地よな、いかゞおぼしけんとありて、實に急劇に、立太弟あらせられしにて、三公納言の中にも、實頼一門の外は、知らざりしなり、されば公卿中にも、事の意外なるに、喫驚したるも、多かるべく、別て高明の失望は、察せらる、特に此人は、皇族中にも、頗る秀才にて、學和漢に涉り、別て皇朝の典故に通曉し、其著(西宮記)今に傳はれり、西の宮、其居第をいふ、たるを以て、先帝も深く御信任ありて、大臣にまで、擧げ給ひ、且其女を以て、御鍾愛の爲、平親王に娶らせ給ひしにて、蓋し未來の御外戚に、擬し給へるならん、されば藤氏の輩より見る時は、急劇に立太弟ありて、所望を貫きたれど、爲平親王の徳望といひ、高明の人格といひ、之を斥くるにあらざれば、枕を高ふするを得ず、會ま安和元年(康保五年)八月、改元關白實頼病に罹るに、京師に強盜出沒し、既に此年五月、攝津介在原義行、之が爲めに殺さる、依て京邊東西山野まで、奸盜を搜捕せしめしに、式部

省中に、死者ありしを隠蔽したる事露はれて、省中の下僚悉く禁獄せらる、爲めに文章生の試業も、省中下部の役使用する者なきを以て、停止するに至る、紀畧に此事を、古今未曾有事也とあり、斯く人心恟々たる中に、前相模權介藤原千晴秀郷の族武藏權介平義盛貞盛の族と争訟の事あるに、信濃國より藤原千常(千晴の弟)奸亂を企る由を申告せり、然るに明年二月、右大臣藤原師尹の家人と、大納言藤原兼家の家人と争闘し、互に殺傷あり、時に流言あり、左大臣高明反を謀ると、既にして右馬助源滿仲(經基の子)武藏介藤原善時等密に右大臣藤原師尹に左大臣源高明天皇を廢し奉りわが女婿爲平親王を立んと企て中務少輔源連及び橘繁延等之に黨する由を訴ふ依て三月廿五日俄に左大臣左大將源高明を太宰權帥に貶し右大臣師尹を左大臣に大納言藤原在衡を右大臣となす且檢非違使を遣し繁延及び僧連茂らを捕へしめ源滿季(滿仲の子)藤原千晴及び其子久頼隨兵等を捕へて禁獄し即ち諸衛に令して禁門を固守せしめ左右馬寮には鞍馬各十疋を備へしむ紀畧に「禁中騷動殆如天慶之大亂」とあるにても其情況は察せらる、偕參議左大臣藤原文範同右大辯保光を以て犯人を推問せしめ、明法博士に、其父母兄弟等所當の罪を勘申せしむ、尋て滿仲を

正五位下に、善時を從五位下、各位階一級を陞せて、謀反密告の功を賞し、聽て高明以下の第宅を燒毀し、橘繁延を土佐國に、藤原千晴を隱岐國に、僧連茂を佐渡國に配流し、諸國に令して源連平貞節を追捕せしめ、下野國に官符を下して、藤原秀郷の子を教諭せしむ、蓋し此事たる實に高明廢立を謀りしにあらざるも、師尹、滿仲らをして密に申告せしめて、此大獄を起し、以て自家の患を除きしなり、されば大鏡にも、左大臣師尹器中忠平の大臣の五郎小一條の器中よど、左大臣にうつり給ふ事、西の宮殿の筑紫へくだり給ふ、御かはりなり、其御事の亂れは、此一小條のをど器中の、いひ出給へるとあり、但し自分に讒誣したる人の後任に、直ちに任ずるとは、甚不手際の如くなれど、彼の道真左遷の日に、其讒構者たる源光が、直ちに其後任となりしと、同一例なり、そも高明は、藤原氏に對しては、特に懇情を盡せるは、高明大鑿を行ひ、小野宮實賴を尊者(上客)に請ぜしに、實賴は、年老て庭上の拜禮も六つかしければ、參るまじと、返答せしに、高明、雨下らば庭上の拜禮はなきなれば、雨の下れかしたと、只管に祈られたりと、宇治拾遺などに見えたり、斯る人を冤罪を以て貶斥するなどは、實に無情の極といふべくも、藤氏の勢力、既に眼中に人なきなり、且先きに將門の亂より、秀郷貞盛

橋氏などの、人々漸く其武名世に輝き、秀郷貞盛の族は、鎮守府將軍として榮えつるに、經基の子滿仲は、僅に右馬助、若くは檢非違使などにてあるより、何事か一功立て、己れも世に出んと、希望しつゝ在りしを、是に至り、師尹に讞して、此獄の申告者となるるなり、されば是より滿仲の一門は、藤原氏と最も親密となり、後ち藤原兼家薙髮して、入道殿と稱する時、滿仲亦薙髮し、兼家を憚りて新發意と稱す、其子賴光は、兼家京極二條の第に百官を招宴するの日、駒三十疋を以て、大臣以下に分獻して、其宴を壯んにしたるなど、其一例にて、後ち代々鎮守府將軍となりて、武名を輝かせしも、賴光の勇武に囚れるには、相違なきも、藤原氏の庇蔭、亦與かりて力ありしなり、既にして八月十三日、天皇位を皇太弟に譲りて、冷泉院に遷御あり、依て太上天皇の尊號を上る、御在位僅に二年時に、實算二十、後ち三十餘年を経て、寛弘八年十月廿四日崩御、櫻本寺乾原に葬り奉る、謚を冷泉院と上る、此御代よりして、天皇を以てせず、院と稱し奉る、神皇正統記に、此御門より、天皇の號を申さず、又宇多より後ち謚を奉らず、署中尊號をとゞめらるゝことは、臣子の義にあらずとあるは、實尤の論なり、又大鏡に、冷泉院の御代になりてこそ、さはいへども、世はくれふたがりたる、心地せしものかな、

世の衰る事も、その御代よりなり」とあるは、畏くも皇威の衰頽を慨きしなり、儲御受禪に付ては紀略に、

圓融院諱守平村上天皇第五之子也、母贈皇太后藤原安子署中天德三年三月二日寅時誕生、十月廿五日爲親王署中安和二年八月十三日戊子、冷泉院天皇逃位、讓於天皇、于時新帝年十一、新主於襲芳舍受禪、詔令太政大臣藤原朝臣實賴輔佐幼主攝行政事、如眞信公故事、又立先帝第一皇子師貞親王爲皇太子二年在一條第署下

天祚禮記職掌錄には、圓融院安和二年九月廿三日即位、奉行官方右大辨藤原爲光藏人方藏人左少辨藤原佐理内辨右大臣藤原朝臣在衛公外辨中納言藤原兼家卿參議左大辨藤原文範朝臣下儲明年三月天祿と改元あり、既にして五月攝政實賴病大漸、依て十二日度者四十人を賜ひ、天下に大赦して、其平癒を祈らせ給ひしも、十八日遂に薨ず年七即ち正一位を贈り、尾張公に封じ、清慎公と謚を賜ふ、大鏡に、

太政大臣實賴署中大臣の位にて二十七年天下執行、攝政關白したまひて二十年ばかりやを、はしけん署中何事も有識に、御心うるはしくを、はします署中小野の宮の南おもてには、御もとゞりはなちて、いてさせ給ふ事なかりき、その故は、稻荷の杉の、

平安朝史 第七章 平安京の衰兆 第四十九節 立太弟と源高明の左遷 清和源氏と藤原氏

あらいにみゆれば、明神御らんずらんにかてか、なめげにては、出んとの給はせて、いみじくつゝしませ給ふ

とあり、亦其平生の一斑を察知せらる。依て同廿日、右大臣藤原伊尹^{ヨシユキ}を以て攝政となす。伊尹は師輔の一男なり、時に藤原在衡、左大臣たりと雖も、こは中納言山陰の孫、但馬守有頼の子なれば、攝政たるを得ざるなり、されば此人は、學和漢に涉り、兼て國朝の典故に通曉せるより、累遷して是に至れるにて、學生の出身にて、三公に陞りしは、吉備眞備、菅原道眞と、此人のみなり、此公亦十月に薨ず、依て明年十一月、右大臣伊尹を太政大臣に、大納言源兼明(醍醐天皇の皇子)を左大臣に、同藤原頼忠(實頼の子)を右大臣となす、三年十月伊尹病に罹り、上表して攝政を辭す、尋て薨ず、乃ち正一位を贈り、參河公に封じ、謙徳公と諡を賜ふ、大鏡に、

太政大臣伊尹^{器中} 一條攝政と申き^{器中} いみじき御集つくりて、豊景となのらせ(題す)たまへり、大臣になりさかへ給ひて三年、天祿三年十一月一日にうせ給ひにき、御年四十九^{器中} 御葬送のさたを、むげに略定に、書おかせ給へりければ、いかてか、いとさはとて、例の作法に行はせ給ふ^{器中} 御かたち、身の才、何事も餘りすぐれさせ給へ

れば御命の元、とゝのはせ給はざりけるにこそ、折々の御和歌などこそ、めでたく侍れな、春日の使におはしまして、かへるさに、女のもとにつかはしける、くればとくゆきて語らん逢ふ事はとをちの里の住うかりしも^{器中} 助信の少將、宇佐の使にてくだられしに、殿上にて、馬の饑けに、菊の花のうつろひたるを題にて、別れの歌よませ給へる、さは遠くうつろひぬとか、菊の花折て見るだにあかぬ心を、御門の御をぢ、東宮のおほぢにて、攝政させ給へば、世の中は、我心にかなはぬ事なく、過差(花奢)殊の外に、このませ給ひて、大饗させ給ふに、寢殿のうら板のかべの、少しくくろかりければ、俄に御覽じつけて、とく陸奥紙をつふとおさせ給へりけるが、中々白く清けに侍りける^{器中} 御家は今の世尊寺ぞかし、御ぞう(族)の氏寺にて^{器中} まだその紙のおされて侍る^{器中} 御をの子、女君たち、あまたおはしましき、女君一人(懷子)は、冷泉院の御時の女御にて、花山院の御母^{器中} 二人は、法住寺の大臣爲光の北の方^{器中} 九の君は、冷泉院の彈正の宮爲尊と申し御うへにて^{器中} 男君達は、代明の親王の御女(惠子)のはらに、前少將(舉賢)後少將(義孝)とて、花をり給ひし君達の、殿(伊尹)うせ給ひて、三年ばかりありて、天延二年甲戌のとしも、がさあこりたるにわづ

らひて、前少將は朝たにうせ給ひ、後少將は夕べにかくれ給へし

時に右大臣頼忠は、實頼の息男なれば、當然伊尹の後任として、關白宣下あるべきに大納言兼家は、師輔の三子にて、特に父の愛子なりしかば、冷泉院の御時、兄の兼通を越して、藏人頭となし、爾後常に官位昇進は、兼通に超越し、此時大納言なりし上に、冷泉上皇及び天皇にも、御眷遇渥かりしを頼み、密に奏請して、内大臣關白たらんと企てしを、兄兼通之を探知せるより、嘗て村上皇后即ち天皇の御生母たる安子は、同胞の親なるより、關白の職は、假令官位の淺深はありとも、必ず兄弟の順を違ふべからずとの、御遺書を乞ひ請け、常に之を秘藏しけるに、今や弟の兼家は、一族中の高官たる頼忠をも超越して、關白とならんとは、奇怪の所爲なり、此上は官位淺下なりとて、默止すべからずと、右の御遺書を携へて、參内せしが、其身中納言なれど、常に弟兼家の爲めに隔てられて、御前へ出る事も稀れなれど、一期の浮沈なれば、推て親敷内奏せんと、折節天皇鬼の間といふ所に、御座ありしが、兼通を御覽あると、常々御疎々敷人なれば、奥の方へ入らせ給はんと、御座を立せ給ふを、兼通、急に奏覽すべき事候と申ければ、天皇何事にやと、御座につかせ給へば、兼家懷中より、恭しく彼一通を取出

し、斯る御文の候と上るを、天皇取らせ給ひて、御覽するに、正敷御母后の御手蹟にて、關白の職は云々と、御認めありしが、天皇も大に驚かせ給ひ、こは故太後の御筆よと仰られて、其御文を持て、奥に入らせ給ひたれば、兼通も退出せしに、偕關白は、既に兼家にと御内決ありて、宣下あらんぜる際なれど、母后の御遺文に悖らせ難ければ、急き右大臣頼忠に、勅ありて、兼通を大納言を越して、直ちに内大臣の從二位に陞せ、尋て關白となし、天延二年(中一年を経て)二月、太政大臣正二位に陞す等、代々の例の如くなされたり、是よりして、兼通兼家の軋轢彌甚しく、殆ど仇讐の如くなりぬ、偕兼通家の先蹤を繼しかば、同年其女を入内せしめて、皇后となす、然るに左大臣兼明は、當時才識を以て、諸公卿の重んずる所なれば、其人、在ては、自ら専らにする事能はざるを以て、貞元二年、特に奏請して、右兵衛督源昭平と共に、親王に陞せたり、偕其跡に頼忠を左大臣に、大納言源雅信を右大臣に陞せ、是よりして、政局は、兼通の専らする所となれり、されば、是年堀川に居第を營み、其壯麗美觀殆ど宮闕に超え、貞元々年春日社及び賀茂社に參詣せるに、公卿以下群參陪從して、行幸の如く、殊に此年兼通病に罹りしが、癒るに及びて、法性寺座主(法性寺は忠平の建立する所)遍學を少僧都に、

典藥頭清原滋秀を正五位下に、侍醫藤原忠信を從五位上に陞せたる等は、其所禱及び醫療の功を賞せるなり。

第五十節 内裏炎上付兼通の急除目

此頃京師強盜諸所を劫掠する事、毎々にて、天祿三年に紀伊守藤原棟和の宅を襲ひ、施藥院判官犬養常行は、群盜の爲めに射殺され、翌天延元年四月には、群盜源滿仲の宅を襲ひて放火し、爲めに三百餘家に延焼し、此時越後守宮道弘氏、賊の爲めに射殺さる、依て武藝に堪たる者を召て、諸司を警固し、且賊を搜捕せしむ、明年十月に施藥院の御倉を破り、或は朔平門に放火する等、頻々として絶ず、加るに大風地震等屢々なりしかば、御祈禱等例の如く、行はせらるも其驗なし、斯る中に、天延三年六月、六衛府の官人已下、舍人以上の輩、悉く束帶に弓箭を持て、陽明門に群參し、諸國より大糶米を下行せざるを歎き、急に之が給與を嗷訴し、裁許なきの間は、何れも退下せずと主張し、門前に幕舎を立て、之に屯集する等、頗る暴狀を極む、蓋し此時諸國凶歉打續き、從て貢納の缺損せると、災變屢々なるが爲め、御祈を始め、之に要する費用の多々

なるより、是らの餘與は自ら滯れるなるべし、されば五月に、賊大炊寮の糶御倉を破り、車三輛を以て、糶を盜去り、とあるも、此輩の所爲にて、其事漸く露顯せるより、其罪を遁れん爲めに、斯る嗷訴を企てしならん、禁門を守り、傍ら京中の非違を檢察すべき、職責ある六衛官人、舍人ら、既に右の如くなるを以ても、當時群盜の跋扈せる事情は察せらる、されば九月に、又強盜施藥院を掠奪する等、あるをもて、明年三月諸衛に仰て京中を搜捕せしむ、斯る中に、是年(天延三)六月、彗星良方に見ゆ、其形團扇の如く、長五六尺、又七月一日には、日蝕にて卯辰刻皆虧、墨色の如く、光り無く、群鳥飛亂、衆星盡く見ゆと、紀略にあり、當時迷信の世態なれば、之らをもて第一の天變となし、詔して天下に大赦し、大辟以下常赦免さるる所をも、悉く赦除し、且御愼みといふをもて、諸節會を停め、七大寺の讀經、諸社の奉幣を始め、例の御祈頻々とは行はせらる、然るに明年五月十一日子の刻、禁中仁壽殿西面より火出で、依て天皇玄輝門より、桂芳坊に移御あられしも、火勢熾んなるを以て、職の曹司に遷都あり、中宮皇太子は、縫殿寮の廳より、轉じて左近衛府に、一品資子内親王は、縫殿寮より、乳母命婦藤原輔子の宅に遷せらる、依て内裏炎上に付て、諸社の奉幣、及び例の御祈等あり、六月九日、詔して天

皇中宮服御常膳等を減じ、且諸國天祿三年以往の調庸未進を免除し、今年徭役の半ば減ぜらる。然るに此月十八日より、京師大地震、紀略に、申刻地大震、其響如雷、宮城諸司多以破壊顛倒、兩京舍屋其數甚多、其中八省院、豐樂院、東寺、西寺、極樂寺、清水寺、圓覺寺等顛倒、地震之甚未曾有、今日寄御輿於南庭、立幄幕なり、爲御所、中宮廳前、同以立幄、今日清水寺地震之間、緇素壓死之者其數五十、十九日甲寅、地震十四度、左衛門陣後廳、堀川院廊舍、閑院西對屋、民部省舍三字顛倒とありて、是日より七月二十三日に至り、多きは日に十餘度、少きも二度、以て其激甚を知るべし、依て七月十三日に天延と改元あり、尋て天皇中宮と兼通の堀川の第に移御あり、二十六日造宮事始、十一月廿八日立柱上棟、明年五月、詔して造宮の勞をもて、今年田租の半ばを免じ、七月六日、特に諸社に奉幣使を派して、新造内裏遷御を告げ、左中弁藤原佐理に、諸殿舍門の額を書せしめらる、佐理は故關白藤原實賴の一男敦敏の子にて、當時小野道風に續きて、能書と稱せらる、二十九日天皇新造内裏に遷御あり、尋て造宮に與かれる諸臣に賞賜あり、但し此時全く竣功せしにあらざれば、九月九日重陽の宴を、内裏經營の故を以て停められしにても知るべし、九月廿八日に中宮遷御あり、是に至り全く竣工せし

なるべし、是より先き、關白兼通病に罹り、關白を罷んと上表せるに、十月十一日、急ぎ參朝して除目を決行せり、紀略に、今日早旦、太政大臣、自桂芳坊、參御在所、已刻還着同坊、午時左大臣賴忠參入、次權中納言藤原濟時參入、着桂芳坊、權中納言朝光、召外記、令固諸陣、於桂芳坊、有除目、右近大將兼家、本官は大納言、任治部卿、權中納言濟時、任右近大將、略中奏除目了、太政大臣、召大内記菅原資忠、仰云、以左大臣賴忠可爲關白、万機奏覽、詔書之後、召中務輔給之とあり、此濟時は故師尹の子、朝光は兼通の次子なり、尋て十一月四日兼通に勅して、三宮に准ず、八日其病漸むをもて、詔して天下に大赦あり、是日兼通薨ず、依て正一位を贈り、遠江公に封じ、忠義公と諡を賜ふ、右の如く、兼通病を推して參内、除目を決行し、剩へ弟兼家の大納言大將たりしを、治部卿に貶せしは、元來兼通兼家兄弟不協にて、常に相反目しつゝ、在しに、此頃兼通病日に重り、自らも不起を覺りつる折柄、門前に前駟の士、人を拂ふ聲の聞えしかば、兼通侍臣に何人の來訪ぞと尋しに、東三條の大將殿兼家の御車見えたりと申ければ、兼通、日頃は不和の中なれど、流石に同胞の親なり、今予の大病を聞て參られけるぞ、賴母しけれとて、急ぎ病間取つくり、偕參りたらば、關白職を譲り、猶も後事を托すべしと、待居たるに、

兼家の車は、さはなくて、急ぎ兼通の第前を通過して、禁中さして行しかば、侍臣も大に驚き、兼通に斯と申せしかば、兼通之を聞より、眼を瞑らして急に起上り、急ぎ車の用意せよ、冠裝束持來れと叫びつゝ、衣體を刷いて參内し、直ちに御前に參せしに、此時弟の兼家は、先きに兄に超て、關白たらんと望しに、兼通のために破られ、其後大將には進みしも、大臣に陞らざりしかば、今兼通重病なりと聞より、偕は全快せまじければ、彼れ辭表を上りなば、直ちに勅許ありて、其後任に當らんと、參内して御前に參し、其由を内奏しつゝ、在しに、思もよらぬ兼通の參内に、驚き周章て御前を退きしかば、兼通御前に進み、最後の除目行ふべき爲めに、參内せる由を奏して、御前を退き藏人頭を召出して、右の如く決行したるものなり、偕大鏡に、兼通の略傳あり、其一節を抄せんに、

この大臣、九條殿の二郎君堀河の關白と聞えさせき、關白し給ふ事六年略中この殿の御侍着に、貞信公の御もとに、參り給へる贈り物に、そへさせ給ふとて、貫之れぬしにめしたりしかば、奉りたりし歌こと出て、心のうちにしらるゝは神のすぢなはひけるなりけり略中御かたち、いときよけに、さらやかになどぞ、おはしまし、

略中この殿には後夜にめす、卯酒の御さかなにはたゞ今ころしたる雉をぞ、まゐらせける略中この殿の御むすめは、式部卿の宮元平のみこの、御むすめのはらの姫君

(嬪子圓融院の御時の女御にまいり給ひて略中堀川の中宮と申き、御子うまれ給はず略中今一所の姫君(嬪子)内侍のかみにならせ給ひ略中又太郎君は顯光と聞えし、堀

河の左大臣略中御次郎兵部卿有明の親王の御女のはら略中左大將朝光と申略中

右の如く、兼通常に弟兼家を惡む、其餘勢は延て他を嫉み、我女の外に、宮中に入れしめざりしかば、兼通薨じて、翌年四月、關白頼忠、次女遵子を入内せしむ、特に其日勅ありて、女御に准じ輦車を免さる、尋て天皇、女御の御所承香殿に渡御あり、右大臣源雅信以下卿相群參し、即ち絲竹に堪能なる輩に命じて、管絃の御遊尤も盛宴を極む、是に於て、兼家もいかで黙止すべき、是年八月、其次女詮子を入れて梅壺に候せしむ、尋て女御となる、是即ち一條天皇の御生母にて、東三條院なり但し頼忠の女は、御所生なし、世に四條の后と申奉る、此御二方の入内の事情を、大鏡等に頼忠の女遵子入内の日、輦車を免るされたれば、御兄なる大納言公任、御車に隨ひて參内の途次、第三條なる兼家の弟の前を過るに兼家の一族之を不快に思ひつゝあるに、公任は、故らに

其所に、馬を駐めて、大聲に、此女御は、いつか後に立給ふらんと申けると、こは聽て皇子降誕ありて、立後の慶あるべしと、兼家の一族に誇りたるなり、此言を聞たる、兼家の心中は察せらる、特に承香殿の御遊等の事を見ては、實に堪難かりしに相違なし、偕こそ引續て、兼家も女を入内させしなり、其後一條院の御生母として、立后ありしかば、此公任を以て皇后宮亮となす、偕皇后行啓の日、公任供奉しけるに、供奉の女車より、公任に申事ありと招きければ、公任何事にかと、車近く寄りたるに、進の内侍といふ女官、車より顔を出して、卿の御妹の素腹すはらの后は、今日いかにおはすと問たり、こは先年の鬱憤を、晴す爲めの言なり、以て藤原氏が權勢爭奪の一斑を察すべし、素腹とは所生なき女を、嘲笑する俗言なり、斯る情勢なれば、此四條の後の事を、大鏡に「后にたたせ給ひて」中皇子おはせず、四條の宮とぞ申中いみじき有志者有識にぞ、いはれ給ひし、功德も御祈も、如法に行はせ給ひ、年毎の季きの御讀經よみきやうなども中四日がほど、廿人の僧を房のかざり、めて度かしづき、すえさせ中齋さいなど、かぎりなく、如法に供養せさせ給ひき中御みづからもきよき御ぞ衣たてまつり、かぎりなく、きよまはらせ給ひ、僧に、たまはらするものどもは、まづ御前にとりすゑさせてをがませ給ひて

そ、後につかはしけるとあり、いかに世を物憂く、過させ給へしやは、察するに餘りあり、さはれ頼忠は、流石に兼家の先きに治部卿に貶されしを、氣の毒に思ひしと見え、程なく元の大納言になしたり、尋て此年十月、頼忠は太政大臣に、雅信は左大臣に、兼家は右大臣に進みたり、是年十一月、天元と改元あり、三年六月、家の女詮子、第一皇子一條天皇を産む、其五十日の御賀には、清涼殿に於て御遊あり、八月一日、親王となす、初め兼家、兄兼通の爲めに貶されて、居常憂悶に堪へざる折柄、傍人の夢に、兼通の堀川の第より、兼家が東三條の第に、矢を數多射かくると見て、斯と兼家に告しかば、兼家大に怖れ、其頃夢解きとて、名高き者あるを召て之を卜なはせしに、是は吉夢なり、世の中の事は、彼殿より、此殿に移る前兆なりと、申たりと、又其頃一人の巫あり、賀茂の若宮ののり遷りたりと、自稱し、其詫宜を告るに、常に伏ていふより、打伏の巫と稱へられし、名高き者あり、之をも召て、身上の吉凶を問ふに、毎々の中すとて、後には衣冠にて出會し、我膝に彼巫を枕させて、吉凶を問しと、斯まで深く迷信に陥りしを以ても、其憂悶の情は察せらる、且頼忠は兼通に續きて、關白たりしをもて、之にも常に不作ら、屈下しつゝ、在しが、皇子降誕ありしより、俄かに勢付て、頼忠を凌ぐに至

れり。

第五十一節 再應の炎上と御脱履

天元三年十一月二十二日、賀茂臨時祭、是日同社への宣命を奏するに當り、主殿寮より火を失し、遂に諸殿舎を延焼し、殘る所は采女町、御書所、桂芳坊等數所に過ず、依て天皇を始め奉り、諸所に火を避け給ひ、遂に太政官寮に遷御ありしに、尋て采女司廳又焼亡ありしかば、賴忠が四條坊門の第に遷り給ふ、乃ち例に依て、服御常膳を減じ、諸國調庸の未進、及び徭役の半を免ぜられ、又造宮の勞ある諸國は、今年の半租を免じ、諸節會等も概ね停められ、明年七月新造内裏立柱上棟、十月二十七日新造内裏に遷御あり、翌五年五月、中宮親王も遷御あらせられ、尋て内裏に於て、不斷御讀經を五ヶ日修せらるる等、皇宮平安の御祈ありしに、十一月十七日夜、又内裏炎上、諸殿舎悉く焼亡せり、時は寅刻なりしかば、天皇御始め、火を避けさせ給ふに、供奉の方々、衣冠を刷ふに違あらず、大臣以下布袴にて扈從し、諸衛官人烏帽子布衣なり、と紀畧にあり、其忿皇の狀態せらる、遂に天皇中宮親王共に堀川院に、遷御ある、斯く火災の打續

けるは、皆盜賊の放火に出づ、且此盜賊中には諸衛の官人もあるは、前に述たる如くにて、既に天元三年九月、春宮帶刀藤原景澄といふ者、弘徽殿の曹司に入て、財物を盜み取り、或は天元五年六月に、強盜式乾門宿直所の財物を盜て放火し、或は造營中の内裏に放火を謀るなど、禁中既に右の如くなれば其他に於ては、殊に甚敷、其一二は天元三年十二月に、強盜數十人、但馬守藤原堯時の宅を襲ふて。財を略奪し、又は中納言藤原重光の一條大宮の第、右大臣兼家の東三條の第等にも、放火するに至る、依て檢非違使に仰せて、京中畿内に其職なくして弓箭を帶する者を逮捕し、之を杖八十の刑に處す、時に左兵衛尉藤原齊明といふ者、播磨介藤原季孝、彈正少弼大江匡衡を刃傷して逃去しが、近江國高島郡に於て、前播磨椽惟文王の爲めに討れしが、彼は弟の散位保輔と共に、強盜の張本たる事露れ、齊明の首は獄門に掛られ、保輔は捕へられしが、獄中に死せり、畢竟するに、此輩の惡行は、年々諸國、別て京畿凶歉折續き、紀略に、此間米直騰躍飢渴之基也とあるに、世態は奢侈姪逸に流るに起因せるなり、偕内裏再應の炎上、及び炎旱等の災厄に依て、明年四月永觀と改元あり、明年八月、假皇居堀川院にて、皇太子に御讓位あらせられ、寛和元年御落飾、正曆二年二月崩御、御

寶算三十三、圓融寺の北原に於て茶毘し奉り、御骨を村上山陵に納む、

紀略に、花山院、諱師貞、冷泉院天皇第一之子也、母故女御從三位藤原懷子、故太政大臣謙徳公(伊尹)之女也、安和元年十月廿六日誕生、中永觀二年八月廿七日、先皇讓位於今帝、先帝二十六年詔令太政大臣藤原朝臣(賴忠)百官總已、万機關白、先皇居堀河院、今帝自開院、第移堀河院、受禪、即日入新造内裏、行幸儀也、中以先皇第一懷仁親王、爲皇太子、中九月九日、詔上太上天皇號於先皇、中十月十日、天皇即位於大極殿、中十一月七日、以大納言藤原爲光卿、故關白師輔の九男、第二女、怙子、爲女御、以弘徽殿爲休所とあり、明年寛和と改元す、偕右の女御怙子は、世に弘徽殿の女御と稱へられ、殊に御容色艶麗なりしかば、一に麗の女御とも稱へたりと、されば天皇別て御寵遇深く、爲めに他の宮女顔色なしといふ、有様なりしに、此年七月卒去せり、紀略に、十八日辛酉未刻、女御藤原怙子卒、中懷孕之間、日來病腦、天下哀之、中廿二日贈故女御怙子從四位上とあり、大鏡には、御子はらみて八月にてうせ給ふとあり、是より天皇畏くも悲哀に沈ませ給ひ、遂に御遁世あらみられたり、古今著聞集、故事談等に據りて、其概略を述んに、此時右大臣兼家はいかにもして、一日も早く、我外孫たる皇太子を、御位に即けんと、日夜心を碎きしに、弘徽殿の女御逝去ありしより、天皇日夜に戀ひ歎き給ふを見て、第三男道兼は藏人左少辨にて、帝に昵近し奉るより、同じ藏人左中辨藤原惟成、及び護持僧として、沙門嚴久(一書に權休)も、常に昵近し奉れば、兼家密に此三人と心を合せ、天皇及び故女御も、鳥類を愛させ給ふを幸ひと、鸚鵡を飼立て、之に涅槃經の、乘恩入無爲、眞實報恩謝、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者、の文を教へこみ、漸く之を轉るに至りしかば、道兼一日參内し、御前を退下する時、故らに扇を遣れ置しを、惟成之を取上て、夫となく御前にて開き見しに、右の文を書てありしを、天皇に見せ奉る、天皇、嚴久に、之は何ぞと御尋ありしかば、嚴久はこゝぞと思ひ、凡そ此世の恩愛を棄去りて、無爲の道に身を入れ、佛道修行するこそ、眞實の報恩謝にて、妻子も、珍寶も、王位も、一命の終る期には、身に隨はず、誠に淺間しき極みなりと、委く勅答ありしにぞ、天皇悲哀に沈ませ給ふ折柄なれば、實に頼みなきは、此世なりと、俄かに御遁世の思召立ありしかど、天位を去り難く、案じ煩ひ給ふ折柄、兼家密かに、彼の鸚鵡を宮中に放ちしかば、鸚鵡は御前近くに飛來て、例の乘恩入無爲云々と、頻りに囀るを聞召て、忽ち御遁世に決し給ひ、道兼を召て、密に其由を仰られしかば、道兼泣々、其御道心の堅固なるを

を碎きしに、弘徽殿の女御逝去ありしより、天皇日夜に戀ひ歎き給ふを見て、第三男道兼は藏人左少辨にて、帝に昵近し奉るより、同じ藏人左中辨藤原惟成、及び護持僧として、沙門嚴久(一書に權休)も、常に昵近し奉れば、兼家密に此三人と心を合せ、天皇及び故女御も、鳥類を愛させ給ふを幸ひと、鸚鵡を飼立て、之に涅槃經の、乘恩入無爲、眞實報恩謝、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者、の文を教へこみ、漸く之を轉るに至りしかば、道兼一日參内し、御前を退下する時、故らに扇を遣れ置しを、惟成之を取上て、夫となく御前にて開き見しに、右の文を書てありしを、天皇に見せ奉る、天皇、嚴久に、之は何ぞと御尋ありしかば、嚴久はこゝぞと思ひ、凡そ此世の恩愛を棄去りて、無爲の道に身を入れ、佛道修行するこそ、眞實の報恩謝にて、妻子も、珍寶も、王位も、一命の終る期には、身に隨はず、誠に淺間しき極みなりと、委く勅答ありしにぞ、天皇悲哀に沈ませ給ふ折柄なれば、實に頼みなきは、此世なりと、俄かに御遁世の思召立ありしかど、天位を去り難く、案じ煩ひ給ふ折柄、兼家密かに、彼の鸚鵡を宮中に放ちしかば、鸚鵡は御前近くに飛來て、例の乘恩入無爲云々と、頻りに囀るを聞召て、忽ち御遁世に決し給ひ、道兼を召て、密に其由を仰られしかば、道兼泣々、其御道心の堅固なるを

感拜して、さらば速かに御思召立あらせ給へと申勸め、急き劔璽を奉じて、東宮御所に渡し奉り、其夜深更に、藤壺の局の小戸より、天皇を誘引出し奉りしに、折柄有明の月照渡りければ、天皇は、餘りに明らかなり、如何あらんと躊躇し給ふを、道兼は、神璽劔寶を、既に東宮に渡し奉りたれば、御猶豫あるべからずと驚かし奉る、時に村雲の月にかゝりて、少し暗くなりしかば、天皇、偕は、朕が出家は、成就するなりとて、出てさせ給ふに、日頃御身を離さず、御覽ありし、故女所の御文を、遺れたりとて、取りに入らせ給はんとするを、道兼、左様に御隙取らせなば、いかなる障りの出来らんも圖られず、唯御急きあるべしと、せき立奉り、土御門より京をさして、花山寺に誘引奉れり、偕此日を榮花物語、百練抄、扶桑略記等に、六月廿二日とあるも、紀略、外記、日記、大鏡裏書等に、廿三日とあるを是とす、即ち紀略に、六月廿三日庚申、今曉巳刻、天皇、密々出禁中、向東山花山寺、落傍、千時藏人左少辨藤原道兼、奉從之、先于天皇、密奉劔璽於東宮、出宮内云々九年十翌日、招權僧正尋禪剃御髮、御僧名入覺とあり、偕天皇御落傍までは、勿論道兼も、俱に剃髮すべしと、欺き奉りて、御落傍畢るを見ると、道兼は、逃け歸れり、大鏡に、花山寺におはしましつきて、御ぐしおろさせ給ひて後にぞ、粟田殿、道兼は罷り出

て、おとしにも、兼家かはらぬ姿、今一度見え、斯と案内、出家する事も申て、必ず參り侍らんと、申給ひければ、朕をばはかるなりけりとてこそ、泣せ給ひけれ、あはれに悲しき事なりな、日頃よく御弟子にて、候はんと、契りてすかし申中おそろしきよ、東三條殿、道兼は、もしさる事やし給ふ、道兼の剃髮と、危ふさに、さるべくおとなしき、長者人々、何某彼某といふ、いみじき源氏の武者たちをこそ、御送りにそへられたりければ、京の程はかくれて、堤のわたりよりぞ、打出參りける、寺などにては、おして人などや、なし奉る僧にとて、一尺はかりの刀どもを、ぬきかけてぞまもり申ける、とあるは、さもこそと思はる、いかに道兼、一門の榮花の爲めにとは申せ、深夜天皇と唯二人にて、遙々東山まで到りしとは、實に恐れ多き事は、勿論、此時強盜ら横行せるなれば、危険なれば、兼て懇ろなる武士らを見え、隠れに護らせ、且は道兼恩義に迫りて、出家もやすると、監督させしとは、兼家の用意實に周到なり、斯く天皇を巧みに欺き奉りしは、全く道兼の力なれば、夫よりしては、道兼常に父に對して、之を内々誇りつゝありしは、大鏡に、花山院をば、我こそはすかしおろし奉りたれ、されば關白をも、ゆづらせ給ふべきなり、といふ御恨みとあるにても、察せらる、されば此御遜位の事を、民部卿藤

原俊賢が冷泉院の狂ひよりは、花山院のくるひこそ、ずちなき物なれ」と慨きしと、大鏡にあるは、獨り俊賢のみならず、兼家一門の外は、擧て驚愕慨歎せしを察せらる、但し惟成と、御外叔父なる中納言藤原義懷伊尹の子二人は、明日花山寺に至りて剃髪し、義懷は悟真、惟成は悟妙と改めたり、此二人の事を、同書に、花山院の御時、帝の御をぢにて、義懷の中納言と聞えし中その御時は、いみじう花やぎ給ひしに、帝御出家させ給ひてしかば、我も、おくれたてまつらじとて、花山寺まで尋ね参りて中法師になり給ひき略その中納言、文旨にこそ、おはせしかど、御心たましひ、いとかしこく、有識におはして、花山院の御時の政は、唯この殿と、惟成の辨として、行ひ給へれば、いみじかりしとありて、其出家の事情を、同書に、義懷の中納言の御出家、惟成の辨のすゝめ聞えられたり中いみじういたりあり、時めくける人にて、今更に、よそ人にまじらひ給はん程、見苦しかりなんと、聞えさせければ、げにさもと、いとどおぼして、なり給ひにしを、もとより、おこし給へる道心ならねば、いかゞと人思ひ、聞えしかど、おちる給へる、御心の本性なれば、懈怠なく行ひ給ひてうせ給ひとありて、全く惟成の誘導に依れるも、蓋し亦兼家の意に出しならん、諸御落筋の後、直に比叡山戒壇院に於て、御

受戒あり、夫よりは御微行にて、諸名利を御巡覽あらせ給ふ、其一班は大鏡に

花山院御出家の本意あり、いみじう行はせ給ひ、修行せさせ給はぬ所なし中熊野の道に、千里の濱といふ所にて、御心地そこなはせ給へれば、濱づらに、石のあるを御枕にて、おほとのごもり御寝たるに、いと近く、海士の鹽焼烟りの、たちのぼる心ぼそさげに、いかにあはれに、おぼされけん、旅の空夜半の烟とのぼりなばあまのもしほ火たくとかやみん、かゝる程に、御験もいみじう、つかせ給ひて、中堂にのぼらせ給へる夜、験くらべしけるを、試んと思召て、御心のうちに、念じおはしましければ、護法神つきたる法師、御座の御屏風のつらに、ひきつけられて、つふと動きもせず、餘り久敷なれば、今はとて、ゆるさせ給ふ折ぞ、つけつる僧共の許を、どり行るを、はやう院の御護法の、ひきとるにこそ、ありけれど、人々あはれに見奉る中いみじき行ひ人なりとも、いかてか、なずらひ申さん、前生の戒力に、又國王の位をすて給へる、出家の御功德、かきりなき御事にこそ、おはしらめ

とあり、又御騎行の一二を同書に、

いとあやしく成せ給ひし、御心あやまちも、唯御物のけのし奉りぬるにこそ、中

にも、冷泉院の南の院中焼亡ありし夜、御訪ひに參らせ給へりし有様こそ、ふしぎに候ひし、御親の院は、御車にて、二條町尻の辻に立せ給へり、此院は御馬にて、頂きに鏡いれたる笠、頭光に奉りて、いづこにははしますく、と御みづから、人毎に尋申させ給へば、そこくになん、ときかせ給ひて、おはしまし所へ、近くありさせ給ひぬ御馬の鞭、かひなにいれて、御車の前に、御袖うち合せて中居させ給へり中冷泉院の御車のうちより、高やかに、神樂歌をうたはせ給ひしは、中明順のぬしの、庭火いと猛なりや、との給ひけるにこそ、万人堪ず笑ひ給ひにけれ、こは神樂は夜庭上に篝火を燒きて奏するをもて、院の神樂歌より、火事を庭燎と見立たる戲言なり、又花山院の、一年祭りのかへさ御覽ぜし御有様は、誰も見奉りけん中いみじき一の者共、高帽の頼勢僧なりをはじめとして、御車のしりに、多く打群參りし氣色ども、いへば愚かなり、何よりも、御珠數のいと興ありしなり、ちひさき柑子を、おほかたの玉に、貫かせ給ひて、遠磨には大柑子をしたる御珠數、いと長く、御指貫に具して、いださせ給ひ御車より中人々紫野にて、御車に目をつけ奉りたりしに、檢非違使參りて中とらふべしといふ事出來中權大納言殿行成中かうくの事候、と

くかへらせ給ひぬ、と申させ給へりしかば、そこら候ひつる者共供奉の人、脚の子を風の吹拂ふ如くに、にけぬれば、唯御車副のかぎりにて中物見車の後ろの方よりおはしまし、こそ、さすがにいとほしく中太上天皇の御名は、長くくださせ給ひにき、かゝればこそ、民部卿殿俊賢の御いひ言は、實にとおぼゆれ

とあり此書等には、かゝる御騎行を御物のけ、即ち御狂疾といへど、こは其皮相上の評にて、蓋し兼家に欺弄されて、御遁世あらせ給ひしを、御憤懣の餘り、折にふれて、斯る御戯れを遊ばせしに相違なし、さればこそ、御製にも其一端は伺はる、そは同書にも、あそびしたる和歌はいづれも人の口にのらぬはなく、優にこそうけ給はれな、心見にほかの月をも見てしかなわ、が宿がらのあはれなるかと、御平素の御憤懣言外に溢る中略さて又冷泉院に、たかんな奉らせ給へる折のは、世の中にふるかひもなき竹の子は我へん年を奉るなり、御返し、年へつる竹のよはひはかへしてもこの世を長くなさんとぞ思ふ、とあるにても拜察すべし、殊に御心疾にましまさぬ一班は、同書に

花山院は、風流者にさへ、おはしましけるこそ、御所つくらせ給へりしさまなどよ、

寢殿對渡殿などは、つくりあひ、楯はだふき合する事も、此院の、しいてさせ給へるなり昔は別々にて、あはひに樋かけてぞ侍りし略御車宿りには、板敷を奥は高く、はしは下りて、大きな妻戸をさせ給へる、故は略自ら頓の事の折に、とりあへず、戸あしひらかば、からくくと、人の手ふれぬさきに、さしいだされんが料と、面白く思召たる事ぞかし、御調度どもなどの、けうらさ花麗こそ、えもいはず侍りければ、略御硯の箱略海賦に蓬萊山、手長足長など、こがねしてまかせ給へりしこそ、かばかりの箱の、うるしつき、蒔繪のさま、くちあかれたりしやうなどの、いとめてたかりしなり、又木立つくらせ給ひし折は、櫻の花は優なるに、枝さしのこはくしくて中梢ばかりを、みるなん、をかきとて、中門より外に植させ給へる、何よりもいみじく、思ひよりたりと、人は感じ申しき、又撫子の種を、築地のうへにまかせ給へりければ、思ひもかけず、四方に、色々に唐錦を引かけたるやうに、咲たりしなどを、見給へしは、いかにめて度侍りし

などあり、是らに據りても、決して御心疾にあらざりし、但し御遁世の一事は、未だ二十歳未滿にて、畏こけれど、御思慮も定、給はぬに、當時佛教迷信の渦中に、御生長あり、只管現當二世の安樂を冀ふより、兼家の欺弄する所となれるは、是非なし、寛永五年二月八日崩御、御年四十一、紙屋川の上法音寺の北に葬り奉る

第五十二節 兼家父子の攝政

右の如く、花山天皇御遁世ありしかば、兼家即ち皇太子を擁立せり、紀略に

一條院諱懷仁、圓融天皇第一之子也、母女御正四位下藤原詮子、攝政右大臣兼家之中女、略寛和二年六月廿三日庚申、花山天皇、偷出禁中、奉劔璽於新皇、七年外祖右大臣兼家、參入、令固禁内警備、翌日行先帝讓位之禮、右大臣藤原朝臣、攝行万機如忠仁公良房、故事中廿八日乙丑、詔上太上天皇尊號於花山法皇、勅賜攝政右大臣内舍人二人、左右近衛各四人爲隨身、略七月五日、以母儀女御藤原詮子爲皇太后、略十六日壬午、冷泉院第二居貞親王、於外祖攝政兼家南院第、加元服、一年今日立親王、爲皇太子、とありて、兼家直ちに頼忠を斥けて、攝政となれる上に、其女超子の御所生なる、居貞親王を、皇太子に立る如き、殊に天皇より、東宮の御年長にましますなど、實に憚る所なき、所置といふべし、聽て七月廿二日、天皇大極殿に御即位あり、尋て兼家准三宮と

なる、亦故良房の先蹤を襲きしなり、此時冷泉圓融花山の三上皇御座あるも、皆政務に與つかり給はず、萬機悉く兼家に決せり、此御即位の日、人々大極殿の御装束に奉仕せしに、高御座の中に、人頭の血つきたるを見出しければ、大に驚き、急き兼家に此由を申せしに、兼家空睡りして、敢て聞ざるものゝ如し、依て先づ、睡りを驚しつるも、更に覺めず、やゝ久しくして、兼家驚き覺めたる様子して、大極殿の御装束は、既に濟みたるかと、其人に尋しかば、偕は斯る大禮を、いかなる事ありても、中途にて停止すべきならねば、態と空睡りして、前の言を聞かざるなり、そを考えずに、周章て不祥の事を申せしこそ、いかに思慮なき者と、思しらんと、耻入て退きたりと、此一事にても、兼家の大器たるは察すべし、さるからに、其所置の往々、傍若無人なりしは、實に眼中に人なきの膽力より出たるなり、されば一族の人々も、此威をかりて、誇り散らしたるは大鏡に、一條院位につかせ給ひにしかば、よそ人にて、御外戚に非ず、關白のかせ(頼忠)給ひにき、たゞおほきおほい(太政殿と申て、四條の宮(頼忠)の女圓融帝の中宮)にこそは、一つに住せ給ひしが、略中形の帥殿(隆家)は、時の一の人(兼家)の御孫にて、えもいはず、はなやぎ給ひしに、略中西の洞のぼりに、ありき給ふを、こと人ならば、こと方より、

よきても、おはすべきに、太后太政大臣のおはします前を、馬にてわたり給ふ、おほきおほい殿、いとやすからず思せども、いかゞはさせ給はん、猶いかやうにてかと、略中中門の北の廊の連子より、のぞかせ給へば、いみじうはやる馬にて、御紐おしのかけて、雜色二三十人計に、ささいと高くおはせてうちみいれつゝ、略中通り給ふを、あさましく思せど、中々なる事なれば、こと多くものたはて、なさげなげなるをのこにこそありけれ、とばかりぞ申給ひけるとあるにても、察知すべし、又此頼忠の事を同書に、此大臣、いみじき事どもしおき給へる人なり、賀茂詣に、檢非違使の車のしりに具する事、又馬の上の隨身、左右に四人つがはしむる事も、此殿のしいて給へり、略中あまり萬づしたゝめ、あまり給ひて、殿の内に、よひに燈したる油を、又のつとめて、(朝)さふらひに、油瓶をもたせて、女房の局までめぐりて、残りたるをかへし入れて、又今日の油に加へてともさせ給ひけり、略中この頼忠のおとゞ、一の人にておはしましゝかど、御直衣にて、内に參り給ふ事、侍らざりき、奏させ給ふべき事あるをりは、布袴ぼこにてぞ、參り給ふ、偕殿上候はせ給ひ、年中行事の御障子のもとにて、さるべき職事藏人などして、奏せさせ給ひ、うけ給りたまひける、又あるをりは、鬼の間に、御門いてさせ給ひて、め

しあるをりぞ、まゐらせ給ひし、關白し給へど、よそ人におはしければにや」とあり、以て儉素謙退の一斑を知るに足る。偕此年四月永延と改元あり、七月兼家東三條の第新造成るを以て、之に移り、管絃を張り宴飲三日に渉る、其第は總て清涼殿に摸擬し、時人其僭上に驚きたりと、尋て太后、天皇之に幸し給ひ、奏樂詩宴等尤も盛遊を極めたり、明年兼家六十歳の賀を以て、三月、天皇常寧殿に於て、賀宴を賜ひ、左右大臣已下悉く之に會す、尋て六十社に奉幣使を派して、兼家の壽を祈らせらる、是より先き、兼家二條京極に新第を築き、是年九月之に移り、賀宴を張る、紀略に、十六日、攝政新造二條京極第、有興宴事、左右大臣以下、多以集會、池頭釣臺、盃酌數回、春宮大進源賴光、牽貢駒三十四、大臣以下、頽之、有差、會者誦詩句唱歌曲、河陽遊女等群集、給絹四十疋、米六十石云々、今日之遊、香代之事也」とあるにても、其盛況は察せらる、明年八月又永祚と改元ある、然るに、此月畿内大風あり、紀略に、十三日辛酉、々戌刻大風、宮城門舍多以顛倒、承明門東西廊、建禮門、弓場殿、左近陣前軒廊、日華門御輿宿、朝集堂、應天門東西廊十四間、會昌門、同東西廊卅七間、儀鸞門、同東西廊卅間、豐樂殿東西廊十四間、美福朱雀皇嘉偉鑿門、達智門、眞言院并諸司雜舍、左右京人家顛倒破壞、不可勝計、又鴨河堤所々流損

賀茂下上社御殿并雜舍、石清水御殿東西廊顛倒、又祇園天神堂同以顛倒、一條北邊堂舍、東西山寺等皆以顛倒、又洪水高潮、畿内海濱民烟、人畜田畝、爲之皆沒、死亡損害、天下大災、古今無比、十四日壬戌、右大臣爲光内大臣道隆已下諸卿、參仗座、昨日顛倒門廳等修造諸國、至于料物、用正稅、若、不有正稅、用不動穀、且申開用之、且宛行不動正稅、共以用盡隨其申請、特以裁下」とあり、其慘況想ふべし、されば例の御祈を行はせられしに、會ま天台座主尋禪辭して、缺職なりしかば、九月廿九日、大僧都餘慶を以て之に補し、宣命使少納言源能遠を、比叡山に派せしに、山僧の中に、餘慶は圓仁慈覺大師の法流に非るを以て、其法流の惡僧數百人、黨をなして、中途に宣命使を遮り、剩へ宣命を奪取りて、勅使を追還したり、依て、諸公卿議して、其罪科の所當を定るに、衆議鎮護國家の靈場といふに遠慮して、之を糺斷するを止め、右大辨藤原在國を遣し、宣命を奪取り、勅使を追還しが如き、暴狀、其罪を問はるべしと雖も、特に慈覺大師の徒たるを以て、之を宥し、堅く後來を戒しめらる、是毎々僧徒に對する、特典なりと雖も、遂に後日、惡僧原をして、朝廷を侮蔑せしむるに至るは、惜むべし、尋て餘慶座主を辭し、僧都陽生を以て之に代へ、特に餘慶を權僧正となす、明年正月五日、天皇元服御年十一あり、加冠は

兼家なり、二月兼家病む、上表して攝政を辭す、乃ち其子内大臣道隆を以て之に代へ、隨身兵仗牛車等、總て兼家の如く宣下あり、尋て兼家薙髮し、其二條京極の第を以て、佛寺となし、積善寺と改む、依て詔して度者一百人を賜ひ、天下に大赦し、又調庸を免じて賑給を加ふ、且積善寺に阿闍梨を置かる、七月兼家薨ず、大鏡に

この大臣は^{略中}冷泉院、圓融院の御をぢ、一條院、三條院の御おほぢ(大父)^{略中}公卿にて二十年、大臣の位にて十二年、攝政にて五年、太政大臣にて二年、世を知らせ給ふ事さかえて五年ぞおはします^{略中}出家せさせ給ひてしかば、後の御いみななし、内に參らせ給ふに^{略中}牛車にて、北の陣まで入らせ給へば、それより内は、何ばかりの程ならねど、紐ときていらせ給ふとぞ^{略中}相撲のをり、東宮(三條天皇)^{略中}の御まへに、何をもおしやりて、御あせとりばかりにて、候はせ給ひけるこそ、世にたぐひなく、やんごとなき事なれ、末には北の方も、おはしまさざりしかば、男ずみにて、東三條殿の西の對を清涼殿づくり^{略中}住せ給ふなどをぞ、あまりなる事に人申す^{略中}この殿法興院に、おはします事をぞ、快からぬ所と、人はうけ申さざりしかど、いみじう與せさせ給ひて、さゝもいれて、わたらせ給ひて、程なくうせおはしまし^{略中}さてつ

ひに、殿原の領にもならで、かく御堂には、なさせたまへる^{略中}三人の宮たち、超子の御所生三條院爲尊、敦道の二親王^{略中}を^{略中}ことの外に、かなしう申給ひき、世の中に少しの事も出来、かみもなり地震もふる時は、まづ東宮の御方に參らせ給ひて、をぢの殿原^{略中}を内の御かたへは、まわれ、此御方には、我れ候はんとぞ、仰られける、雲形といふ、高名の御帶は、三條院にこそは、奉らせたまへれ、鈎^{かど}のうちに、東宮に奉ると、刀のさきして、自筆にかゝせ給へる^{略中}君達三所の御有様^{略中}昭宣公の御君達三平と聞え^{略中}此三所をば三道と、道隆道兼道長や、世の人申しけん

とあり、其平素の一斑を察すべし、借此年十一月正暦と改元あり、明年道隆上表して大臣を辭し、弟道兼を内大臣となす、此年九月、皇太后詮子、御惱に依て御落傍あり、依て皇太后宮職を止めて、東三條院と號し給ひ、世に女院と稱し奉る、之を門院號、女院の初めとなす、是より先き天皇御元服の時、道隆其第一女を納れて、女御となし、尋て中宮に進み、又其第二女を納れて、東宮の妃に備ふ、是に於て道隆は女院の御兄として、天皇東宮の大父たれば、其威勢朝野を壓し、是年其身、淑景舎を以て宿直所となし、天皇を之に遷し奉れり、是よりして藤原氏は、朝廷の御後宮と、殆ど公私の別なき有

様となり、遂に其子弟等も、常に後宮に宿泊するに至れり、是より先き、嵯峨仁明の御頃より、世態漸く姪靡に遷り、爾來之を匡正せざるに非るも、些の効なく、益々甚敷、茲に至り、一層姪蕩の一方に奔り、後宮奉仕の女官輩は、恰も公卿殿上人の私妾の如く成り、公卿殿上人として、後宮の女官に私通せず、後宮女官にして、公卿殿上人と私通せざれば、世に面目なきが如く、思ふに至れり、殊に女院は、御法體といふを以て、皇太后の尊號を辭し給ふより、従前の皇太后とは格別にて、諸寺の御幸なども、法皇の如く御自由にて既に近江石山寺へすら、數回御幸ありし程なれば、まして京師の諸寺、殊に藤氏建立の諸寺へは、毎度御幸あらせられしより、僧徒と女官との私通なども出来、從て此惡風一般に傳播して、男女の醜聲、所としてあらざるなしといふ、情況となれり、殊に正曆四年正月、天皇東三條院へ行幸、管絃の御遊あり、其中に天皇横笛を御し、右大臣源重信、大納言藤原濟時、中納言源時中和、參議藤原實資、理鬻を役したるにても、其盛會は察せらる、正曆五年、道隆の申請を允し、積善寺を以て勅願寺となされ、其供養の日は、女院中宮行啓あり、親王公卿悉く參會せるにても、其盛んなりしを推知せらる。

第五十三節 道兼伊周の軋轢と伊周の貶謫

正曆四年四月、道隆攝政復辟して關白となり、明年其子權大納言伊周を、内大臣となす、蓋し豫じめ道隆、己れの後任に擬せしなり、明年長徳元年三月、道隆病に罹る、依て奏請して、其子伊周に、轉りに關白の事を行はしむ、且詔して、隨集兵仗を賜ふ、四月道隆病大漸、依て薨髮す、是日中宮女院其第に行啓あり、尋て薨ず、年四十三、此病原等を大鏡に

この大臣は、是東三條の大臣兼家の一男なり、御母は女院の同じ腹なり、關白になりさかえ給ひて、六年ばかりや、おはしましけん、大疫癘の年こそ、うせさせ給ひけれ、されども、其病にはあらで、御みきのみだれさせ給ひにしなり、をのこは上戸ひとつの興の事にすれど、すぎぬるはいと不便なる中略祭のかへさ御覽ずとて、小一條大將(藤原濟時)閉院大將(同朝光)と、一つ御車にて、紫野に出て中略鳥のついわたるかたを、瓶につくらせ給ひて、興あるものにおぼして、ともすれば、おほみきいれてめす、今日も、それにてまいらす中略あまみやうく、すぎさせ給ひて、後に御車の

しりくち前後の簾みなあげて、三所ながら御もとよりはなち脱冠て、おはしましけるは、いとみぐるし略中但しこの殿御酔の程よりは、とくさむることをぞせさせ給ひし、御賀茂詣の日は、社頭にて、三度の御かはらけ、定りてまゐらす、わざなるを、其御時には、禰宜神主も心えて、大土器をぞ参らせしに略中七八度ほどめして、上の御社に参り給ふ道にては、やがてのけざまに、しりの方を御枕にて、不覺におほ略中のごもりぬ寢一の大納言にては、この御堂殿道隆の弟道長ぞ、おはしましかば略中夜に入りぬれば、御前の松の光に、とほりて見ゆるに、御すきかげの、おはしまさねば、あやしと思召けるに、参りつかせ給ひて、御車かさおろしたれど、えしらせ給はず略中入道殿ありさせ給へるに、さへあるべきことならねば、轅の外ながら、たかやかに、やゝと、御扇をならしなど、せさせ給へど、更に驚き給はねば、近くゐよりて表の御袴の裾を、あらゝかにひかせ給ふをりぞ、驚かせ給ひて、さて略中つくろひなどして、おりさせ給ひけるに、いさゝかさりげなく略中おはし略中それぞ、此殿の御上戸は、よくおはしける、其御心の、猶をはりまでも、忘れ給はざりけるに、や御病つきて、うせ給ひける時、西にかきむけ奉りて、念佛申させたまへと、人々のすゝめ

奉りければ、濟時朝光などもや、極樂には、あらんずらん、と仰られけるこそ、あはれなれ略中帥殿伊周に、天下執行の宣旨くだし奉りに、この民部卿俊賢殿の頭辨にて参り給ひけるに、御病いたくせめて、御装束もえ奉らざりければ、御直衣にて、御簾の外にゐざり出させ略中女の装束御手にとりて、かたのやうに、かづけさせ給ひしなん、いとあはれなりし略下

然るに道隆の弟道兼、先きに花山天皇御遜位の事を以て、自ら其功に誇り、遂に父兄に忌れ、官位昇進の遅々たるより、父兼家の喪中に、敢て哀悼の氣色なく、親友を會して、遊戯れなどしける程なるに、道隆攝政たるより、道兼を内大臣より、右大臣までに陞せしに、今道隆病に罹り、職を去るに及び、必ず其後任と推さるべしと思ひしに、案外にも、子の伊周に宣下ありしより、大に憤り、殊に其頃道兼病に罹りしかば、彌焦立、生前に關白の望を遂んと、内々強て奏請しければ、天皇も止事を得給はず、遂に故道隆葬送の日、伊周の關白の宣を止めて、道兼に萬機關白の詔を下し給へり、是日道兼奏請して、自身の兼官たりし、左大將を、其弟大納言道長に兼任せしめたり、こは先きに道隆が、關白を自身に譲らざりしと、伊周も亦之を、自身に譲る意なかりしを、憤ふ

れるにて、尋て道兼は薨去せり、時に年三十五、其薨ずるに當り、内奏して弟大納言道長に、自身の右大臣を譲り、且關白となさんと請ふ、道兼職に在る事僅に七日、世に七日關白と積せらる、時に伊周、權りの關白は、道兼に奪はれしも、彼れ薨ぜるをもて、己れに宣下あるべしと、期待せしに、何ぞ圖らん、叔父道長の大納言たりしを、右大臣に陞せて、己れが上に居くのみならず、關白隨身兵仗等の宣下ありしより、大に憤怨し、是より、叔姪忽ち仇敵の如く、相疾視せるのみならず、朝廷をも怨み奉りて、常に濫蕩の所業をなしたり、されは道長も、彌々之を踈んじけるに、其頃伊周は、故太政大臣藤原爲光の第三女に、私通しけるに、花山法皇も、亦其妹なる女に、私通まし、折々御微行にて、女の許に御幸ありしを、伊周は一族の軋轢より、萬つ物僻みに陥りし事なれば、法皇を以て、己が愛婦の許に、御微行なるにて、第四の女へといふは、偽りなるべしと、思僻め、弟の中納言隆家らと、密に示し合せ、法皇を威嚇して、遠ざけ奉らんと企て、長徳二年正月十六日の夜、伊周兄弟、其從者らを催して、法皇の爲光の弟に幸し給ふに、矢を射かけたり、但し紀畧に、今夜、華山法皇、密幸故太政大臣恒徳公爲光家之間、内大臣伊周并中納言隆家從人等、奉射法皇御在所とあり、今昔物語には、法皇馬にて

歸らせ給ふ所を、隆家射かけたる矢、御袖に當りとあり、著聞集等には、其矢御袖口より入るともあり、法皇驚きて還らせ給ひしかど、世間を憚りて此事を秘し給ひしが、遂に朝廷に聞え、明法博士に、其罪の所當を勘せしむるに當り、伊周、法琳寺に於て、太元帥法を修せしむる由を申、依て僧仲祚を召て、糾問するに、東三條院を呪咀し奉るといふ、此法は朝廷の外、修し得ざる大法なり、是に於て伊周を、太宰權帥に、弟隆家を出雲權守に、貶謫す、蓋し人臣として、右の如き不道の所爲は、誅を免れざるも、法皇亦御失體の御事なるを以て、特に死罪を宥せるなり、既にして右衛門佐平孝義等、伊周兄弟、密かに京師に入り、中宮御殿に潜匿せる由を訴ふ、依て檢非違使をして、中宮御殿を檢せしむ、中宮驚きて、權大夫源扶義が車に乗り、忿忙として、御殿を出給ふ、檢非違使ら中宮御殿を搜索するに、果して隆家隠れ居たれば、直ち之を捕へしも、伊周は居らざるを以て、其語入たる、右少辨高階信順を糾問せしに、右京少進藤原賴行は、伊周近侍の者なれば、之を召問はるべしとありしかば、即ち賴行を推問するに、先日伊周、高階道順と共に、愛宕山に向ふ、賴行は山下まで供したるのみ、又騎る所の馬も、其邊りにて放ちたりと、申せしかば、賴行を案内者として、檢非違使愛宕山に向ひ

しが、馬の鞍を得たるのみ、依て普く京中を索めしに、五月四日、怪しの車、清和院の邊を過行を見て、左衛門志爲信之を押留たるに、伊周なりしかば、左衛門尉季雅、右衛門府生伊遠など、追々に馳付之を捕へ、再び兄弟を配所に遣し、且其語人たる文章博士大江以言を飛驒權守に、右少辨高階信順を伊豆權守に、右兵衛佐同道順を淡路權守に左遷し、且伊周の弟二人も、殿上の藉を削られたり、之に依て中宮道隆の女定子も、恐懼の餘り、且は其御殿、檢非違使の搜索に逢ふは、未有由の椿事にて、御耻辱此上なきを憤ふり、御落飾あらせらる是より先き、道隆の關白となるや、人に語りて曰く、予の此職に任ぜらるゝは、嫡長なれば當然の事なり、但し參議有國に報ずるを得るを喜ぶと、雖て有國父子の、殿上の藉を削る、蓋し有國嘗て道隆を侮るを以てなり、道長關白たるに及ひ、有國の罪なきを以て其藉を復し、尋て太宰大貳となす、茲に至り、道隆の子伊原權帥として貶謫せらるゝを見、予往年、彼の父公の爲め、罪なくして貶斥せらる、然るに其子、罪ありて予の管内に謫せらると、榮枯應報の感に耐ず、即ち前怨を翻して、能く之を遇す、依て伊周乏しからざるを得たりと、長保元年十一月、中宮皇子、敦康親王御産あり、明年二月、皇后宣下ありしかば、此御慶事に付て、伊周兄弟等、何

れも赦免ありて、歸京せしに、特に伊周を以て、大納言の上に列せしめられ、尋て大臣に准じ、封千戸を給ふ、依て儀同三司と號す、三司は三公をいふ、之を儀同三司の初めとなす、隆家亦舊官に復せり、されど道長陽に此二人を懇遇して、陰に之を疎隔せるをもて、官位も榮達に至らざりし、長保元年十一月、道長其第一女彰子を入れて、女御となす、時に年十二、尋て中宮に進む、寛弘五年中宮皇子御産あり、(後一條院)是より先き、天皇、皇后御所生の第一皇子を、立太子の叡慮なりしに、是に至り、道長其女の御所生を以て、之に擬し、遂に叡慮の如くならず、事漸く外部に泄る、寛弘六年正月、陰陽法師源念といふ者、中宮及び御所生の皇子、道長とを呪咀する事露はれて、捕へられ、之を鞠問するに、散位佐伯公行、其妻高階光子、民部大輔源方理らの囑する所にて、僧圓能も之に與かる由を、申ければ、悉く之を捕へて配流に處し、藤原伊周、亦此嫌疑に依て、朝參を止められて、遂に第一皇子の立太子は行はれず。

第五十四節 災異と其影響 村文學の隆昌

御登極以來、凶變屢々なりし、中にも最も慘劇を極めしは、疫病なり、其概略を述んに、

正暦五年正月より十二月に至り、天下疫癘最盛、鎮西より起りて、七道に遍満すと、紀畧にあり、同書に京師の状況は、四月廿四日、被下宣旨云、京中路頭病人甚多、宜令安置之、五月十六日、左京三條南小路西、有小井、狂夫云、飲此水者、可免疾病、仍都人士女、舉首來汲、廿六日、依宣旨、諸司諸家、起石塔、依救疾病也、今日被行大赦、依疾病也、六月十六日、公卿以下、至千庶民、閉門戶、不往還、依妖言也、とあり、當時迷信の世態、嘸かしと思ふ、廿六日には、疫神の爲めに、御靈會を修し、木工寮、修理職、神輿二基を造り、北野船岡に安置し、僧を請じて、仁王經の講説を行はしめ、俗人を招き、音樂を奏し、都人士女、幾千萬人を知らず、幣帛を捧げ、禮拜了りて、難波海に送るとあるは、今も猶邊陲の地に行はる、疫神送りなり、又去四月より七月に至り、京師死者過半、五位已上六十七人、明年五月條に、今年四五月、疫癘殊盛、中納言已上薨者八人とあり、長徳四年七月條に、今月天下衆庶、疱瘡を煩ふ、世之を稻目瘡と號し、又は赤疱瘡と號す、天下此病を免るゝ者なし、十二月條に、今年天下夏より冬に至り、疫瘡遍く發し、六七月間、京師男女死者甚多、四位已下人の妻、最甚し、主上より始め、庶人に至るまで、上下老少、免るゝなし、長保三年條に、去冬より今年に至り、天下疫死太盛、道路死骸、其數を知らず、况や歛葬の輩

に於て、幾萬人を知らず、五月九日條に、紫野に於て疫神を祭り、御靈會と號す、天下疫癘に依て、神殿三宇、瑞垣等、木工寮修理職の造る所、御輿内匠寮造る、京中上下多以集會し、之を今宮と號すとある等、例の僧徒らの修法祈禱、頻々たるも、其驗なきより、遂に斯る姪祀的迷信を行ふに至る、されば祈禱修法等の大流行は、僧侶の暴富を來し、其餘弊は、此徒の跋扈となりて、やゝもすれば國司に反抗し、果は京師に濫訴を企つ、加るに疫病凶歎等にて、衰弊を來せるより、盜賊横行し、遂には豪族、國司ら、私闘するに至る、中にも下野守平維衡、其族平致頼と私闘數月に涉り、遂に長保元年、維衡を淡路に、致頼を隱岐に配流す、尋て藤原致忠といふ者、前相摸守橘輔政の子らを殺す、依て佐渡に配流す、平維茂と澤勝四郎諸任、秀郷の孫と、庄園の境界より私闘して、維茂諸任を殺して遁れ、寛弘四年に、大隅守菅野重忠、上京の途、太宰府に於て、大藏滿高の爲めに殺され、因幡守橘行平と、介藤原千兼と私闘する等は、其重なる事なり、偕又長保元年五月十四日亥刻、修理職より火を發し、内裏炎上す、依て天皇を始め奉り、一條大宮院に遷幸あり、八月十四日造内裏事始、十一月十九日内裏木作始、明年三月立柱上棟、十月十一日新造内裏へ遷幸あらせ給ひしに、同三年十一月十八日亥刻、又内裏

炎上、依て天皇一條院を以て皇居とし給ひ、明年六月九日木作始、七月十九日立柱上棟、同五年十月八日新造内裏へ遷幸あり、明年七月寛弘と改元す、其間僅か一年餘にして、同二年十一月十五日、又炎上せり、紀略に子時宮中火、殿上皆焼亡、天皇先御中院、次腰輿に駕して、職の曹司に御す、破壊殊に甚し、仍朝所に御す、神鏡同焼損、十六日庚申、内裏焼亡に依て、諸司廢務、左近少將重尹、宣旨を奉はりて、賢所を求め奉るの間、灰中神鏡二面之を求め出し奉る、とあり、斯く僅々四五年間に、三回の炎上にて、殊に内侍所の神鏡御事は、實に畏き凶變といふべし、依て神鏡を新鑄し奉るべきか、將た舊の儘然るべきかを、明經明法等の諸博士に、故典を勘進せしめしに、悉く舊の儘たるべしと奏す、乃ち參議右大辨藤原行成を、神宮に遣し、神鏡焼損の由を、宸筆の宣命を上る、明年二月十五日、内裏木作始、三月十日立柱上棟、但し今回は、一條院に内裏造營ありたり、こは餘りに炎上打續きたるより、土地を改められしにあらんも、一は經費の點より、舊の如き壯觀の造營なし難き故なるべし、之を里内裏の初めとなす、乃ち十二月遷幸あり、當時之を一條院皇居と稱へたり、然るに三年目、寛弘六年十月五日、又炎上せり、紀略に、寅刻一條院皇居火あり、天皇暫く織部司に御す、二代冷泉圓融御

二代の記録灰燼となる中略十九日庚子、々刻天皇織部司より、左大臣道長、枇杷の第に遷幸、酉刻賢所渡り奉る、二十二日戊刻、東宮丹波守高階業遠朝臣(御乳人)の宅より、故左大臣雅信の宅に渡御とあり、偕今回は造宮始立柱上棟等の日、所見なければ、里内裏といふをもて、故らに略式を用ひ給ひしならん、亦以て其造營の舊に比して、輕きを察せらる、明年十一月二十八日、天皇枇杷の第より、新造一條院に遷幸あり、是日道長御馬十疋、唐摺本文選、文集等を獻ず、右の如く、凶變頻繁たれば、人心恟々落居ざるべきに、そは下層の一部に止まり、公卿大夫は綽々として文藝に耽り、しかも晚唐、宋初の風韻を傳へしをもて、専ら諷詠に流れ、從て優艶を競ひ、且紀貫之假名文を創せし以來、女流の文學著しく發達し、禁中の女官、公卿大夫の妻室、女子に至るまで、俊才一時に輩出せり、中にも、越前守藤原爲時の女紫式部、其女に大貳三位、及び辨の局の二人出で、越前守大江雅致の女和泉式部、其女に小式部、大和守赤染時用の女赤染右衛門、正四位下藤原倫寧の女右兵衛佐の局、右大將道綱の母、從三位高階成忠の女貴子、儀同三司の母、祭主大中臣輔親の女伊勢大輔、清原元輔の女清少納言、源賴光の女相摸、重明親王の女小大君、出羽守藤原秀信の女出羽の辨、參議藤原廣業の女新宰相、

文章博士大江匡衡の女江侍従、左京大夫藤原道雅の女中將、信濃守隆信の女兵衛内侍等は、其重なる人々なり、女流すら右の如くなれば、男子に於ては、計るに勝ざるなり、斯く文運の盛んなりし原因は、素より種々あるべきも、藤原氏驕奢は、世間の事物に波及し、殊に寺塔の供養法會に於ては、尤も華奢を極め、吉事の慶賀、凶變の祈禱は、總て此の現當安樂の佛力に、倚頼するより、法會毎に、諷誦願文は、各々文藻に巧みなる、卿大夫に書せしむるより、自ら詞華の競争を來し、加るに朝廷定時、若くは臨時の御宴遊に、必ず詩歌を上らしめ、且其序辭を徵するを以て、各々勵精したる結果なり、されば顯密の僧侶にも、學匠輩出して、後世に高僧と仰がるゝは、多く此御代の人々なり、さるからに、天皇の、朕の人を得たる事は、延喜天曆にまされりと、御自贊あらせ給ひしといふ。

第五十五節 御脱屣と道長の驕奢

寛弘八年五月廿二日、天皇始て御不豫、廿八日詔して天下に大赦す、六月十三日御讓位、是日詔して、天皇第二皇子敦成親王を立て、皇太子となす、蓋し叡慮に非ず、道長の

冀望に出たり、此事を大鏡に、式部卿敦康親王の御事(立太子)をのみ、ざりともく、と交ち給ふに、一條院の御なやみ、おもらせ給ふきは、(隆家)御前に參り給ひて、御氣色給りければ、あの事は、(立太子)つひに得せずなりぬれ、と仰られければ、(隆家)あはれの人非人(道長をいふ)やと、申さまほし略中と、こそなたまひけれ、さて罷て給ひて、我が御家のひがくしの間に、しりうちかけて、手をはたくと打給へり、世の人は、宮敦康の御事ありて、この殿御後見もし給は、天下の政は、したゝまりなんとぞ、思ひたりしかども、此入道殿(道長)の、御榮えの、わけらるまじかりけるにこそとあり、但し前日敦康親王を、一品に叙し、且本封の外、千戸を加へ、三宮に准じて、年爵等宣下ありたり、十九日上皇御大漸に依て、御落飾あり、御法諱精進覺、廿一日一條院中殿に崩御、寶算三十二、御在位廿五年、七月八日北山長坂野に葬り奉る、遺詔に依て、素眼舉哀等を停め、音奏を廢する事五日。

三條院諱居貞、冷泉院第二皇子、御母は故女御從四位上藤原朝臣超子、故入道太政大臣兼家朝臣之女也、貞元元年正月三日、兼家の東三條の第に於て御降誕、寛和二年七月立太子、是に至り御受禪ある、寶算三十六、八月十一日東三條の第より、内裏に遷幸、

十月十六日大極殿に御即位、内辨は右大臣東宮傳藤原顯光(伊尹の子)左大臣道長に萬機舊の如く内覽の宣下あり、明年十一月大嘗會、十二月長和と改元す、既にして長和三年二月九日、内裏炎上す、紀略に「今夜亥尅、火起登華殿、々舍多皆以爲灰燼、天皇并中宮春宮御、大極殿、此間左大臣騎馬、馳入自陽明門、被申云、渡御太政官朝所、仍御此所、中宮同御座、春宮御辨曹司、十日左大臣仰云、今日以後三ヶ月、可有廢務二十日、天皇自朝所、遷御松本曹司、春宮同以行啓、三月十二日、大宿人家皆以燒亡、火延、内藏寮掃部寮十四日神鏡渡御、松本曹司、四月九日天皇自松本、遷御枇杷殿、東宮行啓權大夫藤原朝臣(賴通)上東門家とあり、六月十九日造宮事始、十二月二日立柱上棟、上卿大納言藤原教通以下參勤し、官厨に饗宴ありて、申刻上棟、雅樂寮樂を奏す等、殊に儀式を整へられ、是日枇杷殿に陰陽寮を召て、明年三月新造内裏に、遷御の日時を勘進せしむ、時に陰陽博士加茂光榮、三月は五星月なり、件の月移徙するを忌むと申、同安倍吉平は、五星月は憚りあらず、桓武天皇遷都は五星月、一條院遷御も五星月なりと申、光榮之を駁して、桓武天皇の遷都は、五星月と雖も、災惑直月なり、之を忌に及ばずと、依て二人の奏議に因り、三月を延して、九月廿日新造内裏に遷御ありしに、僅々一ヶ月を閲て、

十一月十七日戊刻、主殿寮より火を失し、内裏悉く炎上す、依て天皇皇后春宮内侍所を奉じて、桂芳坊、太政官、松本曹司等に火を避け給ひ、遂に天皇は道長の枇杷の第に、皇后は亮藤原爲任の亭に、春宮は道長の東三條の第に移御あらせ給ふ、是より先き天皇御眼疾に罹り、例の修法祈禱等を始め、長和四年には、天下に大赦して御平癒を祈らせ給ひしも、其効見えざる上に、再度の内裏炎上等より、御遜讓の叡慮切りにて、明年正月二十九日枇杷の第にて御讓位あらせ給ふ、或は云天皇道長の權勢を忌み之を抑んとの叡慮ありしに、會々御眼疾に罹らせ給ふより、道長切に御靜養を勧め奉るに依ると、御靜養とは、即ち御脱屣を諷せるなり、御在位僅に五年、寶算四十一、二月十三日太上天皇の尊號を上る、明年四月十九日御落傍、御法諱金剛淨、同五月九日崩御、十二日船岡の西邊に葬り奉る、御眼疾の事を大鏡に、

院にならせ給ひて、御目を御覽せざりしこそ、いと^中いみじ、^略こと人(他人)の見奉るには、聊かはらせ給ふ事、おはしまさざりければ、そら言のやうにぞ、おはしましける、御腫なども、いと清らかに^中略いかなるをりにか、時々は御覽ずる時もありけり、翠簾の^みあみ緒のみゆるなども、おほせられて、一品(禰子)の宮の、のぼらせ給へりけ

るに、辨のめのとの御供に候が、さしぐしを、左にさゝれたりければ、あごよ、など櫛は、あしくさしたるぞ、とこそ仰られけれ、此宮を、殊の外に、かなしう、したてまつらせ給ひて、御髪のいとをかしげに、おはしますを、さぐり申させ給ひては、かくうつくしうおはする、御ぐしを、得見ぬこそ、心うく、口をしけれとて、ほろくとなかせ給ひけるこそ、あはれに侍れ、わたらせ給ひける度には、さるべき物を奉らせ給ふ(宮へ賜る三條院の御券院の御料の券を、ぐして、かへりわたらせ給へりけるを、入道殿道長其第二女は三條院の中宮にて禎子内親王を産み奉る御覽じて、かしこくおはしける宮かな、幼き御心に、古反故とおぼして、打捨させ給はて略中と、興じ申させ給ひけれ略中此御目のためには、万づにつくろひ(療養)おはしましけれど、其驗こともなきはいみじ略中もとより、御風おもく、おはしますに、醫師どもの、大小寒の水を御ぐし(頭)に、いさせ給へと、申ければ、氷りふたかりたる水を、多くかけさせ給ひけるに、いといみじく、ふるひ、わなゝかせ給ひて、御色もたがひ、おはしましけるなん、いとあはれに、かなしく、人々見まゐらせける略中御病により、金液丹といふ薬をめしたりけるを、其薬くひたる人は、かく目をやむなど人は申(斯る)醫療も道長

の意に出てたるは、次の廢太子に参照して、察すべし略中御位さらせ給ひし事も、多くは中堂にのぼらせ給はんとなり略中のぼらせ給ひて、さらに其驗おはしまさるりし

とあり、右にて、百人一首の、心にもあらで、の御製の意を拜察すべし。

後一條院御諱は敦成、一條院第二の皇子、寛弘五年九月十一日午刻道長の上東門の第に於て、御降誕、是に至りて御受禪、御年九時に道長の上東門の第に御座、三條院第一皇子式部卿敦明親王を立て、皇太子となし、左大臣道長に詔して、万機を攝行せしむる、故忠仁公の故事の如くせしむ、二月七日大極殿に御即位、六月攝政道長を、准三宮に陞せ、年爵年官を賜り、本封の外食邑三千戸を加へ、隨身兵仗、及び帶刀資人卅人を賜ひ、其室源倫子に、食邑三百戸を賜ふ、明年四月寛仁と改元す。

第五十六節 皇太子の廢立

寛仁元年三月、攝政道長、左大臣を辭す、依て右大臣藤原顯光を左大臣に、内大臣藤原公季を右大臣に、道長の子大納言頼通を内大臣に陞す、尋て道長上表して、攝政を其

子頼通に譲らんと請ふ、即ち之を允し、隨身兵仗等を賜ひ、牛車宮門に出入を許す等、凡て故事の如くす、尋て道長を従一位に叙す、頼通攝政たりと雖も、其万機は總て道長の決行する所故に前攝政と稱して、權勢内外に赫々たり、初め三條天皇御脱屣に當り、嘗て一條上皇の叡慮に依て、三條上皇第一皇子敦明親王を以て、天皇の皇太子に立たせらる、時に天皇は實算僅かに九歳なるに、皇太子は二十三歳なり、こは全く一條上皇の冷泉上皇の御統に、傳へん爲め、斯く不釣合なるも、強て御決定ありしが、道長父子に於ては、尤も忌憚する所なり、何となれば、道長の專横は、三條上皇も、既に御不快なれば、皇子の其叡思を體し給ひける事、天には東宮の妃は、故關白兼通の子堀川左大臣顯光の女なれば、東宮御受禪の上は、外戚の御姻みは、此統に移る事、外戚の權兼通統に移る時は、道長は兼家の子にて、兼通兼家の不協は、全然兩統の軋轢となり來れる事なれば、自家に尤も不利なる事、此三事は、實に兼通父子にとりては、堪難き苦痛なりとす、されど先きには、一條天皇の叡思を排して、自家の外孫たる、後一條天皇を皇太子に擁立したる上に、今は三條上皇御眼疾の爲め、押て御讓位あらせし、此事情もあれば、流石に此立太子に、反對すべくもあらざるをもて、道長父子、内々

の煩悶は、推するに餘りあり、然るに寛仁元年五月、三條上皇崩御ありしかば、道長父子、忽ち野心の鋒矛を露はして、東宮を疎外し奉りしかば、勢ひに靡く群小らは、何れも道長父子の意を邀へて、昨日までは、東宮に親しく候せし公卿殿上人も、今日は翻りて、一人の候する人もなく、遂には東宮職の人々だも、祇候せざるより、主殿掃部等の下部までも、疎外し奉りて、御庭砌の朝夕の掃除だも懈りて、雜草繁茂し、蘆芥堆積するも、顧みざるに至る、されば東宮も、人情の浮薄なるを憤り給ひ、且は往日の事を御追想ある毎に、只管感慨に沈ませ給へるに、稀れに祇候する人々は、道長及び皇太后(一條の後道長の女は三の宮一條院第三皇子天皇御母弟)の、斯て御座あるは、心苦し、聽て天皇に、皇子御降誕もあらば、如何せん、さもなき間に、東宮にと思へど、それも叶はずと、打歎く由の、世評を、折々申もあるより、東宮も、偕こそと思召付せ給ひて、彼れよりの廢太子を待んよりは、我より退くに如かずと、御母太后(藤原濟時の女、城子)に、斯と仰られしに、太后は、こは以の外の事と制止給ひ、且は道長、大藏卿正光の女(正光は兼通の孫、其女は御匣殿と稱せり)を、東宮に入れんとすと聞く、こは東宮兼て御心を懸けられたる女、されば、ゆめ右様の思召立、あるべからずと仰られて、内々は東

宮の斯る思召立は、全く御物の怪(崇り)の所爲ならんと祈禳の御願をさへなされたり、されど東宮は、既に御決心ありて、此事を道長に仰られんにも、召すべきにあらねば、其子中宮權大夫能信の、東宮御所の近くに、住居するをもて、藏人を御使として、急ぎ参るべしと仰られしに、能信大に不審して、何事の爲めに召るやと、中宮職は春宮職と別なれば人違と思ひしならん、問しに、仰下さるべき事ありと申ければ、先づ道長に申て、其上にて、ともかくもと申て、御使を遣し、直ちに道長の許に参り、斯と申て、若くは御匣殿を入れよとの御事ならんかと申せしに、道長も、其事ならば、否み申さん様もなければ、又俄にも成まじ、先づともかくも、参りてよと申ければ、能信、東宮御所へ参上せしに、折節左大臣顯光、祇候したるをもて、其退出を待つる間に、御所の様體を見やるに、庭上は雜草生茂り、殿上の様體も、殊の外に荒れて、東宮の御座所と思はれぬ有様なり、聽て日も暮れ、顯光も退出、顯光の祇候も、思召立の御相談なるべし、ければ、能信、藏人に就て、参上の由を申せしに、即ち御前に召れて、東宮職に非ざる人を、招寄にも憚りなれど、前攝政に申度事あるを、それを傳ふべき、人のなきまゝに、便宜を思ひて招きしなり、予斯て在るは、一身の大幸と申、且は故上皇の叡慮に依りし

にて、今更それを破らんは、尤恐多き事なれど、深く考るに、天皇は未だ御幼冲にて、御行末遙かなるに、予は既に壯年に向ふ、然る間に、若も身空敷ならば、後生の程心憂し、願くは唯今の内に、心に任せて修行もし、佛詣もなさんと思へば、東宮の位を退くべし、されど前の東宮と稱せんも、如何なれば、院號をも賜り度と思ふが、如何あるべき、此事前攝政に、傳へくれよと仰らる、能信畏りて退出せしに、夜も更けたれば、翌早朝(寛仁元年八月六日)道長の第に詣るに、折節道長参内せんとて、公卿殿上人など集ひたれば、能信躊躇してあるを、民部卿源俊賢之を見て、内へ請せしに、前攝政に内密申べき事ありと申ければ、道長奥へ召入て、東宮へ参りしやと問ふ、能信、東宮の仰を委細に申せしかば、道長大に悦び、此方より推て下ろし奉るは、憚りあれど、思召より出て、御隠退とあるは幸ひなり、先づ何よりもめて度は、太后、道長の女の御果報なり、と聽て源俊賢を召て、斯る事出来たりと申ければ、俊賢さらば唯速かに御決行あるべし、事延引せば、万一思召變るも計られずと申、道長も實に尤なり、然は吉日をトすべしと、曆を取て見るに、今日も悪日ならず、さらばとて、子の攝政頼通を始め、一門の公卿殿上人を従へ、急ぎ参内して、皇太后に斯と啓して、弟宮立皇太子の事を申合せ、夫

より直ちに、東宮御所へ参ぜしに、常は祇候する人もなきに、昨日突然と、中宮權大夫能信参ぜしを、皆人不審し合るに、今日は威權至尊を凌くなる、道長が、一族を従へ、威容堂々として参上せしかば、世人大に驚き、中には天皇御異例かと、疑へるもありしとは、さもあらん、儲道長東宮に候せしに、東宮は、思召決し給へる由を、仰下されしかば、道長故らに、一應は、止め奉りしかど、再び東宮より、御退位の御決心を、仰せられしかば、此上は、思召に任せ奉らん、幸ひ今日は吉日なればとて、直ちに皇太子を辭させ申、太上天皇に准じ、年爵年官等を賜り、左右近衛各五人を以て御隨身となし、御封は舊の如く、之を賜り、小一條院と號し奉り、中宮權大夫能信を以て、院の別當に補したり、是日道長、東宮へ参上すると、大后の御方より、御使など來りなば、事の妨となるべきを慮り、隨身の輩に、其通路を守らせて、往來を止めたるは、以て用意の周到なるを察すべし、然るに果して、大后の御方より、何事にてか、女使一人遣されしを、守衛人々制止して、通さざりしかば、何故に斯はするぞと、戰慄して叫びたりと、儲道長即座に、右の如く決行して、退出せしかば、東宮より大后へ、斯と仰遣されしに、大后を御始め、何れも悲涙に沈みたり、中にも女御には、御歎きの餘りに、雲をまでたちのぼるべき

烟かと思えし思の外にもあるかなと詠じ給ひたり、偕即日、天皇御同母弟敦良親王を立て、皇太弟となす、茲に於て道長は御二代の外祖として、其女皇大后彰子は、御二代の國母たり、右の如く、道長秘計を廻らして、皇太子を退けしは、其間の苦心はいふまでもなく、迷信の世態とて、別て神佛に祈願をこめたるは、立太弟畢ると、先づ石清水へ参詣したり、紀略に、九月廿二日丁巳、前攝政(道長)宿願を遂したため、石清水宮に参らる、公卿以下多く参られ、又室家同く参られ給ふ、淀川を渡るの間、平駝船一艘沈み、乗人四十余人、存命之者十余人、二十四日己未、前攝政還向の間、遊女五十余艘参向、纏頭の事あり、以て其一班を察すべし、又一年賀茂の祭りに、天皇、々太弟とも、未だ御幼少なれば、御兩人を、道長膝の上に置て、見物あられしに、齋院選子内親王(師輔)の御外孫の、車の過る時、道長、此皇子だち、見そなはせと申せしかば、内親王、車の簾の間より、紅の扇を出して、會釋し給ひ、聽て中宮(御生母)の許へ、光り出るあふひのかげを見てしより、年つみけるもうれしかりけれと祝し給へば、御返し、もろかづら二葉なからに君にかくあふひや神のしるしなるらん時に、世人、之を見聞して、實に兩皇子の御行末こそ、賀茂明神のまもらせ給ふらんなど、祝し合しに、獨り藤原隆家のみは、追従

ふかき古狐かなと、嘲りしと、されば是年十一月二十五日、天皇賀茂社に行幸、皇太后御同輿にて、山城愛宕郡の地を寄せ給ふ、其宣命に、愛宕郡寄せ奉るべきの由、先年祈り申(二皇子御位の事)而して件の郡は、或は帝王城都、或は明神の鎮地、皆是萬代相傳之所、一人自由の地に非ず、仍南は皇城の北大路を限り、東は郡界を限り、西は大宮、東大路の末を限り、北は郡界を限る、但し此内に、陵寢藏氷の邑有り、是百王之職事、一時の改易を致し難し、假令神郡内に在るも、此一邑を除くべし、抑上下御社、平均に進ずる所云々とありて、特別の御報賽なるは、蓋し道長御外孫の皇位繼承を、祈願したるを以てなり、尋て道長を太政大臣に陞せ、勅使は子の攝政頼通なり、明年正月天皇御元服あり、寶算十一、理髪は頼通、加冠は道長なり、是年四月天皇新造内裏に遷御、即日道長第三女威子を入れて女御となし、十月立て皇后となす、是に於て道長は、御外祖と御舅とを兼ねたり、されば是らを見聞に付ても、常に御不快なりしは、一條院第一皇子敦康親王にて、遂に是年十二月薨去あられたり、時に御年二十一、大鏡に、さて式部卿の宮と申は、故一條院の一のみ略中その後の度の東宮にも、はづれ給ひて、おぼし歎きし程に、うせ給ひとあるにても察すべし。

第五十七節 道長の薙髪と無量壽院建立

寛仁三年三月、道長病に罹り薙髪す、大鏡に、

三月十八日、夜中ばかりより、胸やませ給ひて略中いかゞ思召けん、俄に廿一日の未の時ばかりに、起き居させ給ひて、御冠めし、搔練の御下襲に、布袴をさうぞかせ、装束給ひて、御手水めせば、何事にかと、關白殿をはじめて、殿原も思召に、寢殿の西の渡殿に、出させ給ひて、南に向て、拜せさせ給ふ、春日の明神に、いとま申させ給ふなりけり、慶明僧都、長義律師して、御ぐしおろさせ給ふ、關白殿をはじめとして、公達殿ばらなど、いとあさましと、思しめせど略中俄にせさせ給ふ事なれば、誰々も、あきれ得制し申さず略中院源法印戒の師し給ふ、信惠僧都の袈裟衣をぞ、奉りそめける、俄の事にて、まうけさせ給はざりけるにや、御名行觀略中後に下の字かへて、行覺とぞ侍りし略中内、東宮の宮たちにも、かくと聞えさせ給ひける略中宮たちの御心ども、あさましがり、さわぐとはおろかなり、申の時ばかり、小一條院わたらせ給ひ、御門の外にて、御車牛かきおろして略中中門の外にて、おろさせ給ひて略中かしまり

申させ給ふほど、いともかたじけなく、めて度御有様なり略中中宮皇后宮などは、一つ御車にてぞ、渡らせ給へりし、行啓のありさまも、俄にて、例の作法にも侍らざりけり、

偕五月八日、准三宮及び年爵封戸等、故の如くと宣下あり、尋て九月、道長受戒の爲め、東大寺に詣る、攝政頼通を始め、諸卿雲客、數を盡して扈從し、其儀容上皇の御幸は遠く及ばず、殆ど至尊の行幸に同じ、十二月、比叡山に詣り、廻心菩薩戒を受く、是より先き、道長一寺を建立す、其情况等を大鏡に、

造らしめ給へる、御堂などのありさま、鎌足の大員、多武峰、不比等大臣の山階寺、基經のおとゝの極樂寺、忠平の大臣の法條寺、九條殿の楞嚴院略中も、佛ばかりこそは、大きにおはしますめれど、猶此無量壽院法成寺にはならび給はず略中大安寺は、都率天の一院を、天竺の祇園精舎にうつしつくり、天竺の祇園精舎を、唐の西明寺にうつしつくり略中西明寺の一院を、此國の帝は、大安寺にうつさしめ給へるなり、しかれども、只今は、なほこの無量壽院まされり略中恒徳公爲光の法住寺いと猛なれ略中難波の天王寺など、聖徳太子の御心に入れつくり給ひれど、猶この無量壽院

まされり略中極樂淨土の、この世にあらはれけるよと見えたり略中この御堂の夫夫役を、しきりにめす事は、人は堪がたげに申めれ略下

とあれば、其勞役の程を察せらる、寛仁四年四月、慶落供養には、兩太后中宮道長の女、行啓ありて、御齋會に准ぜられ、尋て道長其給封三百五十戸を以て、永く寺産に充つ、是より世に道長を御堂殿と稱せり、明年正月治安と改元す、道長の室も、無量壽院に於て薙髮す、是年法成寺金堂を建立工竣りて、明年七月十四日、落慶供養には、天皇、小一條院、兩太后中宮行幸啓あり、御齋會に准ぜられ、詔して天下に大赦す、是日の事を大鏡に、大御堂の供養の會の日は略中試樂といふ事、三日兼てせしめ給ひ略中供養の日のありさまのめてたさ略中御手車に四所奉り略中口に大宮上東門院皇太后妍子略中しりの方には中宮威子かんの殿嬉子奉りて略中御車より下りさせ給ひて、おざり、つゞかせ給ひつる略中大宮の御ぐし、御ぞ装束のすそに、あまらせ給へり、中宮はたけに少し餘らせ給へり、皇太后は、御ぞの裾に一尺ばかり餘らせ略中かんの殿御たけに、七八寸あまらせ給へり略中か様の事どもを、見給ふるまゝに、いとしも、此世の榮花御さかえのみおぼえ略中關白殿參らせ給ひて、雜人どもを拂ひのゝしるに、これこそは、一の

人に御座めれと見奉るに、入道殿の(道長)御前に、おさせ給へば、猶まさらせ給ふなりけり、と見奉る程に、又行幸なりとて、亂聲^{らんじやう}し、待うけ奉らせ給ふさま、御輿の入れ給ふほどなど見奉りつる殿たちの、畏り申させ給へば、猶國王こそ、日本一の事なりけれと思ふに、下りおはしまして、阿彌陀堂の中尊の御前に、ついおさせ給ひて、拜み申させ給ひしに、猶々佛こそ、上なくは、おはしまして、借此供養導師たる、天台座主權僧正院源に勅して、封五十戸を賜はれり、明年甲子革命を以て萬壽と改元す、法成寺に又十五間の一堂を建立し、七佛藥師六觀音等を安置し、淨瑠璃院と號す、其供養亦御齋會に准ぜらる、斯く頻りに堂塔を建立せるは、元より現當二世の祈願に相違なきも、道長權威に誇り、往々他の煩となりしも多ければ、佛力に依て、其罪障を消滅せしめん、迷信に出たり、道長迷信の深き一斑は、紀略に、萬壽二年五月十七日、入道大相國、關寺に向ひ給ふ、彼牛、迦葉佛の化する所云々、とありて、今昔物語に、

今は昔左衛門大夫平朝臣義清といふ人あり、略中父を中方といふ、越中守に有ける時、國より黒き牛一頭を得たり、中方年來これに乗て、略中清水に相知る僧に、此牛を與へつ、僧此牛を、大津にある、周防守正則と云人に與ふ、然るに關寺の聖人(關山關

寺を修造するに、雜役の車をひく、牛のなきを見て、正則此牛を、聖人に與へつ、聖人此牛を得て、悦て車にかけて、寺の材木を引しむ、後に三井寺の明尊前僧正の夢に、關寺に詣て、略中僧正、これはいつくの牛ぞと問ふ、牛答て曰く、我は是迦葉佛なり、此關寺の佛法を助んが爲めに、牛と成て來ると云、と見て夢覺めぬ、僧正これを怪しみ、多くの僧を引つれて、關寺に詣づ、牛山より歸りて、堂を三返廻りて、佛の御前に向て、庭に伏す、僧正此牛を見て、佛を三返回る事、希有の事なりとて、彌貴み給ふ、京中の人、衆詣せずといふ事なし、入道大相國、閑院大政大臣公季公、々卿殿上人、女房には鷹司殿、關白殿の北の方、皆々參り給へり、其後聖人の夢に、此牛我此寺の事勤め終る、明後日の夕方歸りなんと、見て夢さめぬ、略中三井寺にも、さる夢見給ふ、偕其日に成て、山三井寺の人々參り集り、彌陀經を讀む事、山を響かす、略中晩方に成て、伏たる牛立て、堂を三返回りて、後、略中寢入る如くにして死す、其時に來れる上中下の道俗男女、聲をあげて泣合り、略下

實に可笑の極といふべし、然るに此年八月道長の四女東宮の尙侍嬉子卒す、詔して正一位を贈り、殼創院の絹百疋、調布二百疋を以て、賜ふ、道長爲めに三昧堂を建

立、供養して其冥福に資す、明年太皇太后彰子御落筋道長の第一女なり、御年三十九、法名清淨覺、乃ち后號辭す、依て其御居所に因み、上東門院と號す、女院の門院號之を初めとす、同四年九月皇太后妍子崩す、御年三十四、道長の第二女なり、十一月道長病に罹る、詔して天下に大赦し、又調庸の未進を免じ、度者千人を給し、以て其平癒を祈らせられ、且上東院は、諸寺に仰て、壽命經二萬六千卷を轉讀せしめ、中宮、威子道長の第三女は、金光明經、涅槃經、維摩經等を讀ましめ、關白賴通は、萬僧供養を行ひ、其平癒を祈る、尋て法成寺の供僧百人を、五大堂に會し、不動真言百萬遍を誦せしめ、觀音經を轉讀せしめ、中宮は、重て百人僧を會して、仁王經を讀誦せしむ、皆其効なく、病大に漸む、十一月廿一日、天皇法成寺に行幸、道長の病を訪はせ給ひ、封五百戸を法成寺に寄せ、南都北嶺の僧萬人を會して、祈禳せしむ、又道長の請ひを允し、其從者因幡守庶正を美濃守、左衛門少志豊原爲長を、檢非違使となし、以て造塔を遂行せしむ、尋て東宮も亦行啓ある等、所謂上を下への大騒ぎにて、上皇御惱と雖も、未だ曾て有らざる所、藤氏の權勢驕奢は、道長に至り、實に其極に達せるなり、十二月四日、道長遂に法成寺無量壽院に薨す、年六十二、大鏡に

此大臣は、法興院の大臣(兼家)の御五男、御母は從四位上行攝津守右京大夫藤原中正朝臣の女なり、略中長徳元年略中又の年は、略中大臣公卿七八人、二三月のうちに、かきはらひ(薨去)給ふ事、希有なりし、略中それもたゞ、この入道殿(道長)の御幸の上を、さはめ給へる、略中かの殿ばら、次第のまゝに、久しく保ち(官位)たまはましかば、いと斯しもやは、おはしまさまじ、先は帥殿(伊周)の、御心もちゐの、さかしくおはしまさば、父大臣(道隆)の御病のほど、天下執行の宣旨くだり給へりしまゝに、おのづから、さてもや、おはしまさまし、略中大臣(道隆)うせ給へにしかば、いかで縁子のやうなる殿(伊周)の、世の政したまはんとて、粟田殿(道兼)にわたり、略中あさましく、夢などのやうに(道兼)の薨去ならせ給へ、略中入道殿、其をりは大納言中宮大夫と申て、御年いと若く、行末待つけ給ふべき、御齡の程に、三十にて、略中宮中雜事まづ内覽の關白の宣旨、承り給ひ、榮え初め給ひ、略中みかど東宮の御祖父、三后、關白左大臣、内大臣(教通)あまたの納言(賴宗能信長家)の御父にて、おはします、世をもたせ給ふ事、かくて三十二年ばかりにやならせ給ひぬらん、略中唯世の中は、この殿の御光りならずと、いふ事なきに、略中この殿、事にふれて、あそばせる詩和歌など、居易、人丸、躬恒、貫之といふ

とも、え思よらざりけん、とこそおぼえ侍れ、春日の行幸は、さきに一條院の御時より、はじまれるぞかし、略中當代をさなく、おはしませども、かならずあるべき事にて、略中大宮御輿にそひ申させ給ひて、略中すべらぎの御祖父にて、うちそひつかうまつらせ給へる御ありさま、略中そこら集りたる、おなかせ世界の、民百姓、略中佛見奉りたらん様に、額に手をあて、拜みまどふさま、ことわりなり、略中殿も宮も、いふよしなく、御心ゆかせ給へりける、略中殿、大宮に、そのかみや祈りおきけん、春日野の同じ道にも尋ねにも尋ね行くかな、御返し、くもりなき世の光りにや、春日野の同じ道にも尋ねゆくらん、かやうに申しかはさせ給ふ、略中中にも、大宮のあそばしたりし、三笠山として、どきつるいそのかみふるき御幸の跡を尋ねて、略中四條大納言(公任)の、何事もすぐれめで度おはしますを、大入道殿(兼家)いかてかゝらん、うらやましくもあるかな、我子共の影だに、ふむべくもあらぬこそ、口惜けれど、申させ給ひければ、中關白殿、粟田殿などは、げにさもとや、おぼすらんと、耻かしげなる御氣色にて、物ものたまはぬに、此入道殿は、いとわかうおはします、御身にて、影をばふまで、略中面をやふまん、とこそ仰られけれ、略中花山院の御時に、略中五月雨もすぎて、いとあどろくし

く、かきみだれ、雨のふる夜、帝、略中殿上に出てさせ、おはしまして、略中人々御物語申などし給ひて、昔おそろしかりける事どもなど、申給へるに、こよひこそ、いとむづかしげなる、夜なめれ、かく人がちなるだに、げしきおぼゆ、まして物はなれたる所など、いかならん、さあらん所に、一人いなんや、と仰られけるに、えまからじとのみ、申給ひけるを、入道殿は、いづくなりとも、まかりなんと、申給ひければ、さる所おはします、帝にて、いと興ある事なり、さらば往け、道隆は、豊樂院、道兼は、仁壽殿の塗籠、道長は大極殿へいけ、と仰られければ、略中うけたまはらせ給へる、殿ばらは、御けしきかはりて、やくなしと思したるに、入道殿は、つゆさる御氣色もなく、私の従者をば、具し候はじ、此陣の吉上まれ、瀧口まれ(吉上瀧口共に候人なり)一人、昭慶門まで送れと、仰ごと給へ、それより内には、一人いり侍らんと申給へば、證なき事と、おぼせらるゝに、げにとて、御手箱におかせ給へる、小刀申て立給ひぬ、いま二所も、略中苦むく、各おはさふじぬ、子四つと奏して、かくおぼせられ、議する程に、丑にもなりにけん、道隆は、右衛門の陣よりいでよ、道長は、承明門より出よと、それをさへわかたせ給へば、略中中關白殿、陣まで念じておはしたるに、宴の松原の程に、その物ともな

き、聲どものきこゆるに、ずちなくて歸り給ふ、粟田殿は、露臺の外まで、わなゝくわなゝく、おはしたるに、仁壽殿の東面の砌のほどに、簷とひとしき人の、あるやうに見え給ひければ、物もおぼえて略中各立歸り参り給へれば、御扇をたゝきて、笑はせ給ふに、入道殿は、いと久しう見え給はぬを、いかゞとおぼしめす程にぞ、いとさりげなく略中参らせ給へる、いかに〜と問はせ給へば、いとのかに、御刀に、げつられたるもの、とりぐして、奉らせ給ふに、こは何ぞと、仰らるれば、たゞにて、かへりまゐりて、侍らんは、證候まじきによりて、高御座の、南面の柱の、もとを、削りて候なり、とつれなく申給ふに、いとあさましう、おぼしめさる略中この殿の、かくてまゐり給へるを、帝よりはじめ、感じの、しられ給へど略中猶疑はしく、思召れければ、つとめて藏人して、削りくづを、つかはして見よと、仰ことありければ、もていきて、おしつけて、見たうびけるに、つゆたがはざりけり略中故女院の御修法して、飯室權僧正慈忍の、おはしまし、伴僧の候ひしを、女房どもの、よびて、相せられけるついでに、内大臣殿道隆はいかゞおはする、といふに、いとかしこうおはします、天下とる相おはします、中宮大夫殿道長こそ、いみじくおはします、といふ、又粟田殿を問ひ奉

れば、それも、いとかしこうおはします、大臣の相おはします、又あはれ、中宮大夫殿こそ、いみじう、おはします、といふ、また權大納言殿伊周をとひ奉れば、それもいとやんごとなくおはします、いかづちの相なん、おはすると、申ければ、いかづちは、いかなるぞと、とふに、ひときは、いと高くなれど、後とげのなきなり、されば御末いかゞおはします、さん略中中宮大夫殿こそ、かぎりなく、きはなく、おはします、こと人を問奉るたびに、此入道殿を、必ず引そへ奉りて申、いかにおはすれば、かく度毎には、聞え給ふぞと、いへば、第一の相には、虎子如渡深山峰なる略中誰よりもすぐれ給へりと、こそ申略中帥殿の南の院にて、人々あつめて、弓あそびし、に、この殿渡らせ給へれば略中中關白殿、おぼし驚きて、いみじう響應し略中射させ奉らせ給ひけるに、帥殿の矢數、いま二つおとり給ひぬ、關白殿、また御前に候人々も、今二度略中と仰られて、又いさせ給ふとて、仰らるゝやう、道長が家より、帝后たち給ふべきものならば、此矢あたれと仰らるゝに、同じ物の中心には、あたる略中帥殿いたまふに、いみじう臆し給ひて、御手もわなゝくけにや、的のあたりだに、近くよらず、無邊世界を射給へるに、關白殿色青くなりぬ、又入道殿は給ふとて、攝政關白すべきものならば、

此矢あたれと仰らるゝに、初の同じやうに、的のわるゝばかりに、いさせ給ひつ、響應し、もてはやしきこえさせ給ひつる、興もさめて、事になくなりぬ略中又故女院(東三條)の御石山詣に、この殿は御馬にて、帥殿は車にて参り給ふに、さはる事ありて、粟田口よりかへり給ふとて、院の御車のもとに、参り給ひて、案内申給ふに、御車もとどめられたば、ながまをおさへて、立給へるに、入道殿は、御馬をおしかへして、御殿の、御うなじのもとに、いと近う打よらせ給ひて、とくつかうまつれ、日のくれぬるにと、仰られければ、あやしくおぼされて、見かへり給へれど、驚きたる御氣色もな略中く日くれぬ、とくく略中と、そのかせ給ふを、いみじうやすからず、思せど、いかゞはせさせ給はん、やをら立のかせ給ひにけり略中

以上は、道長の品性一斑を述たるも、其英邁果敢なる、決して尋常純袴公子の類に非ず、其攝關の職を、長く自己の子孫に傳へしも、誠に其故なきにあらざるなり。

第五十八節 平忠常の亂と源平軋轢の起因

前述の如く、京師は藤氏政權の爭奪と、之に繼ぐに佛事三昧、其間何かにつては、詩歌

管絃の遊樂のみ、從て其費用に窮すれば、即ち國司に令して、之を納れしめ、其多寡に依て、或は留任、又は位階陞叙等、不時の賞賜ありて、彌之を勵ます、故を以て、國司郡司各々功を貪んが爲めに、管下を徵求する、甚苛酷を極めたるも、朝廷は之を問はず、彼の三善清行の意見封事中に、賣官とは、蓋し之をいふなり、されば人民も苛徵に苦しむより、貧者は彌々貧に陥り、遂に強盜野伏となりて、良民を掠奪し、之が爲めに、各所の良民は、壯丁を備へて、自衛に充るより、年々其勢を助長して、遂に諸國の大領は、(大地主)嚴然一雄鎮の如くなるを見て、神社寺院亦之に倣ひ、各壯丁を驅集めて、自衛に備ふるに至り、其餘勢は、延て郷邑を壓し、遂に國衛に對捍するより、國司ら亦自衛の壯丁を備へて、之に當らざるを得ず、茲に於て乎、各壯丁は、漸く耕漁の業を賤しとして、弓箭を是事とし、果は相互に勇武を誇り、動もすれば相闘争する者、比々是なり、之を當時地方壯丁の常態となす、されば長元々々(万壽四年七月改元)前上總介平忠常、下總に住して、國司の制令に従はず、剩へ兵を聚めて、國衛を侵畧する由上訴あり、依て檢非違使右衛門少尉平直方、同少志中原成道等に、兵二百人を授け、忠常追討の官符を、東海東山二道に下して、發向せしめしに、年を超て、阪東に入りしが、一戰に敗北

して其功を奏せず、忠常既に、檢非違使ら勘問を遂げず、頓に兵を以て當りしを憤り、彌々暴威を近隣に振ひしかば、安房守藤原光業、國衙の印鑑を棄て京師に逃げ歸る、之に依て朝廷、更に甲斐守源賴信、賴光の子に命じて、忠常を征討せしめ、且、阪東諸國に官符を下し、兵食を發送して、賴信を助けしむ、忠常之を聞き、海に據りて城を築き、要害を嚴重にし、且、近邊の船を、悉く城の下に集め、敵の來襲を防ぐ、賴信既に、敵城近く寄せて見れば、敵は入海を隔て、要害所に據り、しかも船どもは、悉く引上げたり、此入海を回らんには、數里の行程、中々容易く攻寄難く、とかくする間に、敵は猶も要害を堅固にして、或は逆寄せし來らば、合戰難儀なるべし、いかにもして、此入海を涉らばやと、軍中に令して、我は阪東の地は、始てなれど、兼て我父祖の言に、此入海は水中に堤の如き所ありて、そを涉るに、漸く水は、馬の太腹につく程なりと聞く、定て軍中に其所を知れる人、あるべければ、急ぎ涉り試みよ、賴信引續て涉らんと申ければ、誰とは知らず、五六騎馬を乗入たり、賴信之を見て、さらば續け方々と聲を掛け、自身眞先に乗入りければ、五六百騎の軍勢、之に勵まされて、各乗入々々、難なく向の岸近く攻寄たり、元來忠常は、此入海は、船ならては、よも敵は寄せず、船は悉く取置たれば、心

安しと、させる備へも設けざるに、敵は馬を乗入れるを見て、哀れや、今に溺れ死んものをと、油斷して見て在しに、案に相違して、難なく打涉り、寄來るを見るより、兼ての手筈悉く相違しければ、一戰にも及ばず、一族郎從らの名簿に、款狀を持せ、使者を遣して降を乞ふ、賴信即ち之を允し、忠常以下を虜となして、纏て京師に凱旋せしに、忠常途次病に罹り、長元四年六月六日、美濃國野上驛に於て死す、仍て其首を携て、六月十六日、賴信京師に入る、朝廷乃ち其功を賞し、賴信を鎮守府將軍となし、且、降人を以て、其家人となさしむ、是より先き、平貞盛其族將門を滅してより、朝廷其功を賞して、鎮守府將軍となす、爾來其族概ね此職に補し、且、祖高見王よりして、子孫常陸兩總の間に蔓衍し、阪東の平氏は、京師藤原氏の政局に於る如く、一族團結して、阪東壯丁の棟梁たるの觀ありて、漸武藏相摸伊豆にも及ぼせしに、茲に至り、朝廷源賴信を以て、鎮守府將軍とし、剩へ忠常の從類を以て、其家人となせるは、蓋し勇武の人を以て、年來跋扈せる、平氏の壯勇を壓伏せしむる、一時の權略に出たるなり、是よりして、阪東平氏の人々にて、賴信に對捍せる輩は、悉く叛人視さるゝ、形勢となれるを以て、降人ならざる平氏の人々も、擧りて賴信の門に候するより、一般に家人の如く成行けり、

獨り嫡宗と稱する、平貞盛の養子維茂の一類のみは、此渦中に入るを快しとせざりしと覺しく、阪東を去りて、近江伊勢の間に住するに至り、其任國も亦多く中國西海に就ける者、即ち清盛の家筋にて、此感情は、延て子孫に至り、相軋轢しつゝ、保元以後の大衝突となれり。

第五十九節 御讓禪と頼通の、宇治閑居

長元九年、天皇御讓位、紀畧に、四月十三日、賀茂祭を停む、伊勢大神宮、并諸社十一社に奉幣して、天皇不豫平愈すべきの由を祈る、十六日、御馬を十一社に献ず、使殿上の侍臣、天皇不豫に依てなり、未漸輕犯を免ぜらる、十七日乙丑、戊刻、天皇落飭、清凉殿に崩す、春秋廿九、在位二十年、去三月以來、御體不豫、子刻、諸卿近衛、劔、璽を以て、皇太弟に昭陽舍に上る、遺詔あるに依て、暫く喪事を秘す、如在の儀を以て、今日位を皇太弟に讓る、大床子并小御厨子、時簡殿上御倚子等、新帝御所に運ぶとありて、遺詔して大喪を秘せしめ、御在世の體にて、御讓位の儀あられしは、頗る異例の御事なれば、此時斯くせざるべからざる、御事情ありしならんも、致る所なし、偕二十二日、御柩を上東門の

第に遷し奉り、五月十九日、神樂岡の東、淨土寺の西原に於て、火葬し奉り、御骨を淨土寺に安置し奉る、今鏡に、をとこ御子の、おはしまさぬぞ、口惜しき、いづれの秋にか、侍りけん、菊花屋に似たりといふ題の、御製からの御言のは、聞え侍りき、司天記取菴稀色、分野望看露冷光とか、人のかたり侍りし、御才もかしこく、おはしけるにや、菩提樹院に、此帝の御影、おはしましけるを、出羽の弁がよめりける、いかにしてうつしとめけん、雲井にてあかずかくれし月の光りを、かの菩提院は、二條院(帝の第一皇女)皇子(内親王)の御堂なれば、御心ざしのおまりに、父の帝の御すがたを、書とよめて置奉らせ給ひける」とあり、又權中納言藤原顯基は、御在位中、特に眷遇を蒙りし人なるが、崩御の後、御柩前に参りしに、御燈もせずありしかば、驚きて、いかに斯くはと尋ねけるに、女官共も、新帝の御方へ参りて、搔き燈しする人も、なきまゝに、消たるなりといふに、實に人情の淺間しさと、悲憤の餘り、四月廿二日(崩御より六日め)に剃髮して世を遁れたり、時に年三十七、時人其志を感歎せざるなしと。

偕皇太弟御受禪ありて、後朱雀院、七月十日、太極殿に御即位あり、寶算二十八、第一皇子親仁親王を立て、皇太子となす、關白頼通故の如し、時に頼通に女子なし、依て一條

院皇后定子は、故關白道隆の女にて、此御所生は、第一皇子敦康親王なり、此姻みを以て、親王の女姫子を猶子として、入内せしめ、尋て皇后となす、是より先き、天皇東宮たる時、三條院の皇女禎子内親王(御母は道長の女中宮妍子)を入れて、女御となせしも、藤氏の女に非るを以て、今此事ありしなり、尋て頼通の弟教通も、亦其女生子を入れて、女御となす、同じ頃、教通異腹の兄頼宗も、亦其女延子を入れて、女御となしたり、然るに是より先き、長元七年、禎子内親王、皇子御降臨ありて、殊に御鍾愛あらせ給ふをもて、藤氏の人々、内々不快を懷きつゝありしに、長暦(御即位の翌年四月改元)二年、頼通の猶子御産ありしに、皇女祐子内親王なり、三年又御産ありしも、皇女椋子内親王なる上に、御母姫子薨去ありしかば、頼通に於て、外戚の親たるの望、絶しかば、天皇にも其心を慰んとて、特に御菩提の法會等、鄭重になされ、明年其小祥忌には、頼通に御懇篤の御消息を賜はり、其奥に「こぞのけふ別れし星もあひぬなりなどたくひなき我身なるらん」との御製を賜れり、右の如く、天皇權臣を抑制する事、能はざる中に、長暦三年五月廿七日に、内裏焼亡あり、依て天皇東北院(上東門院)の御建立に遷御あり、内侍所を上東門院京極の第に移し奉るに、明年(長久元年)京極殿亦炎上して、神鏡

灰燼となる、依て其灰のまゝ納め奉り、乃ち宸筆の宣命を以て、神宮に奉告し、明年新造内裏工竣りて、遷幸あらせ給ひしに、翌年十二月八日、又内裏炎上す、依て東北院に遷御、尋て東三條院に遷らせ給ひ、明年寛徳と改元す、既にして御惱に罹るを以て、明年正月十六日御讓位ありて、太上天皇の號を上りしに、御大漸に及び、同十八日御落傍、御法諱精進行、即日崩御、寶算三十七、御在位九年、二月二十一日高隆寺乾原に葬り奉り、後朱雀院と諡を上る。

後冷泉院、諱は親仁、先帝第一皇子、御母は故尙侍贈皇太后藤原嬉子、道長の第四女、萬壽三年八月三日、道長の京極第に於て降誕、茲に至り御受禪ありて、四月八日大極殿に御即位、寶算二十一、即ち先帝第二皇子、尊仁親王を立て皇太子とす、初め先帝御讓位に際し、立太子の詔なし、近來の例に、御讓位と同時に、皇太子の詔あるに、先帝勅慮は、尊仁親王を立て太子とせんと、先づ關白に頼通に、斯と仰せられしに、頼通、立坊の御事は、急がせ給ふべきにもあらずと、奏して、敢て詔を奉ぜず、依て先づ御讓位の詔のみありしに、東宮大夫藤原能信、故らに、聖意を覺らざる如くして、第二の宮尊仁親王は、御出家にてもましますにや、さらば何れの寺にか、附け奉るべきと奏せしに、天皇

は、春宮にこそ立め、いかで出家さすべきぞ、但し關白の、春宮の事は、徐かに計ひなんと、申程に、後日にこそ申さめと、仰られしかば、能信大に驚き、關白の、いかに申とて、今日立させ給はずば、叶ふまじと奏しければ、天皇大に悦ばせ給ひ、さらば今日とて、押出に非るを以て、其立太子を嫌ひ、先づ御讓位のみを奉行し、偕新帝の、藤氏の女に、皇子降誕あるを待て、立太子にと期圖せしなり、ざるを弟の能信、之を覺らざる如く、建言して、強て立太子を、御決行に至れるは、藤氏としては、不思議の仕方なるも、こは道長の專恣は、漸く世上の耳目を動かし、竊かに誹譏の言をなすものあるより、今又兄頼通の、其ひそみに倣ひ、倍々世人の誹謗を來さんを恐れたるなり、茲に於て、後朱雀上皇、頼通を召し、慇懃に、天皇々太子寄托の詔ありしに、天皇の御事に至りては、謹て詔を拜し、春宮の御事に至りては、故らに餘事を以て之を止め、遂に詔を拜せず、且往昔攝政基經の時、家傳の寶刀、壺切と名つくる名劍を上りて、御代々春宮の御護りとせしに、是に至り、頼通、春宮は正敷御正統とは申せ、我家の外孫に非る宮には、叶ふべからずとて、之を禁中納殿に秘藏して、敢て上らず、後ち春宮踐祚に至り、頼通の弟教

通之を上る、是日頼通に詔して、萬機舊に依て關白せしむ、十月新造内裏に遷御あり、明年四月、永承と改元す、是年右大臣藤原實資薨す、實頼の孫世に小野宮殿と稱へらる、博學好文にして、其日錄百餘卷、小右記と題し、逸卷あるも、今に傳ふ、依て内大臣教通、右大臣に、大納言頼宗、内大臣に進む、頼通は左大臣、即ち兄弟三人三公に列し、政局は兄弟三人の専らにする所、尋て康平三年、頼通左大臣を罷め、明年太政大臣に陞る、乃ち教通を左大臣に、頼宗を右大臣に、頼通の子權大納言師實を内大臣に陞せ、兄弟父子にて、政權を掌握せり。

第六十節 前九年の役

前々節に述たる如く、諸國の豪族、往々自強を恃みて、國司を侮り、貢租を輸さず、動もすれば對捍して、亂階を啓く、中にも陸奥の夷俘の酋、安倍頼時といふ者、其先は遠く齊明天皇の御宇に、蝦夷反す、依て安倍比羅夫を遣して、之を征討せしむるに當り、主として、歸順し、從軍して功を立たるを以て、比羅夫之を賞し、且は馴服の手段として、安倍姓を與へしより、世々土着して、俘酋となり、一族滋蔓して、最も富豪を極め、遠近

の蝦夷、皆其下風に靡くを以て、頼時に至り、漸く不逞を企て、隣郡を並有し、剩へ土人を使嗾して、貢賦を輸さしめず、之を横奪して、富強を謀るを以て、國司之を勘問するも、敢て其命に従はず、屢々反抗す、依て永承六年、朝廷、源頼義、頼信の子を以て、陸奥守となし、鎮守府將軍に兼補して、之を征せしむ、陸奥の吏民ら、先きに源頼信が、平忠常を征せる驍武を聞き、且其軍に、頼義弱冠にて従ひたる、勇名を聞知せるに、今鎮守府將軍となり、殊に従ふ所は、阪東の壯丁なるより、忽ち其威名に怖れ、争ふて其軍門に歸降せるを見て、頼時も、形勢の非なるを悟り、敢て抗せず、亦降を乞ふ、既にして頼時の子貞任、元來素野事理を解せず、己れが強富に誇りて、屢々法を犯す、依て頼義之を府に召して、勘問せんとす、頼時之を拒みて、我先きに降を乞しも、元來妻子を無事ならしめんと欲するのみ、然るに、目前に、子の罪せらるを見るは、誠に忍びざる所なり、寧ろ戰ふて死すとも、命を奉ぜずと申ければ、頼義大に怒り、されば父子共に討取れと、急に兵を發して、頼時の居所を襲ふ、時に賊中に平永衡といふ者、來り降り、嚮導して功を樹て、罪を償んと請ふ、頼義其異志あるを疑ひ、忽ち之を誅し、進んで頼時が衣川の寨を攻む、賊は永衡の誅せられたるを聞き、降るも死す、戰ふも亦死す、同くは

父子一族枕を並べ、潔く戰死するに如かずと、是より衆心一致して、防戰甚勤め、年を閱て猶未だ功を奏せず、既にして頼義、國司の任期満つ、且征討其功なきを以て、新たに國司を任せしも、奥夷の強暴に畏怖して、敢て命を拜せず、故を以て、更に頼義を重任せしむ、天喜五年、頼義密かに頼時の族富忠を説き、利を以て之を誘ひ、頼時を攻しむ、頼時之を聞き、富安の詭計に陥るを諭して、志を翻さしめんと、自ら富忠の陣に赴く、富安之を探知し、伏兵を設け、頼時の來るを見て、戰を挑む、頼時應戰し、會ま流矢に中り、落馬して死す、餘衆之が爲め、忽ち敗走す、貞任殘兵を收め、退て河崎城を固守す、頼義之に向ひ、攻戰數月に涉り、貞任屢々出て官軍を惱まし、既にして天漸く寒く、風雪頻りに至り、人馬凍死するもの多く、加るに糧盡き、兵士逃亡相踵ぎ、殘留するもの僅に數騎、頼義已むを得ず、軍を退く、賊之を追ふ事甚急なり、相摸の人佐伯經能、殿戰して之に死す、頼義の子義家、射術に長じ、射て敵を殪す事、百發百中、賊怖れて敢て窮追せず、故を以て辛うじて國府に歸り、使を其族出羽守源齊頼の許に馳て、援を求む、齊頼應ぜず、蓋し齊頼は、滿仲の子滿政の孫なるも、滿政、頼光と睦しからざるより、延て是に及びしなり、之に依て貞任の兵威大に振ひ、近郡再び之に應ぜり、頼義之を進

攻する能はず、只國府を固守するのみ、明年出羽仙北の豪族清原武則、兵一萬を率ゐて來り援く、賴義大に悦び、且武則の奥羽の地形、及び賊情を詳かにせるを以て、其策を用ゐ、先づ貞任が叔父僧良照守る所の、小松の柵を攻て之を破る、果して貞任の弟宗任來援せるも、及ばずして敗走す、貞任之を怒り、自ら大軍を率ゐて來り戰ふも、亦敗れて磐井川に退く、官軍又之を破り、更に進んで衣川の柵を破る、貞任遁れて鳥海の柵に據る、官軍之を攻る益々急に、更に進んで厨川の城を圍み、日夜連戰するも、城は山川の險に據り、要害堅固にして、官軍討るゝ者數百人、賴義令して、山を掘り、湫を埋め、村屋を毀ち、雜木を集め、之を所々に積み置き、暴風の日を待て、之に火を放ち、勢に乗じて城に迫るに、烟燭城を壓して、賊止守するに堪ず、四方に逃散す、貞任乃ち城を出て奮戦し、官軍四方より亂撃して、遂に之を殪す、楯を以て其屍を昇き、賴義の前に致す、年三十四、身長六尺有餘、腰の圍り七尺四寸、六人に非れば、之を擧る能はず、其子千代童丸、年十三、共に城を出て奮戦し、疵を被りて捕へらる、賴義其勇を感じ、之を憐み、死を宥せんとす、武則其遂に害をなすべきを慮り、堅く諫めて誅せしむ、貞任の弟重任、家任、其黨經清ら皆誅に伏す、貞任の弟宗任、則任、爲元ら皆出て降り、陸奥全く

平定す、賴義即ち賊の首級と降虜を携へて、京師に凱旋す、此亂永承六年に始り、康平五年に終るも、賴義の征討は、天喜元年に始るを以て、九年の役といふ、朝廷即ち其功を賞し、賴義を以て正四位下伊豫守、義家を從五位下出羽守、清原武則を以て鎮守府將軍となす、其他官爵を進むる差あり、此時賴義、相摸國鶴が岡の地を相し、石清水八幡宮を勸請し、以て戰捷を賽す、是よりして賴義父子の威名は、阪東より遠く奥羽に轟けり。

第六十一節 御讓禪と關白の更任

賴通久敷關白職に在りて、しかも年漸く古稀を超え、其弟教通左大臣として、齡亦古稀に達し、前例多くは、高齢に至れば、上表して職を其弟に讓補せるに、賴通曾て其事なく、既にして宇治に平等院を營み、老軀病を養ふに托して、常に此地に居り、事ある毎に職事文書を携へ、其第に就て内覽せしむ、治曆三年には、天皇行幸ある、今鏡に、十月十五日(一)には七月七日には、宇治の平等院にみゆきありて、おほきおとど(賴通)二三年、彼れにのみ、おはしまし、かば、わざとみゆきありて、見奉らせ給ふとぞ、

うけたまはりし、宇治橋の遙かなるに、舟より樂人參り向ひて、宇治川に浮べて、漕上り侍りける程に、から國もかくやとぞ見えける中御堂平等院の宥様、川のうへに、錦のかりや造りて、池の上にも、から船に、笛のね、さまざましらべて、御前のもろなどは、こがね白がね、色々の玉どもをなん、つらぬき飾られたりける、十六日かへらせ給ふべきに、雨にとまらせ給ひて、十七日に、ふみなとつくらせ給ふ、その度の帝の御製とて、うけたまはり侍りしは、忽看鳥瑟三朝影、暫駐鸞輿一日蹤とかや、作らせ給へると中そのたびぞ、准三宮の宣旨は、宇治殿かうふらせ給ひける、

斯く御優遇あらせられて、家の先蹤は、悉く繼ぎ得たるに、猶關白の讓補は躊躇せり、蓋し頼通、先きに猶子姫子を入内せしめしに、薨去ありしをもて、更に第二女、實は長女、寛子を入内せしめ、文承六年立て中宮となりたれば、此御腹に皇子降誕もあらば、東宮踐祚の日は、儲位に立んとの冀望なるに、此時弟教通も、其三女歡子を入れて、女御に供したれば、今教通に關白を讓るに於ては、教通の女、皇子を産み奉らば、時の關白の御外孫なるをもて、直ちに儲位に備はるべく、然る時は、其同時に、中宮にも、皇子を産ませ給ふとも、舊來の例に據れば、或は儲位に備はり難からん、况や女御より、後

の御産に於てをや、故に關白は讓補せずして、其間に、假令女御に、皇子御出生ありとも、頼通當職たれば、儲位は望むべからず、との思望と、第二は、教通も齡漸く傾けるを以て、とかくする間に、薨去もあらば、季弟頼宗は、右大臣なれど、子師實内大臣なれば、關白の嫡子といふを以て、頼宗を超て、關白となるも、更に異議あるべからずとの、野心に外ならず、されば教通も、兄の意中を知るものから、只管恭順を表して、兄が宇治の山莊に在て、内覽を執行せる如き、我儘等より、上下の望みを失ひ、自然に上より、讓補の御沙汰も、あらんと思へるなるべし、壺切の寶劔を頼通が上らざりしを教通に至りて上りしにても、其恭順を想ふべし、天皇、亦此間の消息を御洞察あらせられ、双方の歡心を攬らせ給ひつゝ、嘗て藤原氏が、朝廷に對し奉りて施したる、利己權略を、今は同宗間に轉用せしめ、其機に乗じて、徐ろに、藤原氏の權勢を、朝廷に收攬しつゝ、御座あるにて、例せば關白の讓補も、御信任の如何に依る如き、情況となりたるにて、後三條天皇に至り、關白の權勢、頓みに衰へたる如きも、實に此時に胚胎せるにて、藤原氏に於ては、盛より衰の、過渡時代となりたり、想ふに、斯る巧妙の御手段は、元より叡慮に出たるに、相違なきも、亦賢臣の力與りたるに相違なし、蓋し其人の第一は、右大

臣源師房ならん、此人は村上天皇第七の皇子、具平親王の御子にて、學和漢を兼ね、滿朝の推重する所、其室は道長の猶子なれば、藤原氏の内情には委しかるべきは、當然なり、此人の下に、年壯者に源經信、大江匡房等あり、共に時の學匠、諸道の達人として推重されたり、經信は花山天皇の御孫、六條右大臣重信の子、權中納言道方の第六子、此人諸藝に達せしのみならず、決斷の速かなるを以て、重ぜらる、其一二は、承暦四年に高麗國より國王の病に依て、日本國の名醫を招請せんと、商人に托して、書を太宰府に贈りしが、其文に、奉聖旨、訪問貴國の辭、甚無禮なるを以て、其書を返すべきか、否の評議ありしに、經信、高麗國王、惡瘡を病みて死したりとて、日本の爲め、何かあらんと、申されしかば、其請を容れざるに決したり、又一年、狐を以て、神とせる社の在しが、其邊りにて、狐を殺したるものありて、其の罪の所當を評議ありしに、經信、白龍も魚腹すれば、豫且の網にかゝれりと、唐土の古諺を申されしかば、一座尤と感じて、無罪に決したり、匡房は文章博士、匡衡の子、幼より強記を以て、重ぜらる、關白賴通、宇治に平等院を營むに當り、匡房、源師房に陪して、宇治に至る、賴通、堂塔を建るに、寺門の北に向ふを厭ひ、其可否を師房に問ふ、師房、某し古例の有無を諳んぜず、但し江冠者は

知りつらんかと、匡房を召て、古例を問ふに、答て、天竺に那蘭陀寺、唐土には西明寺、本邦に六波羅密寺、皆門は北に向ひりと申せしかば、賴通大に感じて、造營成就したり、又前の高麗國への返牒を、匡房に草せしめしに、其文中に、双鯉難、達鳳池之波、扁鵲豈入雞林之雲との句は、世以て名文と傳唱せり、又源義家、安倍賴時の亂を鎮定して、京師に歸り、一日賴通の第に祇候して、戰況を語り、退出しけるが、匡房、義家の物語を聞て在しが、後ち評して、誠に武勇は無双なれども、惜い哉、無學にして、戰法を知らずといひしを、義家聞て大に悟り、やがて弟子の禮を執て、兵書を學び、後ち永保後三年の役には、金澤城を攻るに當り、一行の鴈、近き刈田に下んとせしが、俄かに駭き飛亂れたるより、匡房の教は、こゝなりと、忽ち近邊に伏兵在るを覺り、撃て捷を得たるは、孫子に、鳥起者伏也とあるを、應用したりと、有名の話あり、殊に此人東宮の侍讀として、尤も昵近し奉れり、されば此二人共に、官位父に超えたるにても、御信任の程は、察せらる、斯る巧妙の御手段を用ひしかば、賴通も眞に感戴し奉りて、後三條天皇の御時代は、全く關白權威は、昔の如くならざりしにも係らず、天皇崩御の時、本朝の大不幸なりと歎息せり、偕治暦四年、賴通上表して、關白を辭す、今鏡に、

頼通の大臣は、法成寺入道おほきおとど(道長)の太郎中御母中從一位源倫子と申、一條の右大臣雅信の大臣の御むすめ也、鷹司殿と申、此宇治のおほきおとど、大臣の位にて五十六年まで、おはしましき中御年廿六にて、寛仁元年三月十六日攝政にならせ給ふ中關白は譲り給ひて、のかせ給へれど、内覽の職事まゐり、物申ことに同じ事なりき、後三條の院、位に即かせ給ひて、年ごろの御心よからぬ事どもにて、宇治にこもりぬさせ給ひて、延久四年正月廿九日、御ぐしおろさせ給ひて、同六年二月二日、八十三にてうせ給ひにき

とあり、偕此年二月以後、天皇御惱にて、種々御祈りなどあらせ給ひしも、効驗なく、四月十九日、高陽院に於て崩御、寶算四十四、五月七日、船岡乾原に葬り奉る、今鏡に、みかど世をたもたせ給ふ事廿三年中をとこにて、女にても、御子のおはしまさぬぞ口おしきとあり、又帝の文藝に御心を傾け、且は華麗を好ませ給ひし一斑は、同書に、九月九日、菊の宴させ給ひて、菊ひらけて、水の岸かうばし、といふ題を作らせ給ひけるとぞ、聞え侍りし、七年神無月のころ、釣殿にて御遊あり、文つくらせ給ひ中かやうの御遊つねの事なる中いづれの年にか中九月十三夜、高陽院の内裏に、おはしまし

けるに、瀧の水音すゞしくて、岩間の水に月やどして、御覽ぜさせ給ひて中岩まより流るゝ水ははやけれど、うつれる月の影ぞのとけき中治暦元年九月廿五日に、高陽院にて、金の文字の御經、みかど御みづから書せ給ひて、御入講行はせ給ひき、村上の御代の、水ぐきの跡を、流れくませ給ふなるべし、初めの御導師は勝範座主の、また僧都など、聞えし折ぞせらる中五巻の日は、五巻は法華經八巻を日に割當て供卷せる故にいふ、宮々上達部殿上人、みな捧げ物奉りて、たつとりのから船龍鳳の唐船池に浮びて、水の上に聲々調べあひて、佛の御國うつし給へり、紅葉の錦、水の綾、所も折もかなへる御法の庭なるべし下。

後三條院、治暦四月十六日、閑院に於て御受禪、寶算三十五、七月廿一日、太極殿未だ就らざるを以て、太政官廳に於て御即位、十一月廿二日、大嘗會、明年四月、延久と改元す、此月第一皇子貞仁親王を立て、皇太子となす、御母は大納言藤原能信の女、實は中納言藤原公成の女、關白左大臣藤原教通、右大臣藤原師實、内大臣源師房故の如し、尋て教通を太政大臣に、其他順次に昇進せしめ、教通の子信長を内大臣となす、教通太政大臣昇進の日の事を扶桑略紀に、教通任太政大臣之日、參宇治別業、被申慶賀前太相

國頼通有拜任之禮、人以歎美、未聞有人臣乍居堂上、受關白太政大臣之拜之例、とあり、蓋し教通は、頼通が關白職を、其子師實に譲らずして、己れに醸れるを徳として、斯る異數の禮を執りしなるべし。

第六十二節 記録所設置と攝政關白領

先帝既に、攝關の權を抑えて、万機を御親裁あらせしより、天皇に至りて、更に一步を進め、御親から、庶政の革正を謀らせ給ひ、殊に頻年、權門勢寺社の輩ら、地方の豪族と相結托して、私田の經營を勤め、國司ら亦之に倣ふに及びて、公租等は概ね延滞を來しも、顧みざる如き情態となりしより、天皇即位の明年、二月二十三日、諸國寛徳以後新立の庄園(私設の墾田等)停止すべし、縦ひ彼年以往の立券あると雖も、分明ならず、國務に於て妨げあらば、同く停止すべしと勅せられ、閏二月十二日、始て記録所を置き、諸國庄園の券契(券狀)を徵し、其眞僞を檢斷せしめられたり、是所謂晴天の霹靂にて上は關白より、下地方の豪族ら、いかに震愕せしやは、察するに餘りあり、されば愚管抄に、

延久の頃、記録所とて、始て置れたりけるには、諸國七道の所領の、宣旨官符もなく、て、公田をかすむる事、是四海の巨害也と、聞召て有ける中宇治殿(頼通)の時、一の所(關白氏長者)の御領くとのみ云て、庄園諸國にみちて、受領のつとめ、堪がたしなど云を聞召て中宣旨を下されて、諸人領知の庄園の文書を、召れけるに、宇治殿へ被仰たりける、御返事に、皆々心得られたりけるにや、五十餘年、君の御後見を仕て候し間、所領持て候もの、強縁縁故にせんなど、思つゝ、よせたび候ひしかば、左にこそななど、申たるばかりにて、罷過候き、何條文書か候べき、唯某が領と申候はん所の、然るべからず、慥かならず、聞召れ候はんをば、聊の御憚り候べき中かやうの事は、斯こそ申沙汰すべき、身にて候へば、數を盡して倒され、沒收候べきなりと、さはやかに申されたりければ、中御案有て、別に宣旨被下て、此記録所へ、文書ども召事は、前大相國の領をば、除くと云事、宣下有て、中々つやくと、御沙汰なかりけり、又當時氏の長者にて、大二條殿(教通)おはしましけるに、延久の頃、氏寺領、國司と相論の事ありけるに、大事に及て、御前にて定めの有けるに、國司申かたに、裁許あらんとしければ、長者の身、面目を失ふ上に、神慮、又難測候ひ、聖斷を仰ぐべし、伏て神

の告を待つとて、則座を立れにけり、藤氏の者、舌をまき口をとどけてけり、其後山科寺(興福寺藤氏の氏寺)に、如元裁許ありければ、衆徒更に又長講はじめて、國家の御祈しけり署下

前述の如く、先づ其權勢を抑えし上は、續て實力の滅殺に向ふは、至當の御手段なり、されば頼通先きには、壺切の名劍をさへ、上らざりし程の權勢なるに、今は單に之ら舊夢に去し去りたれば、庄園の事に付ても、かやうの事は斯こそ申沙汰すべき身に候と、先非を悟り、明白に御所置を仰ぎしは、流石に其人格を推せらる、されば天皇も、御代々の御由緒もあれば、酷く沒收もせず、舊の如く領せしめしなり、されど此庄園は、後世子孫に至りて、一紛議の種となりしは、後段を參看すべし、唯此場合に至りても、猶興福寺領に付ては、春日の神慮を云々せるは、是ぞ藤氏對朝廷の精神主腦にして、遂に神木入洛の導火線となりしなり、されば延久二年八月十五日、石清水八幡宮放生會に、特に權大納言源隆國を上卿に、參議源經信以下、辨外記史等を遣はされ、神宮奉幣と同様の盛典を舉られ、以後恒例となされしは、今鏡に、石清水の放生會に、上卿宰相諸衛のすけなど、たてさせ給ふ事も、この御時より始まり、と單に御敬神の

厚かりし如く、記せるも、石清水は先々に述たる如く、清和天皇特別の御祈願にて、創建あらせ給ひ、以後は源氏の氏神と奉崇あれば、此時皇統源氏の人々、殊に右大臣師房専ら樞機に預りつれば、彼藤氏が、其氏神春日を以て、神宮に同き迄、朝廷の御崇敬を厚からしめしに倣ひ、且は春日御崇敬を漸次薄らめ奉らん、手段として、此盛典を執行ありし事と思はる、偕こそ後世に至り、神宮八幡春日を以て、俗に三社として、民間まで奉崇するに至れり、斯く藤氏の權勢滅殺に、勉め給ひつゝ、延久三年新造内裏竣工して、八月に遷幸あらせらる、大極殿は、先帝御代康平元年炎上以後、御造營なかりしを、今度造らせ給ひり、此年左大臣藤原の師實の養女賢子を、東宮に入内せしめらる、此事を愚管抄に、

宇治殿は中宇治にこもりゐて、御子の京極の大殿の、左大臣とて御座しけるを、内裏へ日參をせよ、今さしたる事なくとも、日をかゝらず参りて、奉公をつとむべき由、教へ申されければ、そのまゝに参りて、殿上に候て、出ノ、せられける、主上、藏人を召て、殿上に誰か候と、日に二三度も、問せおはしましける、度毎に、左大臣候と申て、日頃月頃に成ける程に、藤氏の大匠萬機に與からざるを察すべし、或日の夕、御

尋ありけるに、又左大臣候と申けるを、是へといへど、仰の有ければ、藏人参りて、御前の召候と申ければ、珍敷事かな、何事を仰あらんずると、思して、衣冠刷かせられて、中参られければ、近く参れと仰られて、何となき、世の中の御物語どもありて、夜も漸々更行ける程つかたに、女めやもたれたると、仰出されたりければ、こと様に候、女のわらは候と申されけり、我女になかりけるを、師房の大臣の子顯房の女を、乳のうちより、子にして、もたせ給へりける也、中これを聞召て、左様の女もたらば、とくく東宮へ参らせらるべきなり、と仰られけるを、承り、畏りて、やがて御前を立て、世間も覺束なかりつるに、其戦々競々の状想ふべし、今はひしと、世は落ぬぬるぞ、急ぎ宇治殿に、聞せ参らせんと、思して、内より夜更て、やがて宇治へ被参れば、人走らせて、宇治のかけかへの所々へ、引替の牛を参らせよとて、宇治へ被参程なると、前に火ともし、京の方に何事か有らんと、被仰、宇治の邊は、人の居くろみたる程にてもなく、中遙々と見やられてありけるに、人参りて、京の方より被参候は、中隨身の先追聲高く聞え候と申、中左大臣殿、東帯正しく御前に参りけ

れば、入道殿いかに事有ぞ、いかにくと被仰、左大臣、日頃仰の如く、参内日をかゝさず仕候つる程に、今宵御前に召れて、細かに御物語共候て、女子あらば、東宮へとく参らせよと云、勅掟を、眼前に承り候つれば、急ぎ参り申候也と、被申ければ、之を聞く宇治殿、さうなく涙をはらくと流して、世の中の望なかりつるに、あはれ猶此君は、めて度君かな、とくくいて立て参らせよとて、ひしくと沙汰ありて、東宮の女御に参らせられ位に即せ給ひては、立后ありて、今に賢子の中宮とて是也、偏に一の人の御子の後の例にて、今日まで用ふれども、又源氏の女にて、堀河院の御位の時は、近習にては、此人々多く候はれけり

右の如く、表面は師實の女、即ち藤氏の女にて、彼家の先蹤に因りて、女御入内を仰出されて、頼通の落涙して喜ぶまでなれば、藤氏危惧の憂悶も、一朝雲散して、此君はめて度と、稱賛し奉る程なるも、内實は、右大臣源師房の孫女を、入内せしめたるにて、一方藤氏の歡心を攪ると同時に、一方皇統源氏の女を入内せしめれば、一舉兩得、巧妙の御手段といふべし、されば權勢抑制の事に付ても、同書に、後三條院の聖王中君は皆事を詮の末に、落たらんずるを、ひしと結句をば、知し召つ、御沙汰は有事なれ

ば攝籙の中政をずゝるに、悪みすてんとは、如何思召べき、唯器量の淺深、道理の輕重をこそと、思召つゝ、御さたある事なるを、末様下々には、王臣中惡き様にのみ、近臣愚臣もてなしつゝ、世は傾きこそする」と謳歌するに至れり。

第六十三節 御治績と御脱履

天皇御登極以來、最も御儉素を用ひ給ひ、延久元年勅して、始て精進の御菜を進めしむ、尋て石清水八幡宮に行幸ありしに、途次金物打たる車の數輛あるを御覽じて、鳳輦を駐め給ひ勅して、悉く抜き取らせ給ひしに、御乳母の車に至りて、此車計りは、免るさせ給へと、願しかば、是のみは其まゝにて、過させ給ひけるに、其後賀茂社行幸の折には、金物抜き取たる跡ある、車のみなりしと、以て其政令の普及せる、前代に超たるを推するに足る、其人才を擧げ給へる一斑は、宇治大納言源隆國醍醐天皇の曾孫は、先帝の御時御眷遇に誇り、東宮天皇に對し奉り、頗る奇怪の仕方のみなりしが、既に致仕したるをもて、天皇御登極の後、其子息は對し、報ゐる所あらんと思されしに、一日、隆國の長子權中納言隆俊の、殿上に候するを、竊かに小菴の隙より、御覽あるに、

隆俊衣冠を正し、肅然として靜座する儀容、衆に勝れ、聊も顧眄等の事なく、日々此の如くなるより、天皇大に感じ給ひ、斯る勤恪無雙の者こそ、朝廷の要器なりと思召て、其弟參議中將隆綱に對し、事の序てを待て、罪せんと思されしに、或時齋宮寮に狐を射たる者ありて、其罪を議せしめしに、隆綱筆を執て、羽を飲むの號ありと雖も、未だ丘を首にするの實を見ず、と定文を書たるを、叡感ありて、近習を許させ給ひ、更に三男少將俊明に對して、報はんと申しける處に、内裏炎上し、主上御輿にて出御ありしに、雜人ら南庭に充滿して、混雜せしを、俊明馳參じ、弓を執て雜人らを追退け、御輿を安座し奉る、入御の後、今日俊明が働きに依て、耻を見ず、是運の未だ盡ざる所なりと、叡感ありて、是亦近習に加へられたり、されど、官を授るには、尤も嚴格なりしは、藤原實政は、東宮學士にて、近侍し奉りけるが、甲斐守となりて、赴任せるに、州民縱作甘棠詠、莫忘多年風月遊と御製を賜りて、其任滿歸京を待せ給ふ程なるに、御登極の後、左中辨に缺員あるより、實政にと奏せしに、天皇は、露計りも道理のなき事は、なすべきに非ず、いかて斯る事を申ぞ、正左中辨は、初めて任ずべきかはと、仰ありけるを、藏人頭資仲重て、實政は常に木津の渡りの事を、一日にても、思ひ知り度と申由を奏しけ

れば、天皇暫くありて、天照大神に申請してとて、やがて左中辨に任じ給ひり、木津の渡りとは、先帝の御時、實政東宮の御使として、春日祭に参向せしに、左少辨藤原隆方の春日祭の辨官として、同く参向せしが、實政木津の渡に船を催しけるを、隆方辨官の威を藉り、之を押妨げて、辱しめたるをいふ也、是に於て實政、隆方を超て左中辨に任ぜられたり、且文學の事は、既に前々節に述べたれば、参看あるべし、聽て延久四年十二月八日御脱履あり、十二日太上天皇の尊號を上るも、猶萬機は御親裁あらせられたり、是ぞ院政の端緒なり、愚管抄に、世の末の大なる變りめは、後三條院の世の末に、偏に臣下のまゝ、攝籙の臣世をとりて、内裏は其さかひにて、おはしまさん事、末代に、人の心はたしかならず、脱履の後ち、太上天皇とて、政をせぬ習こそ、惡敷事也と思召器中このまへ君は若くて、幼主勝にて、政器中しらせ給ふは、聞へず器中宇治殿など、多く私有所とこそ御覽じけめ、太上天皇にて世をしらん、當今猶若年にてこそ、あらんずればと思召器中無程位をりさせ給ひて、延久四年十二月八日御讓位有て、同五年二月廿日住吉詣として、陽明門院ぐしまゐらせて、關白御供して、天王寺八幡などへ、なりめぐらせ給ひとあり、今鏡に、此の帝世をしらせ給ひてのち、世の中治まりて、今にいたるま

て、其なごり、院政になん侍る、たけき御心におはしましながら、又なさけ多くぞおはしましける、とあり、偕是より猶御決行の事多かるべきに、五年四月御惱に罹り、廿一日御落傍、御法諱金剛行、五月七日崩御、寶算四十、十七日神樂岡南原に葬り奉る、今鏡に御事蹟の一斑を、

世を治め給ふ事、昔かしこき御世にも耻ず器中御身の才は、やんことなき博士どもにもまさらせ給へり、東宮におはしましける時、匡房中納言、まだ下臈に侍りけるに、世を恨みて、山の中に入れて、世にも交らずなど申ければ、經任の中納言と申し人の器中然あらば、世のため身のため、口惜がるべしと、いさめければ、宇治のおほきおと、心得ず思したりけれど、東宮に参り、匡房が侍りければ、宮も喜ばせ給ひて、聽て殿上して、人のよそひなど、衣冠かりて、ふたに版も着きにける、偕よる畫文の道の、御ともにてなん器中位に即かせ給ふ始めに、つかさもなくて、五位の藏人になりたれば、藏人の式部大夫とてなん、あきたるにしたがひて、中務少輔にぞなり侍り器中佛の道も、それよりぞ、まことしき道は、おこれる事多く器中圓宗寺の二會の講師器中山、三井寺、才高き僧など、位高くのぼり器中又日吉の行幸は、じめてせさせ給ひ器中

萬づの事、昔にも耻ず行はせ給ひて、山の嵐枝もならさぬ御世なれば、雲井にて千歳をも、過くさせ給ふべかりしを、世の中さだまりて、心安くや思しけん中世を治め給ふも、煩ひ多く、今少し、おりの帝とて、御心のまゝにとや、思召しけん、位におはします事四年ありて、白河の帝中に譲り申させ給ひき、御母女院、御むすめ一品の宮聰子など、具したてまつらせ給ひて、住の江まうてせさせ給ふとて、住よしの神もうれしと思ふらんむなしき船をさしてきたれば、とよませ給へる中おりの帝にて、久敷もおはしまさば、いかばかり、めて度も侍るべかりしに、次の年かくれさせ給ひ中むかしみこの宮東宮に、おはしまし、時より、法の道をも、深く知らしめされ中勝範座主中参り給へりけるに、眞言止觀兼學びたらん僧の、俗のみも、心えたらん一人、たてまつれ中と仰られければ、顯密かねたるは、常の事にて、數多侍り、からの文の心、しりたる者こそ、有がたく侍れ、さるにても尋ねて申侍らんとて中藥智といふ僧をぞ、奉られけるに、わざと取つくるひて、車なども借されざりけるにや、かり袴に馬にのりたる僧の、座主のもとよりとて、参りたりければ、召よせて、御簾ごしに、たいめさせ給ひ中蒔繪の御視の函のふたに、止觀の一の

卷をおきて、差出させ給ひて、讀せて問はせ給ひければ、明らかに聞かせ参らせけり、眞言の事は、文はなくて、唯問はせ給ひければ、事の有様申述などしけり、其後俗の文のことを、仰られければ、法文にあはせつゝ、それもあへしらひ申けり中さて又仰られけるは、御祈など中たゞ心にかけて、行ひのついでに、祈りて、穩かに保たん事を、心にかくべき也とぞ、の給せける中東宮におはしましける時、世のへだて多く、おはしましければ、危く思しけるに、檢非違使の別當にて、經成中直衣かしはせに柏夾かしはせ(冠の纓を卷たるなり)にて、やなくひ負て、中門の廊に居たりける日は、いかなる事の出来ぬるぞとて、宮のうちの女房より始て、隠れ騒ぎけるとかや、是にて東宮の常に廢されんかと、危惧ありしを察せらる、おはしましける所は、二條東洞院なりければ、そのわたりを、いくさの打廻りて、つゝみたりければ中東宮も御直衣たてまつり、などして、御用意ありけるに、別當檢非違使召て、をかしの者は、召捕たりやと問ければ、既にめして侍りと、いひければ中罷出られけれ、重くあやまちける者、おはします近きあたりに、籠りあたりければ、うちつゝみたりけるに、もし東宮に逃げ入る事もや、あるとて、参りたりけり、か様にのみ、危ふまれ給ひて、東宮も、捨

られや、せさせ給はんずらんと、思しけるに、殿上人にて、右衛門權佐ゆきちかと、聞えし人の、相よくする覺ありて、いかにも、天の下しろしめすべき由、申ける甲斐ありて、かくならひなくぞ、おはしまし、此帝の御母陽明門院と申は、三條院の御むすめなり、後朱雀院東宮の御時より、御息所におはしまして、この帝をば、廿二にて生み奉らせ中長元十年二月三日、皇后宮に立給ふ、御とし廿五、其時江侍從中紫の雲のよそなる身なれどもたつときくこそうれしかりけれ、となんよめりける、寛德二年七月廿一日、御ぐしあろさせ給ふ中此女院の御母、皇太后宮妍子と申は、御堂の入道殿第二の御むすめなり

白河院は、後三條院第一皇子、御母は贈皇后宮藤原茂子、權大納言能信の女、實は閑院中納言藤原公成の女、能信の室は公成の妹なり、延久四年十二月廿九日、大極殿に御即位、實算二十、三條院第二皇子實仁親王立て、皇太子となす、關白藤原教通、左大臣師實、右大臣源師房、内大臣信長舊の如し、明年承保と改元す、明年教通薨ず、今鏡に、大臣の位にて五十五年、おはしましき、治曆四年四月十七日、後冷泉院の御時、兄の宇治殿の御譲りによりて、關白にならせ給ひき、七十三の御年にやありけん、帝程なくかは

りゐさせ給ひて、後三條院の代はじめの關白、やがて中延久二年三月に太政大臣にのぼらせ給ふ、承保二年九月廿五日にぞうせ給ひにし、御年八十、依て左大臣師實を關白となす、時に年三十二、其養女賢子皇后宮にましませど、往昔の如く外戚の權勢としては、更になく、万機は後三條天皇の如く、悉く宸斷に出づれば、關白は單に員に備はるのみにて、政局は師房、匡房等、先帝御代御信任の人々の輔翼し奉る所たり、承暦元年師房薨ず、尋て大納言俊家を右大臣、内大臣信長を太政大臣、二人は教通の子、能信の子、能長を内大臣となす、永暦二年俊家能長相繼て薨ず、尋て師實左大臣を辭す、依て源俊房を左大臣に、顯房を右大臣に陞せ、二人は師房の子、師實の子、師道を内大臣となす、此顯房は即ち皇后宮の實父にて、兄弟相並びて左右大臣となり、加るに主上嘗て御夢に、藤原顯頼に御手を引れて、夜行すと御覽ありしとて、特に顯頼父子を御眷遇ありて、其父顯隆は中納言として、昵近し奉り、世人竊かに夜の關白と綽名せり、以て其權勢を察すべし。

第六十四節 御事略付御脱履

今鏡に「この帝は、御心ばへ、たけくも、やさしくも、おはしましけるさまは、後三條院にぞ、似たてまつらせ給へり」中此御時ぞ、昔のあとを起させ給ふ事は多く侍りしとあり、以て一斑を察すべし、されば人に官位を授け給ふにも、深く叡慮を用ゐられたり、其一二は、修理大夫藤原顯季とて、世に時めくより、文章博士敦光之に勸めて、公何故に參議を望み給はざる、凡任參議は、格例七條あり、其中に、三位以上の人、又五ヶ國の治績ある國守人、の二條ありて、公は此二條に適合せりと、いひければ、實にも同心して、聽て參議の缺員あるに依り、競望の由内奏しけるに、天皇は、それも物書うへの筆跡に達せる事なりと、仰られしかば、顯季も畏伏して止みたり、又顯頼を藏人の弁官に舉んと、思されしかば、父の顯隆に、此由を御内示ありて、詩を作らては、弁にはなし難くと、仰ければ、驚きて詩作を習ひたり、借顯頼五位の藏人となりて、御覺めてたかりしが、或時除目の目錄を奏覽しけるに、天皇叡覽まし、聽て之を寸々に裂きて、捨させ給ひしかば、顯頼恐入て、御前を退き、直ちに父の中納言顯隆に、斯と申ければ、是も驚きて、其草案を改め見しに、攝津國衙の公文、未だ大外記の勘申せざるを、誤りて記入したる故なり、又或時御祈りの賞行はんと、思されしに、單に布施のみにて

も、如何なれば、阿闍梨に補せんかと思されしかど、其寺の例ともなりなば、先蹤なき事なれば、是亦如何なりと思して、顯頼に御諮詢ありしに、顯頼、左候は、唯其日阿闍梨の宣旨を賜ひて、後例を止め給は、然るべからんと奏したれば、其如く、一日阿闍梨の宣旨を下されたり、其嚴格拜察すべし、されば應保二年、京師辻毎に寶倉鳥居等を造立し、福德神又は長福神或は白米神など、書たる額を掲げ、上下老幼群をなし、盃酒を供して遊飲す、依て檢非違使を派して、悉く之を毀たしむ、殊に皇統を重んじ給ひ、三條帝の皇子、仁和寺性信親王、二品に叙す、皇子御薙髮後の叙品、之を始めとす、後康和元年、第三皇子覺行、仁和寺に御入室に際し、先づ二品親王宣下あり、之を法親王(入道親王とも)の始とす、爾後例となる、又御技能の一斑は、今鏡に「御弓なども、上手にて、おはしましけるにや、池の鳥を射たりしかば、故院のむつがらせ給ひし中和歌をも重くせさせ給ひて、位にても、後拾遺あつめさせ給ふ、院の後も金葉集えらばせ給へり、いつれにも御製ども多く侍る」此後拾遺集は、藤原通俊勅を奉じて撰ず、應徳三年奏上せり、宇治拾遺物語に、

今は昔治部卿通俊卿、後拾遺を撰ばれける時、秦兼久行向ひて中治部卿出居て物

語して、いかなる歌かよみたと、いはれければ、はか／＼しき歌候はず、後三條院かくれさせ給ひて後圓宗寺に参りて候ひしに、花の句ひは、昔に變らず侍りしかば、仕うまつりて、候ひしなりとて、去年見しに色もかはらず、咲にけり花こそ物は思はざりけれ、とこそ仕りて候ひしがと、いひければ、通俊卿、よろしくよみたり、但しけれ、けり、ける、などいふことは、いとしもなき、能くもなき、詞なり、それはさる事にて、花こそといふ文字こそ、女の童などの、しつべけれとて、いとも譽られざりければ、中此殿は、大かた、歌の有様しり給はぬにこそ、かゝる人の撰集うけ給はりておはするは、浅猿しき事かな、四條の大納言(公任)の歌に、春きてぞ人も問ひける山里は、花こそ宿の主じなりけれ、と詠み給へるは、めて度歌とて、世の人口にのりて申めるは、中同じさまなるに、いかなれば四條の大納言のは、めてたく、兼久のは、わろかるべきぞ、かゝる人の撰集うけ給りて、撰ひ給ふ、あさましき事なりといひて出にけり、侍通俊の許へ行て、兼久こそ、かう／＼申て出ぬれと語りければ、治部卿うちうなづきて、さりけり／＼、物な云ぞとはいはれける

などありて、當時既に其杜撰を譏しられたるは、大納言源經信當時の歌仙も、難後拾

遣を著したるにても、知るべし、さればこそ、天皇にも御不満に、や思しけん、御一代兩度の撰集は、絶て例なき事乍ら、堀河天皇天治二年(白河の院政中)左京大夫源俊賴(經信の子)に勅して、撰せしめ給ふ、是則金葉和歌集なり、又今鏡に、

承保三年十月廿四日、大井川に御幸させ給ひて、嵯峨野に遊ばせ給ひ、御狩などせさせ給ふ、其度の御歌、大井川ふるき流れを尋ねきてあらしの山の紅葉をぞ見るなど、よませ給へる、中承暦二年四月廿八日、殿上の歌合せさせ給ふ、判者は六條の右のおとと(顯房)皇后宮大夫と申し時、中歌人ども時にあひ、よき歌も侍る、中儀式など、中ゑもいはぬ事にて、天徳村上帝歌合、承暦歌合をこそは、むねとある歌合には、世の末まで、思ひて侍るなれ、又から國の歌をも、もてあそばせ給ひり、朗詠集に入りたる詩の、残りの句を、四韻ながら尋ね具させ給ふ事も、思召よりて、匡房の中納言なん集められ侍りける、其中に、さ月の蟬の聲は、何の秋を送るとかやいふ、詩の残りの句を得尋ね出さゞりける程に、中仁和寺の宮なりける、手本の中に、誠の詩いできたりける、中又本朝秀句と申なる、文の後しつがせ給ふ、中法性寺入道大臣忠通に、えらばせ、中此文の名は續本朝秀句と申、略下

斯く政務も嚴肅に、文雅にも優に御座すは、御天資の然らしむる所とは申せ、一は輔導其人あるにも依りしなるべし、既に内大臣欠官となりしが、大納言源俊房、其弟大納言左大將顯房の二人あり、俊房は才學高く、且兄なれば當然之に任ずべきも、弟顯房は、皇后宮の御實父におはせば、之にも思せど、弟を以て兄を越させなば、兄弟不和ともなりて、朝家の御爲め、然るべからずと思され、匡房に斯くと仰られしに、匡房は、堀河の大納言(俊房)にと申せしかば、天皇、弟なれども顯房は、皇后の父にて、此度大臣にならずば、出家せんといふ、其上他に二人の上臈大納言あり、是らも大臣を望むといへば、是も捨難しと、仰られしに、匡房、任大臣は、必ず一、二の順に依るべきに非ず、殊に國司を歴たる人の、任大臣如何あらんと申ければ、天皇、菅原道眞は、讃岐守をかけたりと、仰あるを、匡房、博士は別の事に候、又才學高き兄を、大臣になし給はんに出家する弟あるべからずと、遮て申せしかば、俊房を大臣に陞せたり、此一事にても其一端は何はる、然るに應徳元年皇后宮崩御あり、今鏡に、延久三年三月九日、御とし十五にて、白河院東宮におはしまし、御息所にまいらせ給へり、同五年七月廿三日女御ときこえ給ひて中、承保元年六月廿日、后に立ち給ふ中、三年、四月五日、都芳門院(媯

子内親王)うまれさせ給ひて、其のち二條の太后の宮令子内親王(生み奉らせ給へり御年廿三にて此帝(堀河)は生み奉らせ給へり、應徳元年九月廿三日、三條の内裏にてかくれさせ給へり、御年廿八とぞ聞え給ひし略中、悲しさとふべき方なし、まだ三十だに足らせ給はぬに、多くの宮たち生みおきたてまつり給ひて、上の御覺類ひもおはしまさぬに、はかなくかくれさせ給ひぬれば、世の中、かきくらしたるやうなり、白河の帝は、位の御時なれば、廢朝とて、三日は、日の御座のみすも、あげられず、世の政事もなく、歎かせ給ふ事、から國の李夫人、揚貴妃などの類ひになん、聞え侍りし、御歎きの餘りに、多くの御堂御佛をぞ作りて、とふらひ奉らせ給ひし、比叡の山の麓に、圓徳院ときこゆる、御堂の御願文に、匡房中納言の、七夕の深き契りに因て、驪山の雲に悵望する事勿れとぞ書て侍る、斯く御悲歎の中に、明年十一月皇太子も薨御ありしかば、御悲歎の餘りにや、明年十一月第二皇子に御讓位ありて、やがて太上天皇の尊號あり、嘉保三年八月十日、御落飾御法諱融觀大治四年七月七日、三條烏丸の第に於て崩御、寶算七十七神樂岡の山陵に葬り奉る。

第八章 院政

第六十五節 異例の立后

堀河院は先帝第二皇子(第一は御早世)承暦三年七月九日降誕、御母は皇后賢子、十一月親王宣下、永保三年二月九日御着袴、應徳三年十一月廿六日御受禪、時に寶算八、二月十九日太極殿に御即位、關白藤原師實を攝政となす、然れども万機上皇御親裁あるを以て、單に空位に過ぎりし、左大臣源俊房、右大臣源顯房、内大臣藤原師通、故の如し、明年寛治と改元す、同三年正月五日御元服、寶算十一、時に御母薨御の後なるを以て、上皇第一皇女媞子内親王を以て、擬母儀となす、依て都芳門院と號し奉る、皇女の門院、之を始めとす、寛治七年三月元の賀茂の齋院篤子内親王を入れて、女御となし、尋て中宮に立て給ふ、時に天皇寶算十五、中宮は廿四におはしたり、篤子内親王は後三條第四の皇女なり、今鏡に、この御時に、御息所は、これかれ定められ給へりけれども、御叔母の、前齋院ぞ、女御に參り給ひて、中宮にたち給ひし、殊の外の御よはひな

れど、幼くより、類ひなく見とり奉らせ給ひて、たゞ四の宮をとかや、思せりければにや侍りけん、參らせ給ひける夜も中御車にもたてまつらざりければ、曉近くなるまでぞ、心もとなく侍りけるとありて、上古は、格別として、此近代に於ては、御姉を以て母儀に擬し、且年長なる御叔母を、立后などは、異例の事なり、尋て權大納言藤原實季の女茨子を入れて、女御となす、鳥羽帝の御母、茲に至り、藤氏代々の例たる、女御入内は中絶せり、蓋し皆藤氏の權勢滅殺の爲めに、畏くも斯る不倫の御事ありしなり、されば入内に御車だも奉らずとあれば、師通父子不快の餘り一向に取合はざりしならん、右の如く御讓位はあらせられしも、上皇は猶舊の如く万機を御親裁あり、今鏡に、位におはします事十四年中卅四にて位ありさせ給ひて、のち七十七までおはしまししかば、五十六年國の政をさせ給へり中さきの御なごりにて、一の人(關白)の我儘に行ひ給ふも、おはせねば、若くより世をしらせ給ひて、院の後は堀河院、鳥羽院、讃岐院、御子、うまご、ひゝご、打續き三代の帝の御世、法皇の御まつりごとのまゝ也、かく久しく世をしらせ給ふ事は、昔も類ひなき御有様なり、神皇正統記に、ありぬ上皇にて世をしらせ給ふ事、昔しはなかりし也中此御代には、院にて政をきかせ給へ

ば、執柄はたゞ職にそなはりたるばかりになりぬ中宣旨官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、此御時より院宣、應の御下文を、おもくせられしによりて、在位の又位にそなはり給へるばかりなり、世の末になれるすがたなるべきにや、又、城南の鳥羽と云所に、離宮を立て、土木の大いなるいとなみ有き、昔しはありあの君は、朱雀院にまします中又冷然院にも中おはしけるに、かの所々には、すませ給はず、白河より、後には鳥羽殿をもちて、上皇御座の本所と定められにけり中院中の禮など云事も、是よりぞ定まりけるなどありて、實に空前の御事なり、是よりして論旨官符等も、單に儀式にのみ用ゐられ、万機は院宣如此悉之以狀と、院中藏人の奉書を以て執行あり、依て之を院宣といひ、上皇の親裁を院政と稱へたり。

第六十六節 上皇の堂塔建立

今鏡に、ゆゑしく、事々しきさまにぞ、好ませ給ひける、白河の御寺(法勝寺)も、勝れて大きに、八面このこし(九層)の塔など建てさせ給ひ、百體の御佛など、常は供養せさせ給ふ、百臺の御燈を一度にほどなくぞ、そなふる風流、思召よりて、前裁のあなたに、物

の具藏し置て、預り百人めして、一度に奉らせ給ひけるに、事行ひける人、心も得て、少々、まつ燈しなど、したりけるをも、むづからせ給ひて、更に一度に、ともされなどせられ中鳥羽なども、廣くこめて、さまざま、池山など、こぢたくせさせ給へり、後三條院は五壇御修法せさせ給ひても、國やそこなはれぬらんなど、費用の多額仰られ、圓宗寺もこぢたく造らせ給はず中白河の帝は中御歎きの(皇后の崩御)あまりに多くの御堂御佛をぞ作り中飯室に勝樂院とて御堂作りて、又の年(寛治二)の二月に供養をせさせ中八月には法勝寺の内に、常行堂つくらせ中醍醐にも圓光院とて、供養せさせ給へりとありて、其初めは、専ら皇后冥福の御爲めなりしも、遂には御自身の御物數奇に出給へり、其重なる一二は、百練抄に、法皇三條鳥丸の御所新造播磨守□□、白河三重塔、隱岐守顯長造進、室所殿新造泉殿と號す顯隆卿造進、春日殿伊豫守基隆造進、白河五重塔、但馬守敦兼造進、白河御堂百體愛染明王供養、伴堂伊豆守盛親造進、高野堂供養、越中守公能造進、賀茂御祖塔、播磨守家保造進などありて、何れも大治元年より二三年間の事なり、此某守造進とあるは、其人に課して、其國司の公廨、即ち得分にて造進せしむるにて、其人は其功に依て、重任を命ぜられし上に、位階を陞せ給ふ

なり、されば此時國司の重任は、數多出來たる中には、國司ならざる人も、自ら内請して、國司に赴任し、依て御所若くは堂塔を作り進らせ、其功に依て重任もし、且は加階もして、家聲を揚んと欲する輩もありて、爲めに國司重任の期滿たざるに、更に新國司を任じ、或は父子同時に、一國司に任ぜられたる如き、失態もありたり、斯る情勢なれば、其國司らの中には、眞に公麻のみならず、人民に臨時の課役をかけし輩も、少からずして、地方經濟の混雜を來し、後三條帝の庄園御整理も、遂に其効を見ざるに至る、されば藤原爲忠といふ人、度々造進の功にて、正四位下まで昇進せしかば、左京大夫顯輔が、爲忠を大夫の大工なるべし、二條の大宮造りても加階し、その御堂造りても、又院の御所造りても加階す、と嘲笑せりと、殊に上皇遊幸を好ませ給ひ、高野に四度熊野に八度幸させ給ひしは、御歷代中に絶無の事たり、其他京師及び近郷の御遊幸は推て知るべし、又筆翰にも御堪能にて、金泥の一切經御書寫あらせ給ひしは、僧侶と雖も未曾有なり、御晩年には佛法御歸依の餘り、天治元年六月、諸國に勅して兼漁を禁斷し、網を京師に召寄せて、先づ紀伊國より收めたる網を、院御所の前に於て焼捨られ、尋て諸國より收めたる網五千餘張を弃られ、宇治桂川等の鵜飼を禁じ

て、其鵜を放たしめ、禁中を始め鷹等も亦同じ、唯神領に於て、神供の爲めに漁網を免すのみ、今鏡に、生きとし生けるもの、命を、すくはせ給ひて、かくれさせ給ふ、崩御まておはしき、阜月フツキのさやまに、ともしする賤のを、獵師もなく、秋の夕くれ、浦に釣する蟹カニも絶えにき、おのづから網など持たる、あまの宮屋もあれば、取出して、たく繩の残りもなく、煙りとなりぬ、持たる主は、いひしらぬめども、みて罪をかうふる事數なし、中殿上の臺盤なども、六齋にかはる事なかりけり、又上皇俗伎田樂を好ませられ、折々之を御覽あり、禁中院中爲めに、漸く卑俗の風に移る、百練抄永長元年七月十二日條に、殿上侍臣有田樂之事、凡近日上下所々、莫不翫田樂、禁裡仙洞、無他營侍臣侍傳、至庶官預此事、とありて、衣冠縉紳の士にして、此俗伎を演ずるに至る、蓋し是らの弊政は、大江匡房等の如き、輔導の賢臣、漸く世を去りたるに因れるなり。

第六十七節 後三年の役

後冷泉天皇康平年間陸奥の豪族安倍頼時の亂に、出羽の豪清原武則、陸奥守源頼義を援け、功を以て鎮守府將軍となり、安倍氏の邑を並有して、勢聲奥羽二州に冠たり、

其子に武衡、家衡(或は云家衡は武則の孫と)其族に藤原清衡あり、皆勇を近隣に振ふ、會々源義家陸奥守として入部せしに、清衡之を迎接して慰勸を盡せしも、武衡家衡は出羽仙北金澤の柵に據りて來り謁せず、こは是より先き武衡同國の藤原實清といふ者に河内國の庄園を掠められしを以て、之と相争ひしが、武衡は遙か出羽國に在るに、實清は京師に居りたれば、陸奥守たる義家に取入て遂に我有となせしより、武衡ら義家を恨みて斯無禮に及びしと、一は此時武衡其族吉彦秀武と隙ありて亂を構ふを以てなり、義家之を聞き、先づ諭して兵を止めしめんと、武衡家衡を國府に召すに、家衡欺き殺したりと誤り、又命を奉ぜず、益柵を修めて戰備をなす、寛治四年義家遊獵に托して、出羽に入んとせしに、樵夫あり、家衡衆を率ゐて、險に要撃せんとすと告ぐ、義家乃ち國府に歸る、時に武衡陸奥より歸り來り、此狀を見て、大に家衡の處置を賞し、八幡太郎をして、逃け歸らしめしは、實に我家の光榮なり、往年彼父頼義安倍頼時を征討するに當り、屢々敗戦して、遂に我家の援助に依て、僅かに功を奏せるのみ、今義家亦右の如く、兵寡く恐るゝに足らずと、茲に於て、又國司の命に従はずして、共に金澤の柵に據る、奥羽の諸豪之を聞て、或は來りて武衡に屬するあり、或は

其邑に據りて、國司に對捍する等、其橫暴至らざるなし、義家大に怒り、自ら兵に將として、之を征せしも勝たず、時又寒天に向ふを以て、軍を旋し、且戰に功なきは、征討の官符なきを以てなりと、之を奏請せしも、朝廷之を私闘に加擔するものとして、許さず、時に義家の弟義光、檢非違使右兵衛尉として、禁中に在番せしが、之を聞て大に驚き、陸奥に下り、兄の軍に参加せんと内奏せしに、朝廷又私闘の加擔として、允るさず、依て義光、禁中より付與されたる、弓の弦袋を脱して、之を曹司に差置き、窈かに番所を出て、陸奥に馳下る、此時に豊原時元、義光に追隨して、關東に下り、遂に相模國足柄山に於て笙の秘曲を傳へられたりと、諸書に見え、世に聞えたる話なれど、今鏡には、右大臣雅定中笙の笛などすぐれ給へり、まじり應とは、からの竹日本の竹の中に、すぐれたる音なるを撰中時元が兄にて時忠といひしも、作り傳へ侍る中時忠は、刑部丞義光といひし、源氏のむさ(武者)の好み侍りしに、教へて、その笛を、元よりとりこめて、侍りける程に、義光あづまの方へまかりけるに、時忠も、いかでか、年頃のほい(本意)に、送り申さらんとて、はるくと行きけるを、此笛の事を、思ふにやとや心得けん、我身は、いかでも有りなん、道の人にて、この笛をいかでか傳へざらんとて、返した

びたりければ、それよりこそ、暇請ひてかへりのぼりにけれ。此書に據れば、時元が兄時忠がまじり鷹といふ、名管の返戻を求むるが爲めに、又時元が秘曲相傳の事を、同書に、時元若かりける時、武能といひて、えならず笛調ぶる、道のものありけるが、年たけて、よる道たどくしきに、時元手をひきつゝ、まかりければ、いとうれしく思ひて、えならず調ぶるやうども、傳へて侍りければにや、いと殊なる音ある笛になん侍るとあれば、右の二説を混同して、足柄山に大食調の入調相傳の話を、作り出せしなるべし。倍義光陸奥に至れば、義家大に悦び、我汝を見る、猶先公を見るが如しと、感泣せり。既に京師より義光馳下る程なれば、頼信以來源家の被官となりたる、阪東の勇士等馳参じてければ、自ら將として、再び出羽に發向せしが、一勝一敗、輒く捷を得ず、義家將士を激勵せん爲め、其食を傳ふに、甲乙の二座に分け、以て勇怯を別けたれば、將士競争するに依て、兵氣甚震ふ、既にして家衡の黨、吉彦秀武來り降る、彼れ義家に説て、曠日持久して、敵柵の糧食を費消せしめば、勢ひ窮りて、來り降らんと、義家之を可とし、長圍を築き敢て戰はず、武衡ら屢々戰ひを挑むも、義家固守して應ぜず、柵中果して糧漸く盡んとす、依て羸兵を出して、降らしむ、義家悉く之を斬らしむ、尋て老

幼婦女を出して降らしむ、又之を斬らしむ、柵中彌窮し、糧食殆ど盡く、武衡ら使を義光の陣に遣して、降を乞ふ、亦許さず、一夜天寒將士甚だ苦しむ、義家令して、營を毀ち之を燒きて、暖を取らしむ、天明の頃、敵柵中に火起り、炎燄天に漲る、義家急に令し、鼓躁して之に迫り、斬獲算なし、家衡遁れ、武衡池水の藻中に潜匿す、遂に之を捕ふ、義家之を誚めて曰く、汝が父、先公に従て功を樹つ、先公爲めに奏して、朝賞を忝うせしむ、然るに今汝、其徳を忘れ、反りて我に仇す、且前日汝人をして、誘言せしめて曰く、我先公汝が父に名簿を納れて、臣従の禮を執れりと、名簿今何くに在ると、武衡俯伏敢て答へず、切に哀を請ふ、義光降る者は赦して、人心を安んずべしといふ、義家肯んぜず、過ちを悔み來り降る、往年の安倍宗任の如き、宜敷赦すべし、武衡は然らず、擒へられて活を求るにて、降に非るなりと、命じて其黨藤原千任らと、合て之を斬る、尋て縣小次郎次任、家衡の奴僕に扮して遁るを、射殺して首級を義家に致し、茲に於て奥羽全く鎮定す、義家乃ち藤原清衡を留守せしめ、國衙に凱旋し、武衡らの首を京師に傳へ、凱旋せんと、官符を奏請せしに、朝廷私闘なりとして、之を允さず、且宣旨を五畿七道に下して、前陸奥守義家、兵を隨へて入京し、且百姓田畠の公驗を、義家に寄するを停

む、件の由は藤原實清、清原武衡と、河内國領所を相論するに當り、義家其弟義綱と、兩方を舉推して、威を争ふの間、攻伐を企て、天下の騷動是より太しきはなしと、令されたり、茲に於て、身命を捨てて従軍したる輩、朝賞は勿論、反りて亂民と同一視されれば、其失望思ふべし、是よりして、阪東の勇丁らは憤恨の餘り、遂に義家在るを知て朝廷在るを知らざる如く成行き、自然と阪東は、源氏立脚の地盤として、彌堅固となれり、頼朝の霸業、輒く成就せるの基礎は、全く此役に於て固成せり、此亂寛治三年に起り、同五年に終る、依て康平の役と對比して、後三年の役といふ。

第六十八節 南都北嶺の僧亂

南都興福寺は、藤氏の氏寺として、攝關家の尊崇する所、北嶺比叡山は、鎮護國家の勸願所として、朝廷の御尊崇ある所、此點よりすれば、二寺の優劣、元より判然たるが如しと雖も、興福寺は、平城京の時、夙に勸願所たると、代々攝關家に接近せるより、朝廷の都合といひ、庄園のヶ所といひ、北嶺を凌ぎつるより、北嶺の僧徒ら、之に打勝んと、既に後冷泉帝の御時、彼らの中に、慈覺、智證の二法流の軋轢とは申せ、勅使を追返す

如き、亂暴を敢てなしたるは、亦自家の勢力を、世に示せるにて、彼二寺は、常に冥々の中に、勢力競争ともいふ如き、惡風漸次伏在しつゝ、ありしに、後三條帝延久三年に、祇園社別當讓補の事に付て、山僧ら千餘人、或は經卷を捧げ、或は甲冑を帶して、感神院に、群參しけるを以て、朝廷、武士を派して、其亂暴を防がしめしが、於社轉經之後、無故歸、山喚叫之聲滿天と、噉訴記にあれば、其暴狀察せらる、蓋し山法師京師亂入の初めなるべし、然るに上皇御代、永保元年六月九日、山法師ら數百人、園城寺に寄押せ、寺塔坊舎に放火し、拂地爲灰燼と、噉訴記にあり、こは四月日吉祭祭の時、神供及び役夫等、園城寺の爲めに妨げられたる、返報なりといふは、表面の言立にて、内實は、白河院、園城寺に、戒壇勅許の繪旨を賜れりとの訛傳より、山僧が蜂起して、斯る暴行に及びしにて、南都北嶺内部の紛争は、是に至り大破裂となりしにて、九月十四日、園城寺の僧ら、北嶺に向ひ、合戦して利あらず、十五日、北嶺の僧ら、又三井寺に向ひ、前月殘る所の寺塔坊舎を燒拂たり、偕戒壇の事は、愚管抄に、白河法皇御位の後、この賢子中宮に、いかで皇子を生せ給ふべきと、深く思召て、時にとりて、三井の門徒の中に、頼豪あざりと云、尊き僧有ければ、この御祈りを仰付て、成就したらば、勸賞は申さんまゝにと、仰

られけるに、心を盡して祈り申ける程に、思召まゝに、皇子は、生み參らせられたりければ、頼豪悦で、この勸賞に、三井に戒壇を立て、多年の本望を遂んと申ければ、こはいかに、かやうの勸賞とやは、思召べき、一度に僧正ならんとも、云様な事こそあれ、是は山門の衆徒訴申て、兩門徒の争、佛法滅盡のしるしをば、いかてか行はんとて、勸許なかりければ、頼豪之を意恨に思ひ、持佛堂に籠り入れば、大江匡房を遣されて、仰下さる旨ありしかど、頼豪不聞して、遂に狂死して、皇子も亦薨ず、依て天台座主良真に此事を仰て祈らしめしに、堀川、鳥羽の二皇子生る、此事を、戒壇勸許と誤聞したると初め淳和帝の時、天台座主義真(智證)寂す、私しに座主職を、圓仁(慈覺)の弟子圓修に讓る、義真の弟子之に服せず、是より兩派相争ひ、後ち義真の徒多く三井に入る、後朱雀帝の時、長曆五年三井の明尊天台座主となる、山徒服せず、兩派の軋轢遂に最上點に達せしにて、此時朝廷は、此暴行の原由を檢按して、一刀兩斷の裁決あるべきに、迷信の世態とて、佛徒を重んずるより、さる事もなかりしかば、彼ら彌々暴虐に募りたり、此年十月十四日、天皇、八幡行幸にも、彼惡僧ら、万一の妨害を慮り、源義家以下、多くの武士を鳳輦の前後に供奉せしめたり、是より北嶺の惡僧ら増長して、嘉保二年に美

濃守源義綱、日吉の神人を殺すといふを以て、山僧ら神輿を奉じて、内裏に嗷訴す、守衛中務少丞源頼治、之を防ぎ、矢を放ちて神人を殺せるより、山僧ら神輿を捨て歸山し、直ちに満山の僧を會し五壇の大法を修して、國家を咒咀す、朝廷大に恐れ、祇園神人に諭して、神輿を歸山せしむ、南都の惡僧ら之を見て、いかて默視すべき、興福寺の僧ら、春日の神民を率ゐ、神木に鉾鏡鈴等を捧け持て、勸學院に押寄せ、近江守爲家、春日の神民を、擅まに捕殺せりと嗷訴す、依て藤氏の大員納言を始め、悉く關白師通の第に集り、事由を上皇に奏して、爲家を土佐國に配流し、其他縁坐の輩解任等に處したり、同二年、山僧ら太宰權帥藤原季仲、八幡別當光清に同意し、竈神の神輿を射危ぶめ、日吉の神人を射殺したりと訴へ、尋て祇園神人ら檢非違使、中原範政の隨兵ら、御靈會修行を制止すとて、神人を殺傷せりと訴ふ、既にして祇園日吉の神人ら、山僧と共に、日吉神輿を奉じて、内裏陽明門に押寄せ、季仲、範政、光清らの斷罪、遅々の由を嗷訴す、依て朝廷、光清らを罪せんとするに當り、八幡神人ら、待賢門に押寄せて、光清罪なき由を嗷訴す、然れども、朝廷、光清が神宮寺の司を止むに、決定せる由を聞くより、更に八幡の神輿を奉じて、入洛せんと、神輿を舞殿に遷す由、聞えしかば、朝廷、其請を

允して問はず、唯季仲を常陸に流し、其子刑部少輔懷季、少納言實明らを解官して、事熄みたり。是より南都北嶺の惡僧ら、何ぞといへば神木神輿を奉じて、朝廷に嗾訴する事頻繁なり。されど南都は途遠ければ、往々之を途中より諭して、歸らしめしも、北嶺はやゝともすれば、下山して、朝廷を脅かせしより、上皇も、天下の事、朕が意の如くならざるは、山法師、鴨河の水、双六の采のみと、御慨歎あらせられたり。

第六十九節 天皇の御事蹟付關白の讓補

前述の如く、万機は上皇の御決行なれば、天皇は垂拱して、其成るを御覽あるなれど、寛治四年七月、御夢想の事あるを以て、賀茂下上社へ、不輸田六百餘丁を御供田として、寄せ給へり。こは神税不足に依て、日供の御膳に差支へたりと、夢に御覽ありたるに依れりと、依て諸國に賀茂御厨を分置して、年の豊凶に關せず、日供を欠さざる爲めなり。されど何か特殊の御願ありて、此事ありしならんも、蓋し中宮は、元の賀茂齋院にましませば、内奏せるにもあらんか、但し是より先き、熊野山に、紀伊國二郡の田畠百餘丁を寄せ給ひしは、上皇の御計ひなり、されば平素の御事を、今鏡に、

この帝、御心ばへ、あてにやさしくおはしまし中其中に、笛をすぐれて吹かせ給ひて、朝夕に御遊あれば、中晝曉になるをりもありけり、其御時笛ふき給ふ殿上人も、笛の師など、皆かの御時賜はりたるふみ秘曲の譜などいひて、末の世まで持合れ侍る神樂笛の秘曲は多く、天皇の御作といふ時元といふ笙の笛吹き、御覺にて、夏は御厨子所に、氷めしてたまふ、おのづからなき折中は、涼しき御扇なりとて、たまはせなど、せさせ給ひけり、宗輔のおほきおとと、近衛のすけに、おはしける程など、夜もすがら、御笛ふかせ給ひてぞ、あかさせ給ひける、和歌をも、たぐひなく、よませ給ひて、さつきの頃、つれづれに思召けるにや、歌よむ男女、よみかはさせて御覽じけり、大納言公實、中納言國信など、よりははじめ、俊頼などいふ、中々々も、さまぐのうすやうに、書てやり給ひけり、女は周防の内侍平棟仲の女、四條の宮寛子の筑前、高倉の一宮後朱雀院の皇女祐子内親王の紀伊平經方の女、前齋宮のゆり花、皇后宮の肥後津の君などいふ、所々の女房、我もぐと返しあへり、又女のうらみたる歌よみて、男のがり、やりなとしたる、堀川院の艶書合、群書類從にありとて、末の世まで、とどまりて、よき歌は多く、撰集などに入れる中又時の歌よみ十四人に、百首歌

堀川百首群書類従にあり、各々に奉らせ給ひけり、をとこ、女僧など、歌人皆名あらはれたる人々なり、題は匡房の中納言ぞ、たてまつりける、この世の人、歌よむなかり、上には、それなんせらる中時の人を得させ給へる、誠にさかりなりけり、一の上にて堀河の左のおとと俊房物かく宰相にて通俊、匡房、藏人頭にて季仲あり、昔に耻ぬ世なり、などぞ、仰られける、道々の博士も、すぐれたる人、多かる世になん侍りし

とあり、天皇御好文の一斑を察すべし、されば平安文學と今稱せる、和歌々文等は、躬恒、貫之の古今集に源を發し、茲に至りて其盛を極めたり、神皇正統記にも、此御門和漢の才まし、くけり、殊に管絃、鄧曲、舞樂のかた、あきらかにまします、神樂の曲などは、今の世まで、地下に傳へたるも、此説なりとあり、されば今鏡に、康和四年三月十八日、堀河の帝、鳥羽に行幸中父の法皇の五十の御齡を、よろこび給ふなり、舞人、樂人などは、殿上人、中少將、様々左右のしらべし給ひき、童舞三人、胡飲酒、陵王、納蘇利、なん中其中に、胡飲酒は、源氏の若君、雅定、なん、舞ひ給ひし、袖ふり給ふさま、天童の下りたる様にて、此世の人のしわざともなく、めもあやになん侍りける、其優美思ふべし、明年

第一皇子降誕、本朝正記に、正月十六日丙申、今夜子刻、女御有御産事中一天之歡、何事如之哉、廿五日乙巳、上皇爲令奉見皇子給、御幸于女御殿中途路之間、世爲壯觀中亥刻、女御俄卒去春秋廿八從四位下也一日之哀樂相變、視聽之所、莫不悲歎者、上皇忽又御幸、令奉迎皇子給畢、即ち是年六月親王宣下ありて、八月十七日立て皇太子となす、是より先き、師實關白を辭す、依て其子師通を以て之に代ふ、今鏡に、大二條殿教通のつぎに、一人におはしまし、こそ、御みめもよく、御心ばへも、末榮えさせ給ふとも、すぐれておはしまし中大臣の位にて、四十二年おはしましき、承保二年九月内覽の宣旨かうふり中十五日に關白にならせ給ひき、御とし三十四中嘉保元年三月關白のかせ給ひても、御隨身はもとのやう中康和三年正月廿九日、御ぐしおろさせ給ふ、二月十三日、宇治にてうせ給ふ、御年六十二に、おはしましき、大殿と申、又後の宇治の入道殿とも、又京極殿とも申なるとあり、然るに此時、天皇未だ皇子おはしまさず、故を以て、諸人、窃かに、上皇の異母弟、輔仁親王の、立太子を冀望す、一日師通、上皇に之を諷し奉るに、上皇、萬一天皇御事あらば、朕重祚せんのみと仰られしに、師通、上皇の重祚不可なる由を諫めしかば、是より上皇、師通を疎ませ給ひ、遂に官は内大臣より陞せざりし、輔

仁親王は、上皇と常に不協なりしは、今鏡に、後三條院中第三の御子おはしき、輔仁親王と申き中この御子は、才おはして、詩などつくり給ふ事、むかしの中務の宮兼明親王などのやうに、おはしき、歌よみ給ふ事もすぐれ給へり、圓宗寺の花を見給ひて、植置し君もなき世に年へたる花や我身のたぐひなるらん、とよませ給へる中かやうの御歌ども、奎頭俊頼の撰ひて、たてまつれる、金葉集に、輔仁のみこと、書たりければ、白河院、いかに、こゝに見ん程に、かくは、かきたるぞ、と仰られければ、三の宮とぞ、書たてまつれる、御中らひは、能くも、おはしまさしりしかども、御おとうとなればなるべし、詩など數しらず、めて度侍る也、よろこびもなく、うれへもなし、世上の心、とかや作り給へりけるを、中御堂行法親王中のたまひけるは、うれへこそあれ、との給はせけれど、位には、必しも帝の御子なれど、つぎ給ふ事ならねば、ものしり給へる人は、歎きと思すべからず、かの仁和寺の宮の、利口にこそあれ、何事かは、御望みもあらんとあるにて、其一斑は伺はる、然るに康和元年、師通病に依て關白を辭す、尋て薨ず、今鏡に、永保三年正月廿六日内大臣になり給ふ、御年廿一、嘉保元年三月九日關白にならせ給ふ、御年卅三、その三年正月五日從一位にのぼらせ給ふ、右大臣の上に、つらなる

べき宣旨かうふり給ふ、承德三康和元年六月廿八日御年三十八にて、うせさせ給ひにき、大臣の位にて十七年おはしましき、此大臣御心ばへたけく、姿も御能も、すぐれてなん、おはしましける、御即位などにや侍りけん、匡房の中納言、この殿の御有様を、ほめ中あはれこれ、唐土人に見せ侍らばや、一の人とて、さし出し奉りたらんに、いかにほめ聞えんなどぞ、まのあたり申ける、玄上といふ琵琶を、ひき給ひければ、大きな琵琶の、ちりばかりにぞ、見え侍りける、手などもよくかゝせ給ひけり中三月三日曲水の宴といふ事、六條殿にて、この殿せさせ給ふ中東三條にて、御堂のおと道長せさせ給ひき、その古き跡を、尋ねさせ給ふなるべし、此度の詩の序は、孝言といひしぞかきける、依て、其子大納言忠實を以て、内覽せしむ、百練抄に、康和元年八月廿八日、官中文書、觸左大將忠實可奏可之由宣下、十月八日、爲氏長者、十二月十三日、京官除目、左大臣俊房執筆、左大將、著關白座希代之例也、延喜御宇、右大臣光執筆、貞信公大納言、候關白座之例也とあり、忠實時に年廿二、明年右大臣源顯房薨ず、依て忠實を右大臣、顯房の子大納言雅實を、内大臣となす、然るに嘉承二年、天皇御惱となり、七月十九日堀河院に崩御、寶算二十九、御在位二十七年、皇居の號を諡となす、同く廿四日高隆

寺に葬り奉る。

鳥羽院御諱宗仁、御母は贈皇后(女御藤原苺子)一に茨子(大納言藤原實季の女嘉承二年七月十九日踐祚、實算五、大炊殿に於て、今度讓國の儀なし、太上天皇詔宣命主たるべき)の由、之を仰らる、其後攝政以下公卿諸衛、神璽寶劍に供奉して、皇太子に獻ず、と皇年代略記にあれば、皇太孫踐祚の御例の如きは、御歷代中の異例なり、白河上皇御親政、舊の如くにましませば、忠實の攝政亦空位に居れるのみ、十二月一日、大極殿に御即位、明年天仁と改元す、是より先き先帝の御時、康和元年六條殿炎上ありしも、諸國炎旱風水の害等にて造營なかりしを、茲に至り、讃岐守源顯能重任の功課として、土御門殿に皇居を造進し、此地藤原師時の所有を并せられ、其規模大略大内裏に模し、唯承明門代を缺くのみ、天仁五年十一月、天皇大炊殿より遷御あり、天永二年御元服、實算十一、加冠は攝政太政大臣忠實、理髮は左大臣俊房奉仕せり。

第七十節 清和源氏の衰運

源經基、天慶の亂に功を樹てしより、代々武勇を以て世に聞え、別て頼信、頼義、義家は、

阪東陸奥出羽にまで、勇威を振ひ、且は滿仲以來代々、時の攝關家に祗候せるを以て、官位も昇進し、殆ど武士の棟梁たるの觀あり、然るに義家の子義親、嘉承年間、山法師の事に座して、淡路國に配流されしが、其所爵の不當を憤ふりてか、國司に對捍し、遂に黨與を語合、自ら國司と號して出雲國に入り、國衙を奪略するのみならず、公私の物を劫掠し、濫暴を極めしかば、朝廷、但馬守平正盛に勅して之を征討せしむ、正盛は貞盛五代の孫、先きに阪東の平氏多く源頼信に屬せしを、不快として、伊賀伊勢の間に移りたる、維衡、正度の裔にて、世に伊勢平氏と稱へらる、正盛乃ち義親を征し、天仁元年、義親及び其黨四人の首級を携へて上洛しければ、朝廷檢非違使をして、糺河原に之を受取り、獄門に懸けたり、正盛の勇武始て顯はる、既にして永久五年、前下野守仲正、源義親と稱する者を逮捕して入洛せるを以て、檢非違使をして、之を請取らしめしが、奸僧の偽稱して、邊陲を徘徊せる事露はれたり、是より先き、義家、季弟、義光と共に、仲弟、義綱と協はず、嫡子、義親罪蒙るに及び、第二子、義忠を以て嗣に立つ、義忠時に河内守たり、義光、兄義家に、軍に従つて功あり、武名亦顯はれたるも、官は五位の刑部丞に過ず、茲に於て、窃かに嫡を奪はんと欲し、腹心の良等、鹿島三郎を誘ひ、密に義

忠を殺さしめ、又欺きて三郎を殺す、義家乃ち義親の子爲義を立て嗣となし、且義忠の敵を索む、義光依て兄義綱父子を誣告す、然るに義忠の害せらるゝや、敵其殺したる刀を遺し去る、之を檢するに、義綱の子、義明の佩刀なるを以て、義明の所爲と認め、遂に誅せらる、義綱其冤を憤り、父子主従、近江國甲賀山に據る、上皇即ち爲義に勅して、之を討しむ、爲義時に十歳、兵に將として甲賀山を攻む、義綱防戰數日、遂に敗れ、髪を削りて降る、依て之を佐渡國に配流す、爲義の名始て顯れ、尋て左衛門尉に任じ、檢非違使に補す、後ち南都北嶺の惡僧等、入京を企る毎に、禁中を守り、或は之を途に防ぐ等、屢々功あり、平正盛父子等と並び稱せらるゝに至る、此頃上皇、土木を好ませらるゝより、人々競ふて、國司を望む、爲義大治二年に至り、陸奥守たらんを請ふ、朝廷頼義、義家共に、陸奥守として、前九年、後三年の役起るを以て、不祥となし、之を允さず、依て伊豫守たらんと請ふ、又允さずして、他國の守を請はしむ、爲義、陸奥守は父祖の任、國家に於ては佳例たり、伊豫守亦祖頼義の先蹤たり、然るに此二國にして、允されざれば、他は望む所に非ずと、之に依て官位は、五位の左衛門尉に止れり。

第七十一節 女御入内と忠實父子の黜陟

天皇既に御元服ましくければ、藤氏の先蹤なれば、攝政忠實は、其女泰子を、女御入内せしめんと、竊かに冀望しつゝあり、こは此時、皇女に女御とならせ給ふべき、御方なきを以てなり、然るに此時、上皇、白川殿を御寵愛の餘り、其申勸めに依て、大納言藤原公實の女を、院中に召寄せられ、御猶子として御養育ありて、此白河殿は、今鏡に、白川殿ときこえ給ふ人、おはしましき、その人、侍賢門院、公實の女璋子、養ひ奉り給ひて、院も、白河院御むすめとて、もてなし、きこえさせ給ひし也、其白川殿、あさましき、御すぐせおはしける、人なるべし、宣旨などは、下されざりけれども、世の人は、祇園の女御とぞ申_中元來、かの院のうちの、局わたりには、おはしけるを、はつかに御覽じ、つけさせ給ひて、三千の寵愛、ひとりのみなりけり、唯人には、おはせざるべしとあれば、其勢力想ふべし、忠實又此御猶子を以て、子の忠通に配せんと冀望しつゝあり、然るに白川殿は、之を立て、女御中宮となさんと、密に上皇に申勸め奉りしに、後三條帝以來、藤氏の權勢減殺に、勉め給ふなれば、聽て入用せしめられ、中宮に立給ふ、上皇の御猶子な

れば、先帝の義妹にて、天皇には、御叔母にあたらせ給ふなり、程なく皇子御降誕ありて、一の宮と稱し奉る(崇徳天皇なり)忠實の失望思ふべし、然るに保安元年、上皇熊野御幸の御留守を幸ひと、忠實、天皇に、女御入内の事を内請しけるに、程なく上皇還御ありて、之を聞召し、逆鱗ありて、十一月十二日の夜、左大臣俊房を御使として、忠實の許に遣し、關白内覽を止めて、閉居せしむ、既にして十二月、除目を行はるゝに當り、關白なく、右大臣に藤原家忠あるも、其家柄に非れば、止むを得ず、忠實の子忠通に、内覽宣下ありて、親は親子は子なり、親の惡しければとて、子はさもなきものと、仰られしに、忠通、父罪蒙りて、子の一人たる例候はず、殊に内覽氏長者などは、家に於て、父若くは兄の譲りを受るに、定まりたる儀式の候はゞ、父の罪御免しあらざれば、御請けに及び難しと、勅答せしかば、上皇も是非なく、忠通の閉居を免るされしが、是よりして、忠實、忠通父子不協となりたり、そは忠通左程に、家の先例を重んずるに於ては、父の再任を哀訴して、先づ忠實内覽を奉じ、然る後に、己れ父の讓補を受くべき筈なるに、僅かに閉居を免るされんと、の哀訴は、不孝なりといふにあり、後ち天皇御脱屣に至り、鳥羽上皇に、忠實の女を入内せしめて、女御となす、尋て皇后宮に立させらる、御

讓位後の女御入内、皇后冊立は之を初とす、繼て院號宣下ありて、高陽院と號す、茲に於て忠實再び政務に與かり、父子の間、彌々不和となりたり、此忠實内覽を止められたる時のなるべし、天皇御生母の御兄なる、大納言藤原公實は、御外戚の親を以て、且其家は、九條師輔の後なるを以て、己れ内覽の宣旨を蒙らんと、内請せしかば、天皇御座を三重に圍みて、其議の外に泄れざる様になして、其可否を議せられたりと、愚管抄にあり、斯る情勢なれば、保安二年正月、再び忠實に内覽の宣下あり、程なく忠實辭して、忠通内覽の宣下あり、僅々數月の間に、父子内覽の交迭、再三なるも、之を初めとなす。

第七十二節 御讓位と御事蹟

保安四年正月廿八日、天皇御位を第一親王に讓らせ給ふ、未だ立太子の御儀もなければ、先づ立太子あり、同日に御讓禪を行はる、蓋し白河上皇の御計ひなり、二月二日太子天皇の尊號を上る、時に寶算廿一、是より白河上皇を本院、上皇を新院と稱し奉る、保延七年三月十日寶算三十九にて、御落飾あり、御法諱空覺、今鏡に、

十六年位におはしまして、一の御子に譲り申^中白河の法皇おはしまし、限りは世の中の御まつり事なかりし^中本院、新院とて、ひとつ院に御かた^くにて、三條室町殿にぞ、おはしまし、待賢門院、又女院の御かた(忠實の女)とて、三院の御かた、いと花やかにて、若宮、姫君たち、皆ひとつに、おはしましき、本院、新院、常にはひとつ御車にて、御幸せさせ給へば、法皇の御車なれど、さきに御隨身ぐさせ給へりき、保安五年にや侍りけん、二月に閏月^中白河の花御覽せさせ給ふとて、御幸せさせ給ひしこそ、世にたぐひなき^中法皇も、院も、ひとつ御車にたてまつりて、御隨身に錦縫ひもの、色々にたち重ねたるに、上達部、殿上人狩装束にて、様々に色をつくして、我も^くと詞も及ばず、久我の太政のおと(源雅實)も、御馬にて、それは直衣に冠にて^中院の御車の後に、待賢門院、ひきつづきて^中女房のいだし車の、うちいで銀金にしかへされたり、女院の御車のしりには、皆^{みやくれたい}紅の十ばかりなる、いだされて、紅のうち衣、櫻萌黄のうはぎ、赤色の唐衣に、しろがね、こがねをのべて、くわん(窠)の紋おかれて、地ずりの裳にも、かねをのべて、洲濱、鶴龜をしたるに、裳の腰に、しろがねをのべて、うはぎしは、玉をつらぬきて、かざられ^中いだし車十輛なれば、四十人の

女房、思々に、装ひ共心を盡して、今日ばかりは、制もやぶれてぞ^中あるは五つにほひにて、紫、紅、もえぎ、山吹、すはう、廿五かさねたるに、うちぎぬ、うはぎ、裳、唐衣、皆かねをのべて、紋におかれ侍りけり、あるは柳櫻をませかさねて、上は織物、うらはうち物にして、裳の腰には、錦に玉をつらぬきて、玉にもぬける春の柳か、といふ歌、柳櫻をこきまぜてといふ歌の心なり、裳は、るび染を地にて、かいふを結びて、月の宿りたるやうに、鏡を下にすかして、花のかぐみとなる水は、とせられたり、唐衣には、日をいたして、唯春の日にまかたらなん、といふ歌の心なり、あるは唐衣に錦をして、櫻の花をつけて、薄き綿をあさぎに染て上にひきて、野邊の霞はつゝめども、といふ歌の心なり、袴もうちばかまにて、花を付たり^中御車副の狩衣袴など、いろ^くの紋押し、などして、かぐやきあへるに、やりなはと、いふものも、あしつを、などにや、よりあはせたる、色まじはれる、みすの掛緒などのやうに、かな物ふさなとゆらくとかざりて、何事も常なくかぐやきあへり、攝政殿、忠通は御車にて、隨身などきらめかし^中法勝寺にわたらせ給ひて、花御覽じめぐりて、白河殿にわたらせ給ひて、御遊ありて、上達部の座に、御かはらけ、度々すゝめさせ給ひて、各々歌たてまつら

れ侍りける。序は花園の大臣輔仁親王の子有仁中ぞ書給ひける。新院の御製など、集に入りて侍るとかや、女房の歌など、様々に侍りける。中万代のためしと見ゆる花の色をうつしと、めよ白河の水などぞよませ侍りける。中御寺の花、雪のあしたなどのやうに、咲つらなりたる上に、わざと、かねて外のを、散らして、庭にしかれたりけるにや、牛のつめもかくれ、車のあとも、入る程に、花つもりたるに、梢の花も、雪のさかりにふるやうにぞ、侍りける。中其後いつれの年にか侍りけん、雪の御幸せさせ給ひしに、度々晴れつゝ、けふくくと聞えける程に、俄に侍りけるに、西山、船岡のかた、御覽じめぐりて、法皇も、院も、都のうちには、ひとつ御車にたてまつりて、新院御直衣に、紅のうち御ぞ衣中いたさせ給ひて、御馬にたてまつりけるこそ、いとめつらしく、繪にもかゝまほしく。中二條の大宮待賢門院の女房の、いだし車に、菊もみじの、色々なる衣ども、いだしたるに、上下に白き衣重ねて、縫合せたれば、中あつぎぬの、綿などのやうにて、こぼれいてたるが、菊紅葉のうへに、雪のふりおけるやうにて、五車たてつゝ、侍り中此帝、御心はいと、いたく好かせ給ふ事は、なくて、御心ばへは、うるはしく、御みめも清らかに、功德の道中御祈りをのみ、せさせ給

ひき、御笛をぞえならず吹せ給ひて、堀河院にも、劣らずやおはしましけん、樂などもつくして、しらせ給ふ。中公教、公能など申しおほいどの、伊實、成通など申中納言など、皆御弟子中笛なりとぞ。

右の如く、新院花奢を好ませ給ひて、同書左大臣源有仁の傳にも、花園の左のおとととて、おはせしこそ、光る源氏なども、かゝる人をこそ。中殊の外に、衣紋をぞ好み給ひて、上のきぬなどの、長さ、短さ、などの程など、細かにしたゝめ給ひて、其道にすぐれ給へりける。大方昔は、かやうの事もしらず、指貫も、なかふみて、烏帽子など、こはく塗る事も、なかりける。中此頃こそ、さびえぼうし、きらめき烏帽子など、折々かはりて侍るめれ、白河院は、御装束まゐる人など、おのづから、引つくるひなど、参らせければ、さいなみ給ひける。中鳥羽院この花園のおとと、おほかたも、御みめ、とりくくに、姿もえもいはず、おはします上に、こまかに、沙汰せさせて、世のさがになりて、肩あて、腰あて、烏帽子とゝめ、冠とゝめなど、せぬ人なし、又しても叶ふべき様もなし、冠、烏帽子のしりは、雲を穿ち、高くあがりたる形容たれば、さらば落ぬべき。中袖のかゝり、袴のきはなど、つくるひたてたるは、つきくしく、うちとけたるは、かひなくなん見ゆる、衣

紋の雜色などいひて、藏人になれりしも、此御家の人なりとあれば、本朝衣冠の儀容は、新院に至りて一變し、従つて一般の風俗儀容にも及ぼし、延て後世に至れり、斯る御質にませば、大治五年、白河法皇崩御の後、新院々政に當りて、内寵頗る多く、政綱漸く頽れたり、保延七年三月十日御落傍、寶算三十九、御法諱空覺、康治元年五月、東大寺に於て御受戒あり、保元々年七月二日崩御、寶算五十四、鳥羽安樂壽院に葬り奉り、御居所に依て鳥羽院と諡を奉る。

第七十二節 上皇と天皇忠通と頼長

崇徳院、御諱は顯仁、保安四年正月二十八日立太子、御年五、即日御受禪、二月廿九日大極殿に御即位あり、關白忠通を以て攝政となす、然れども白河法皇萬機御親裁あり、法皇崩後、鳥羽上皇亦御親政なれば、攝關は單に空位に在るのみ、明年天治と改元す、同三年疱瘡等の故を以て、大治と改元す、同四年正月一日御元服、寶算十一、加冠は忠通、理髮は右大臣源家忠、明年忠通の女聖子を入れて、中宮となす、後に皇嘉門院と號す、然るに天皇、上皇と御不協にましくたり、そは古事談に、待賢門院は、白河御猶子

の儀にて、入内し給ふ、其間法皇密通し給ふを人皆之を知りしが、崇徳院は、白河院胤子云々、鳥羽院も其由を知し召て、叔父子と申さしめ給ひける、之に依て、大略不快にて過させ給ふとあり、されど余は、叔父子云々は信じ難し、蓋し今鏡に、女院待賢門院をさなくては、白河院の御ふところに、御足さしいれて、ひるも御殿ごもりたれば、殿忠實など、參らせ給ひたるにも、こゝに、ずち術なき事の侍りて、えみづから、申さずなどいらへてぞ、おはしましける、おとなに、ならせ給ひても、類ひなく御愛聞え侍りきとあれば、餘りに御愛に溺れさせ給へるより、藤氏の輩が、其女の入内を妨げられたる、憤りの餘りに、斯る怪説も出しと思はる、勿論御不協の一斑は、同書に、鳥羽院世をしらせ給ひて、久しくおはしまし、萬つ御政、御心のまゝなるに、中院の大臣源雅定の大將になり給ひした中、讃岐院崇徳位に、おはしまし、かば、しぶらせ給ひしに、中俄に内へ、内裏御幸とて、殿上人少々冠りして、夜に入りて、北の陣に御車、たてさせ給ひて、權大納言雅定大將に、まかりならん事、わざと申請に參りたると、申入れさせ給へりしかば、偕こそ、やがて、其夜なり給ひけれ、實能の大將、下鵜なれども、位階は下なり、元よりなり居給へれば、かみに加へじと、おさへ申給ふ、實行の大納言、我こそ